

 令和5年度版

木更津市清掃事業概要



令和4年度ごみ減量・リサイクル促進ポスターコンクール
木更津市長賞受賞 木更津第一小学校 杉田 龍暉さん作品

木更津市
環境部資源循環推進課



目 次

第1章 概説	1
1 木更津市の概要	3
(1) 位置 (2) 地勢 (3) 人口・世帯数の推移	
2 組織	4
(1) 環境部機構図 (2) 資源循環推進課職員配置	
3 一般廃棄物処理施設等一覧	5
(1) ごみ処理施設 (2) し尿処理施設等 (3) 民間施設	
4 直営車両一覧	5
第2章 予算・決算	7
1 清掃事業費当初予算額（令和5年度、前年度比）	9
(1) 歳入 (2) 歳出	
2 清掃事業費決算額（令和4年度、前年度比）	10
(1) 歳入 (2) 歳出	
3 清掃事業費決算額（じん芥処理・し尿処理別、令和4年度）	11
(1) 歳入 (2) 歳出	
4 清掃事業費決算額の推移	11
(1) 歳入 (2) 歳出 (3) 比率等	
5 手数料決算額の推移	12
第3章 ごみ処理	13
1 ごみ処理の流れ（令和4年度）	15
2 ごみの排出量	16
(1) 種類別排出量	16
① 令和4年度	
② 令和4年度 月別詳細	17
③ 過去7年間の推移	18
④ 粗大ごみ戸別収集	19
(2) 排出元別排出量	20
① 令和4年度 ② 過去7年間の推移	
(3) 収集・搬入形態別排出量	21
① 令和4年度 ② 過去7年間の推移	
(4) 排出割合	21
(5) 1人1日当たりの排出量の推移	22
① 排出総量 ② 排出元別	
3 ごみの資源化量	24
(1) 資源ごみ処理量	24
① 令和4年度 ② 過去7年間の推移	
(2) 燃やせないごみ・粗大ごみから選別されたもの	25
① 令和4年度 ② 過去7年間の推移	
(3) 君津地域広域廃棄物処理施設での熔融処理時に発生するもの（スラグ・メタル） ..	26
① 令和4年度 ② 過去7年間の推移	
(4) 資源化量・リサイクル率	26
4 ごみの減量化・資源化への取り組み	27
(1) 資源ごみ回収推進助成事業	27
① 概要 ② 令和4年度実績 ③ 過去7年間の推移	
(2) 生ごみ肥料化容器等購入設置助成事業	28
① 概要 ② 令和4年度実績 ③ 過去7年間の推移	
(3) 小型家電の無料回収	29
① 概要 ② 令和4年度実績	

5 家庭ごみの収集・運搬	30
(1) 収集・運搬方法と中間処理	30
(2) 収集運搬の業務委託	31
6 ごみ処理手数料の改定状況	32
7 ごみの中間処理	33
(1) 中間処理施設の概要	33
① 木更津市クリーンセンター	
② 君津地域広域廃棄物処理施設 ③ ㈱佐久間 木更津リサイクルセンター	34
(2) 君津地域広域廃棄物処理施設での処理量	35
① 令和4年度 ② 過去7年間の処理量 ③ 過去7年間の溶融飛灰発生量	
8 ごみの最終処分	36
(1) 溶融飛灰最終処分業務委託	36
① 令和5年度契約 ② 令和4年度実績 ③ 過去の経緯	
(2) スプリング入りベッドマットレス最終処分業務委託	37
① 令和4年度契約 ② 令和4年度実績 ③ 過去の経緯	
9 ごみ処理業務の委託状況	38
(1) 令和5年4月1日契約締結の委託業務	
(2) 業務体制	
10 一般廃棄物処理業(ごみ)の許可状況	39
(1) 一般廃棄物収集運搬業許可業者	39
① 木更津市内で収集を行う者 ② 木更津市内で収集を行う業者の推移	
③ 木更津市外からの運搬のみ	
(2) 一般廃棄物処分業許可業者	40
11 ごみ処理にかかる経費	41
(1) 過去7年間の推移	
第4章 し尿・浄化槽汚泥処理	43
1 し尿・浄化槽汚泥処理の流れ(令和4年度)	45
2 し尿・浄化槽汚泥の処理量	46
(1) 令和4年度	46
(2) 過去7年間の推移	46
3 し尿・浄化槽汚泥の処理費等の推移	47
(1) 過去7年間の推移	47
4 し尿・浄化槽汚泥の処理手数料等の改定状況	47
(1) し尿・浄化槽汚泥処理施設での処理手数料	47
(2) し尿・浄化槽汚泥の収集運搬料金	47
5 合併処理浄化槽設置事業	48
(1) 概要(令和4年度)	48
(2) 補助金申請から交付までの流れ	48
(3) 補助金交付実績の推移	49
6 し尿処理施設等の概要	50
(1) し尿処理施設(新川園衛生処理場)	50
7 一般廃棄物処理業(し尿・浄化槽汚泥)、浄化槽清掃業の許可状況	51
(1) 一般廃棄物収集運搬業許可業者および浄化槽清掃業許可業者	51

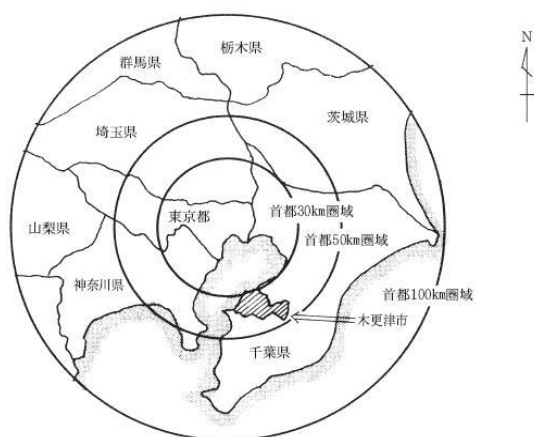
第5章 参考資料	53
清掃事業の沿革	55
木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	57
木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則	64
木更津市廃棄物減量等推進審議会運営規則	68
木更津市資源ごみ回収推進助成金交付規則	69
木更津市生ごみ肥料化容器等購入設置助成金交付規則	71
木更津市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱	73
一般廃棄物処理実施計画	76
木更津市が処分する産業廃棄物	92

第 1 章

～ 概 説 ～

1 木更津市の概要

(1) 位置



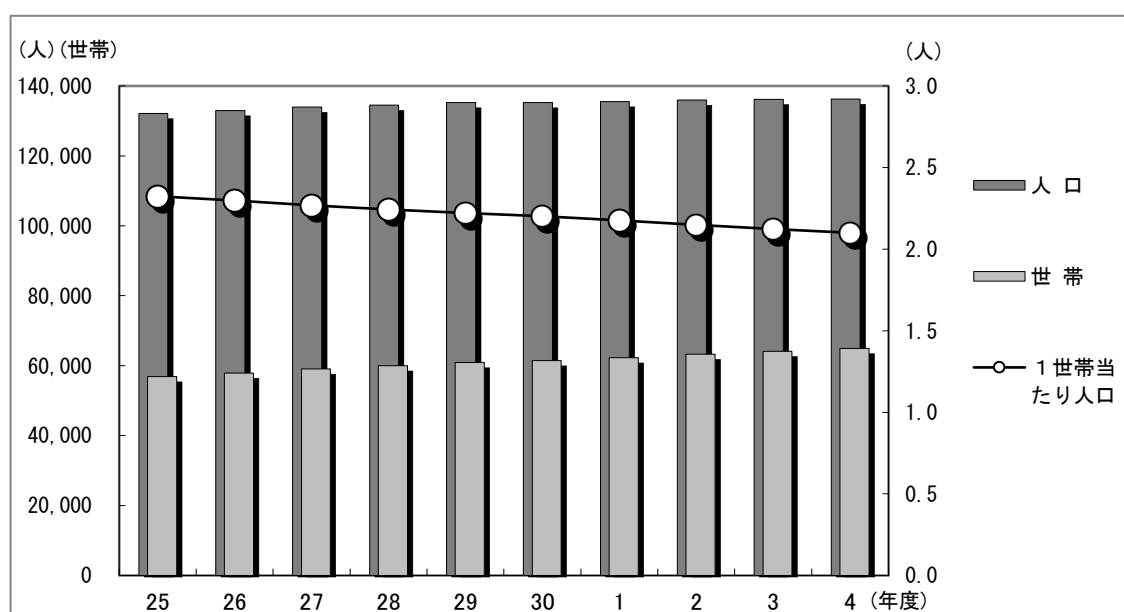
(2) 地勢

面 積	長 さ		標 高
138.90km ²	東西 21.98km	南北 14.54km	最高 200.0m (真里谷) 最低 0.1m (畔戸)

(3) 人口・世帯数の推移

年 度	人 口	世 帯	1世帯当たり人口
25	132,163	56,870	2.324
26	132,928	57,853	2.298
27	133,923	59,061	2.268
28	134,515	59,977	2.243
29	135,243	60,902	2.221
30	135,216	61,413	2.202
1	135,547	62,269	2.177
2	135,982	63,303	2.148
3	136,141	64,118	2.123
4	136,288	64,899	2.100

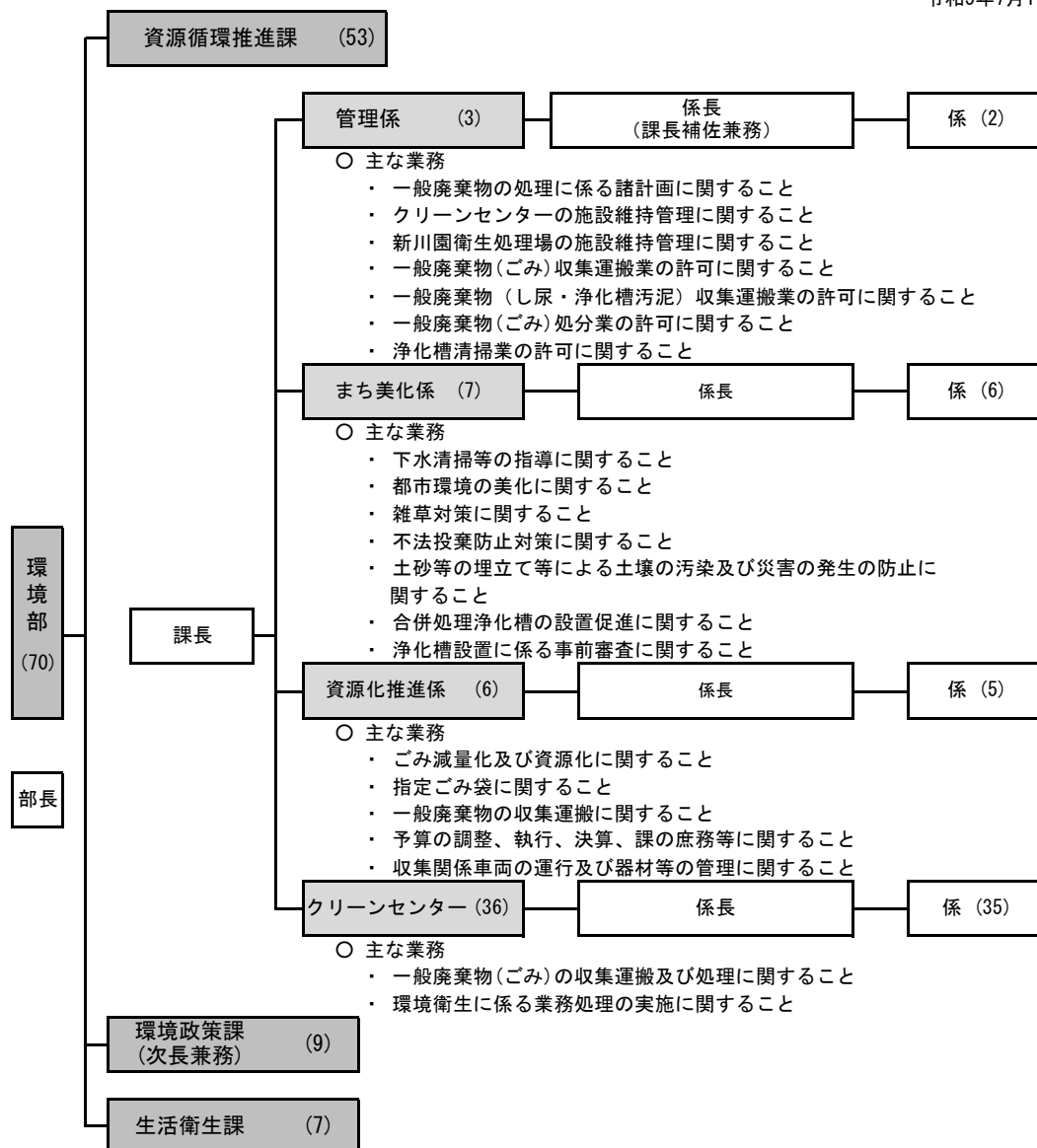
* 各年度10月1日現在の住民基本台帳人口・世帯数



2 組織

(1) 環境部機構図

令和5年7月1日現在



※ ()内は職員数

(2) 資源循環推進課職員配置

令和5年7月1日現在

職名	係名	管理係	まち美化係	資源化推進係	クリーンセンター係	合 計
課長	1					1
課長補佐		1				1
主幹						0
副主幹						0
係長			1	1	1	3
主査						0
主任主事		1	1	3		5
主事		1	1			2
事務員			2			2
総括業務員					7	7
副総括業務員					14	14
主任業務員					11	11
総括運転手					1	1
主任運転手					1	1
業務員					1	1
会計年度任用職員			2	2		4
合 計	1	3	7	6	36	53

3 一般廃棄物処理施設等一覧

(1) ごみ処理施設

施設名	稼動年月	廃棄物の種類	処理能力	所在地	電話番号
木更津市クリーンセンター (粗大ごみ処理施設)	昭和63年4月	不燃ごみ 粗大ごみ	25 t／5h	潮浜3-1	(36) 1133

(2) し尿処理施設等

施設名	稼動年月	廃棄物の種類	処理能力	所在地	電話番号
木更津市新川園衛生処理場	昭和38年4月	し尿 浄化槽汚泥	110 kl／日	牛袋469-1	(98) 4242

(3) 民間施設

施設名	処理方法	廃棄物の種類	処理能力	所在地	電話番号
(株)かずさクリーンシステム (君津地域広域廃棄物処理施設)	焼却 (ガス化溶融)	可燃ごみ、不燃ごみ、 し尿処理施設脱水汚泥、 焼却残さ	450 t／日	新港17-2	(30) 2071
(株)佐久間 木更津リサイクルセンター	選別・圧縮・梱包	びん、かん、ペットボ トル、その他プラスチック製容 器包装	44 t／日	潮浜2-6-9	(36) 7745
(株)佐久間 木更津営業所	選別・圧縮・梱包	紙類 (新聞、段ボール、雑誌、 雑紙、紙パック、紙箱)	169.6 t／日	潮見3-10-5	(22) 7712

※ 県の設置許可を受けている施設

4 直営車両一覧

令和5年4月1日現在

用途 \ 車種	機械車		ダンプトラック		ライトバン	フォークリフト	ショベルローダー	バキューム	軽自動車		合 計
	2トン	4トン	天蓋	普通					普通	トラック	
不燃ごみ回収	1		3								4
施設間運搬		3	1	2							6
構内作業	1			1		2	1				5
環境衛生業務	4			1							5
し尿業務				1				1			2
合 計	6	3	4	5	0	2	1	1	0	0	22

MEMO

This image shows a full page of a handwriting practice worksheet. It consists of multiple sets of three horizontal dashed lines, providing a guide for letter height and placement. The lines are evenly spaced and extend across the entire width of the page, leaving no margins or additional markings.

第 2 章

～予算・決算～

1 清掃事業費当初予算額（令和5年度、前年度比）

(1) 歳入

（単位：千円）

科 目		令和4年度	令和5年度	増減額	前年度比(%)
使	用 料	265	260	△ 5	△ 1.89
	自 動 販 売 機 設 置 料 等	265	260	△ 5	△ 1.89
手	数 料	492,599	484,160	△ 8,439	△ 1.71
じん芥処理	じ ん 芥 処 理 手 数 料	224,428	220,617	△ 3,811	△ 1.70
	粗 大 ご み 戸 別 収 集 手 数 料	5,000	5,500	500	10.00
	許 可 申 請 手 数 料	270	110	△ 160	△ 59.26
	指 定 ご み 袋 に 係 る 一 般 廃 棄 物 処 理 手 数 料	247,957	243,018	△ 4,939	△ 1.99
	剪 定 枝 処 理 券 に 係 る 一 般 廃 棄 物 処 理 手 数 料	570	550	△ 20	△ 3.51
	計	478,225	469,795	△ 8,430	△ 1.76
し尿処理	衛 生 処 理 場 等 廃 棄 物 処 分 手 数 料	14,344	14,295	△ 49	△ 0.34
	許 可 申 請 手 数 料	30	70	40	133.33
	計	14,374	14,365	△ 9	△ 0.06
国	庫 補 助 金	5,124	6,168	1,044	20.37
	循 環 型 社 会 形 成 推 進 交 付 金	5,124	6,168	1,044	20.37
県	補 助 金	6,238	6,403	165	2.65
	生 活 排 水 対 策 浄 化 槽 推 進 事 業 補 助 金	5,674	6,403	729	12.85
雑	入	37,348	59,928	22,580	60.46
	資 源 ご み 売 払 代	37,190	59,703	22,513	60.54
	そ の 他	158	225	67	42.41
合 計		541,574	556,919	15,345	2.83

(2) 歳出

（単位：千円）

事 業 名		令和4年度	令和5年度	増減額	前年度比(%)
清掃総務費	一 般 職 人 件 費	57,762	79,968	22,206	38.44
	合 併 処 理 浄 化 槽 設 置 促 進 事 業 費	16,485	19,002	2,517	15.27
	清 掃 総 務 諸 経 費	1,360	1,135	△ 225	△ 16.54
	小 計	75,607	100,105	24,498	32.40
じん芥処理費	特 別 職 人 件 費	120	120		
	一 般 職 人 件 費	272,035	263,483	△ 8,552	△ 3.14
	会 計 年 度 任 用 職 員 人 件 費	4,874	5,340	466	9.56
	収 集 運 搬 業 務 関 係 費	459,426	510,134	50,708	11.04
	ク リ ー ン セ ン タ ー 関 係 費	36,850	40,602	3,752	10.18
	一 般 廃 棄 物 処 理 基 本 計 画 改 定 事 業 費	6,600		△ 6,600	△ 100.00
	最 終 処 分 関 係 費	88,183	78,504	△ 9,679	△ 10.98
	ご み 減 量 化 資 源 化 関 係 費	204,007	210,778	6,771	3.32
	粗 大 ご み 戸 別 収 集 関 係 費	233	262	29	12.45
	じ ん 芥 処 理 諸 経 費	683	498	△ 185	△ 27.09
	広 域 廃 棄 物 処 理 事 業 関 係 費	1,674,564	1,594,572	△ 79,992	△ 4.78
	指 定 ご み 袋 関 係 事 業 費	66,738	110,746	44,008	65.94
	小 計	2,814,313	2,815,039	726	0.03
し尿処理尿費	収 集 運 搬 業 務 関 係 費	520	503	△ 17	△ 3.27
	し 尿 処 理 施 設 関 係 費	92,722	87,781	△ 4,941	△ 5.33
	小 計	93,242	88,284	△ 4,958	△ 5.32
合 計		2,983,162	3,003,428	20,266	0.68

2 清掃事業費決算額（令和4年度、前年度比）

(1) 歳入

（単位：円）

科 目		令和3年度	令和4年度	増減額	前年度比(%)
使	用 料	266,044	261,760	△ 4,284	△ 1.61
	自 動 販 売 機 設 置 料 等	266,044	261,760	△ 4,284	△ 1.61
手	数 料	486,854,555	449,513,883	△ 37,340,672	△ 7.67
じん芥処理	じん芥処理手数料料	220,009,620	218,077,715	△ 1,931,905	△ 0.88
	粗大ごみ戸別収集手数料料	5,322,400	5,576,800	254,400	4.78
	許可申請手数料料	110,000	290,000	180,000	163.64
	指定ごみ袋に係る一般廃棄物処理手数料料	243,055,500	210,591,000	△ 32,464,500	△ 13.36
	剪定枝処理券に係る一般廃棄物処理手数料料	549,200	531,400	△ 17,800	△ 3.24
	計	469,046,720	435,066,915	△ 33,979,805	△ 7.24
し尿処理	衛生処理場等廃棄物処理手数料料	17,757,835	14,396,968	△ 3,360,867	△ 18.93
	許可申請手数料料	50,000	50,000	0	0
	計	17,807,835	14,446,968	△ 3,360,867	△ 18.87
国	庫 補 助 金	4,650,000	70,674,422	66,024,422	1419.88
	循環型社会形成推進交付金	4,650,000	3,032,000	△ 1,618,000	△ 34.80
	地方創生臨時交付金		67,642,422	67,642,422	100.00
県	補 助 金	4,320,114	4,406,000	85,886	1.99
	生活排水対策浄化槽推進事業補助金	3,812,000	4,406,000	594,000	15.58
財	産 売 払 収 入	2,728,660		△ 2,728,660	△ 100.00
雑	入	130,318,951	118,641,399	△ 11,677,552	△ 8.96
	弁 償 金	80,151	104,775	24,624	30.72
	資 源 ご み 売 払 代	52,633,000	85,383,034	32,750,034	62.22
	日本容器包装リサイクル協会有償入札返還金	9,863,353	32,803,387	22,940,034	232.58
	原 発 事 故 関 連 損 害 賠 償 金	67,073,529		△ 67,073,529	△ 100.00
	そ の 他	668,918	350,203	△ 318,715	△ 47.65
合 計		629,138,324	643,497,464	14,359,140	2.28

(2) 歳出

（単位：円）

事 業 名		令和3年度	令和4年度	増減額	前年度比(%)
清掃総務費	一 般 職 人 件 費	63,675,184	69,141,580	5,466,396	8.58
	合併処理浄化槽設置促進事業費	11,397,000	13,000,000	1,603,000	14.07
	清 掃 総 務 諸 経 費	1,258,437	1,171,867	△ 86,570	△ 6.88
	小 計	76,330,621	83,313,447	6,982,826	9.15
じん芥処理費	特 別 職 人 件 費	72,000	56,000	△ 16,000	△ 22.22
	一 般 職 人 件 費	295,838,609	265,007,805	△ 30,830,804	△ 10.42
	会 計 年 度 任 用 職 員 人 件 費	4,928,974	4,987,928	58,954	1.20
	収 集 運 搬 業 務 関 係 費	444,653,729	457,136,329	12,482,600	2.81
	ク リ ー ン セ ン タ ー 関 係 費	32,117,442	40,188,771	8,071,329	25.13
	木更津市一般廃棄物処理計画策定事業費		1,253,970	1,253,970	
	最 終 処 分 関 係 費	81,584,354	76,063,927	△ 5,520,427	△ 6.77
	ご み 減 量 化 資 源 化 関 係 費	198,799,292	201,858,033	3,058,741	1.54
	粗大ごみ戸別収集関係費	232,650	232,650		
	じん芥処理諸経費	252,555	513,334	260,779	103.26
	広域廃棄物処理事業関係費	1,475,077,031	1,593,146,331	118,069,300	8.00
	指定ごみ袋関係事業費	60,363,741	65,366,507	5,002,766	8.29
	新型コロナウイルス感染症対策事業費		13,458,938	13,458,938	
	小 計	2,593,920,377	2,719,270,523	125,350,146	4.83
し尿処理尿費	収 集 運 搬 業 務 関 係 費	436,452	361,321	△ 75,131	△ 17.21
	尿 処 理 施 設 関 係 費	83,705,839	91,932,019	8,226,180	9.83
	小 計	84,142,291	92,293,340	8,151,049	9.69
合 計		2,754,393,289	2,894,877,310	140,484,021	5.10

3 清掃事業費決算額（じん芥処理・し尿処理別、令和4年度）

(1) 歳入

(単位：円)

科 目	じん芥処理関係	し尿処理関係	合 計
使 用 料	261,760		261,760
手 数 料	435,066,915	14,446,968	449,513,883
国 庫 補 助 金	67,642,422	3,032,000	70,674,422
県 補 助 金		4,406,000	4,406,000
雑 入	118,641,399		118,641,399
合 計	621,612,496	21,884,968	643,497,464

(2) 歳出

(単位：円)

科 目	じん芥処理関係	し尿処理関係	合 計
清 掃 総 務 費	63,388,245	19,925,202	83,313,447
じ ん 芥 処 理 費	2,719,270,523		2,719,270,523
し 尿 処 理 費		92,293,340	92,293,340
合 計	2,782,658,768	112,218,542	2,894,877,310

4 清掃事業費決算額の推移

(1) 歳入

(単位：円)

年度	負担金	使用料	手数料	国庫補助金	県補助金	利子及び配当金	財産売却収入	雑 入	合 計
23		85,112	408,289,632	5,290,000	6,290,000	9,000,000		63,940,489	492,895,233
24		88,376	421,526,139	5,600,000	3,900,000	9,000,000		49,151,147	489,265,662
25		89,440	435,074,707	3,317,000	6,142,000	9,000,000	378,000	66,293,906	520,295,053
26		176,906	420,049,885	6,068,000	5,664,000	9,000,000		116,423,967	557,382,758
27		260,033	443,373,554	3,700,000	5,564,000	9,000,000	851,040	88,589,964	551,338,591
28		263,264	447,026,882	5,920,000	6,382,000			82,626,304	542,218,450
29		263,460	451,392,901	5,582,000	6,404,000			101,382,342	565,024,703
30	8,274,913	264,560	462,661,429	5,476,000	5,138,000			86,633,338	568,448,240
1	21,250,604	264,608	489,998,693	74,515,000	3,454,000			85,526,022	675,008,927
2	40,631,128	265,402	475,522,897	114,723,000	4,514,000			43,564,663	679,221,090
3		266,044	486,654,555	4,650,000	3,812,000		2,728,660	130,318,951	628,430,210
4		261,760	449,513,883	70,674,422	4,406,000			118,641,399	643,497,464

* 証紙収入、貸付金元利収入は、雑入に含む。利子及び配当金欄のH14分は寄付金を記載。

(2) 歳出

(単位：円)

年度	清掃総務費	じん芥処理費	し尿処理費	合 計
23	89,594,656	2,478,389,137	62,904,785	2,640,028,770
24	75,165,089	2,498,465,025	68,657,576	2,630,888,578
25	81,665,632	2,487,039,289	72,852,380	2,642,287,690
26	74,230,225	2,646,239,590	73,913,543	2,641,557,301
27	73,802,875	2,596,263,545	83,003,512	2,794,383,358
28	81,378,279	2,536,316,698	83,442,525	2,753,069,932
29	84,995,654	2,477,981,297	80,364,407	2,701,137,502
30	86,347,398	2,521,784,047	76,436,248	2,643,341,358
1	83,536,520	2,673,896,759	75,729,490	2,684,567,693
2	83,484,711	2,989,760,572	77,108,649	3,150,353,932
3	76,330,621	2,593,920,377	84,142,291	2,754,393,289
4	83,313,447	2,719,270,523	92,293,340	2,894,877,310

(3) 比率等

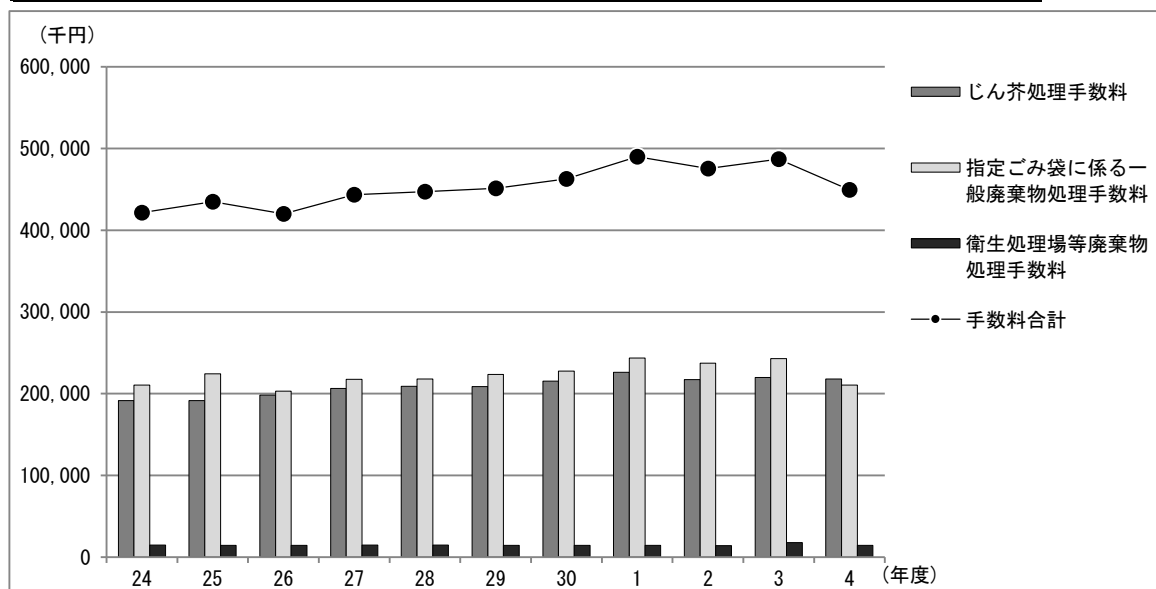
年度	一般会計歳出（円）	清掃事業費（円）	比率（％）	人口（人）※1	ごみ処理量（t）※2	し尿処理量（kl）
23	36,202,623,571	2,630,888,578	7.27	129,393	53,654.05	32,922.74
24	38,402,585,157	2,642,287,690	6.88	131,461	54,572.85	34,351.59
25	41,844,517,026	2,641,557,301	6.31	132,163	53,940.69	33,811.67
26	41,059,065,188	2,794,383,358	6.81	132,928	54,406.83	33,278.95
27	40,951,595,994	2,753,069,932	6.72	133,923	54,746.11	34,318.38
28	39,389,120,913	2,701,137,502	6.86	134,515	54,757.12	34,240.19
29	42,664,777,073	2,643,341,358	6.20	135,243	54,345.27	33,935.50
30	43,212,640,427	2,684,567,693	6.21	135,216	54,970.06	33,481.31
1	46,082,780,466	2,833,162,769	6.15	135,547	58,243.69	33,595.74
2	61,820,589,602	3,150,353,932	5.10	135,982	56,873.25	32,872.20
3	50,394,067,980	2,754,393,289	5.47	136,141	55,375.80	33,064.13
4	53,339,345,962	2,894,877,310	5.43	136,288	54,520.48	33,409.86

※1 各年10月1日現在の住民基本台帳人口 ※2 集団回収を含めない量

5 手数料決算額の推移

(単位：円)

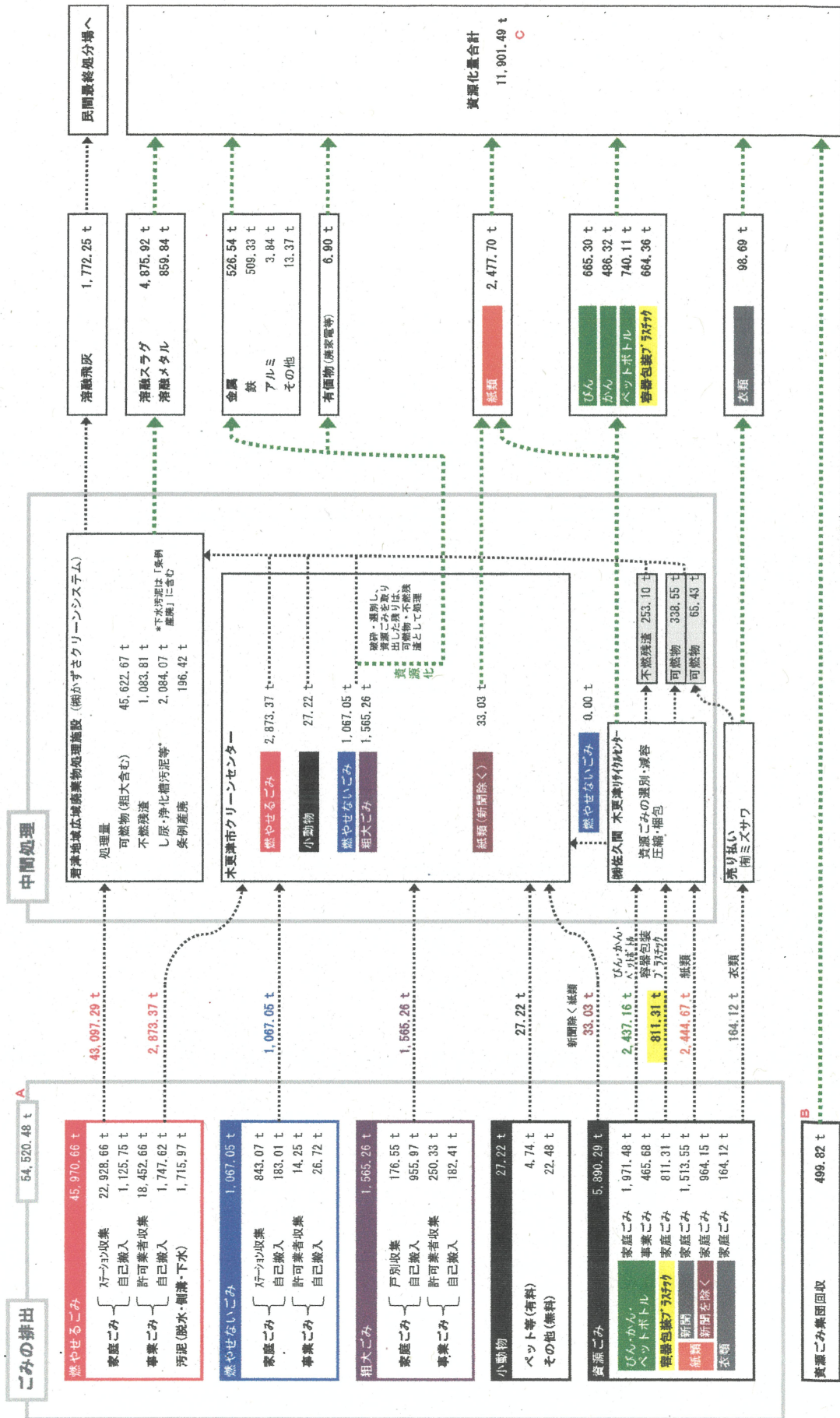
年度	じん芥処理 手数料	粗大ごみ 戸別収集 手数料	指定ごみ袋に 係る一般廃棄 物処理手数料	剪定枝処理 券に係る一 般廃棄物処 理手数料	衛生処理場等 廃棄物処理 手数料	許可申請手数料			合 計
						ご	み	尿 計	
24	191,681,330	3,411,200	210,693,000	595,600	14,765,009	300,000	80,000	380,000	421,526,139
25	191,658,840	3,726,400	224,368,500	652,000	14,532,967	86,000	50,000	136,000	435,074,707
26	198,155,040	3,609,600	202,954,500	656,800	14,303,945	270,000	100,000	370,000	420,049,885
27	206,376,980	4,048,000	217,477,500	580,400	14,750,674	70,000	70,000	140,000	443,373,554
28	208,953,110	4,206,400	218,167,500	602,800	14,717,072	300,000	80,000	380,000	447,026,882
29	208,562,300	4,061,800	223,473,000	564,000	14,551,801	170,000	10,000	180,000	451,392,901
30	215,356,590	4,359,200	227,628,000	572,400	14,395,239	290,000	60,000	350,000	462,661,429
1	225,992,310	5,059,200	243,793,500	634,800	14,348,883	100,000	70,000	170,000	489,998,693
2	217,416,330	5,782,400	237,283,500	607,200	14,083,467	260,000	90,000	350,000	475,522,897
3	220,009,620	5,322,400	243,055,500	549,200	17,757,835	110,000	50,000	160,000	486,854,555
4	218,077,715	5,576,800	210,591,000	531,400	14,396,968	290,000	50,000	340,000	449,513,883



第 3 章

～ ごみ処理 ～

1 ごみ処理の流れ (令和4年度)



10月1日現在 住民基本台帳人口	136,288 人
資源ごみ集回収を含めた排出量	55,020.30 t
1人1日あたりのごみ排出量	1,106.04 g/人・日
リサイクル率	21.63 %

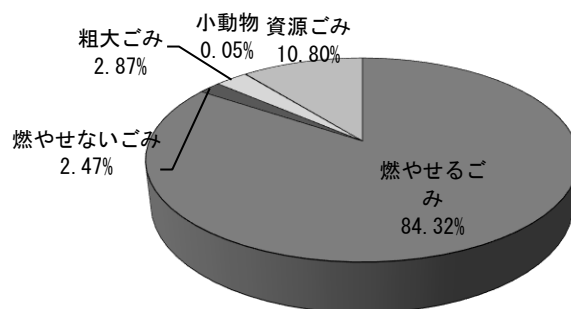
2 ごみの排出量

(1) 種類別排出量

① 令和4年度

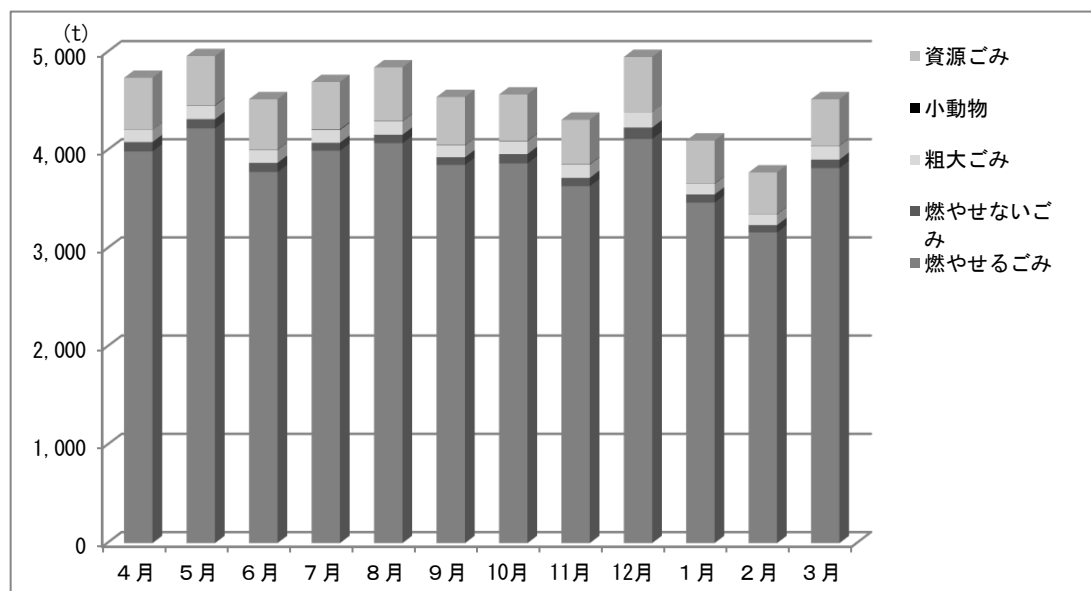
(単位：t)

種 類	排出量
燃やせるごみ	45,970.66
燃やせないごみ	1,067.05
粗大ごみ	1,565.26
小動物	27.22
資源ごみ	5,890.29
合 計	54,520.48



(単位：t)

月	燃やせるごみ	燃やせないごみ	粗大ごみ	小動物	資源ごみ	合 計
4月	3,988.31	95.55	123.41	1.54	529.39	4,738.20
5月	4,223.26	93.51	137.24	3.10	502.67	4,959.78
6月	3,778.30	93.38	131.83	2.40	513.66	4,519.57
7月	3,995.61	80.98	130.28	3.60	484.45	4,694.92
8月	4,072.50	85.70	136.13	2.48	547.85	4,844.66
9月	3,850.70	78.17	120.32	2.20	491.32	4,542.71
10月	3,865.51	95.34	132.70	3.12	471.39	4,568.06
11月	3,634.01	84.37	136.35	2.64	453.07	4,310.44
12月	4,115.03	116.70	157.43	1.30	559.99	4,950.45
1月	3,466.74	82.51	108.55	1.34	439.39	4,098.53
2月	3,162.85	74.10	109.70	1.34	425.65	3,773.64
3月	3,817.84	86.74	141.32	2.16	471.46	4,519.52
合計	45,970.66	1,067.05	1,565.26	27.22	5,890.29	54,520.48



② 令和4年度 月別詳細

i 燃やせるごみ

(単位：t)

月	家庭ごみ		事業ごみ		脱水汚泥	側溝汚泥	下水汚泥	合 計
	ステーション収集	自己搬入	許可業者 収集	自己搬入				
4月	2,074.95	95.68	1,525.10	124.66	149.09	13.68	5.15	3,988.31
5月	2,193.23	122.44	1,614.23	133.39	134.72	19.92	5.33	4,223.26
6月	1,823.06	103.24	1,578.42	159.43	104.78	2.00	7.37	3,778.30
7月	2,023.53	76.15	1,602.09	147.00	130.88	8.17	7.79	3,995.61
8月	2,037.23	101.58	1,642.08	182.08	85.98	16.95	6.60	4,072.50
9月	1,926.50	85.07	1,571.02	141.91	113.02	5.18	8.00	3,850.70
10月	1,973.35	98.68	1,524.85	146.64	110.09	6.13	5.77	3,865.51
11月	1,772.75	93.66	1,487.77	142.05	121.16	11.67	4.95	3,634.01
12月	2,047.07	122.54	1,597.45	169.75	142.13	28.93	7.16	4,115.03
1月	1,751.99	68.04	1,407.00	124.32	105.05	4.77	5.57	3,466.74
2月	1,526.78	62.95	1,295.11	125.73	138.73	7.99	5.56	3,162.85
3月	1,778.22	95.72	1,607.54	150.66	161.14	18.46	6.10	3,817.84
合計	22,928.66	1,125.75	18,452.66	1,747.62	1,496.77	143.85	75.35	45,970.66

ii 燃やせないごみ

(単位：t)

月	家庭ごみ		事業ごみ		合 計
	ステーション収集	自己搬入	許可業者 収集	自己搬入	
4月	76.96	15.63	1.31	1.65	95.55
5月	70.89	17.47	3.03	2.12	93.51
6月	71.52	17.09	1.51	3.26	93.38
7月	64.17	13.21	1.19	2.41	80.98
8月	67.97	14.02	1.15	2.56	85.70
9月	63.36	11.20	1.19	2.42	78.17
10月	76.70	15.62	0.84	2.18	95.34
11月	65.17	15.79	0.99	2.42	84.37
12月	92.19	21.59	0.55	2.37	116.70
1月	66.20	13.23	1.11	1.97	82.51
2月	61.37	10.36	0.51	1.86	74.10
3月	66.57	17.80	0.87	1.50	86.74
合計	843.07	183.01	14.25	26.72	1,067.05

iii 粗大ごみ

(単位：t)

月	家庭ごみ		事業ごみ		合 計
	戸別収集	自己搬入	許可業者 収集	自己搬入	
4月	15.57	75.55	20.91	11.38	123.41
5月	15.30	87.14	20.44	14.36	137.24
6月	16.79	79.26	19.70	16.08	131.83
7月	13.61	79.44	16.86	20.37	130.28
8月	16.31	86.61	18.54	14.67	136.13
9月	14.36	70.24	18.37	17.35	120.32
10月	15.86	81.60	21.67	13.57	132.70
11月	14.49	85.21	22.86	13.79	136.35
12月	14.22	101.74	25.50	15.97	157.43
1月	11.22	64.39	21.48	11.46	108.55
2月	10.50	61.36	22.87	14.97	109.70
3月	18.32	83.43	21.13	18.44	141.32
合計	176.55	955.97	250.33	182.41	1,565.26

iv 小動物 (単位: t)

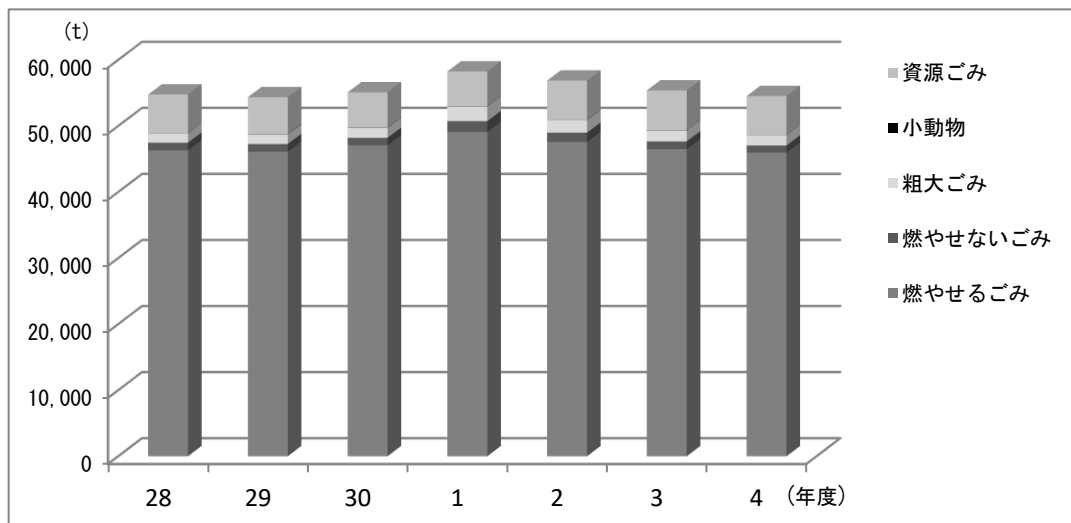
月	ペット等 (有料)	その他 (無料)	合 計
4月	0.26	1.28	1.54
5月	0.40	2.70	3.10
6月	0.38	2.02	2.40
7月	0.56	3.04	3.60
8月	0.32	2.16	2.48
9月	0.22	1.98	2.20
10月	0.62	2.50	3.12
11月	0.56	2.08	2.64
12月	0.26	1.04	1.30
1月	0.38	0.96	1.34
2月	0.32	1.02	1.34
3月	0.46	1.70	2.16
合計	4.74	22.48	27.22

v 資源ごみ (単位: t)

月	びん・かん・ペットボトル			容器包装 プラスチック	紙類			衣類	合 計
	家庭ごみ	事業ごみ	小計		新聞	新聞除く	小計		
4月	156.20	37.15	193.35	63.98	163.48	88.60	252.08	19.98	529.39
5月	170.43	40.03	210.46	63.96	127.35	81.82	209.17	19.08	502.67
6月	169.51	38.94	208.45	78.93	131.60	81.14	212.74	13.54	513.66
7月	178.88	42.66	221.54	63.36	114.36	75.98	190.34	9.21	484.45
8月	196.35	48.13	244.48	72.86	129.50	90.49	219.99	10.52	547.85
9月	170.62	41.45	212.07	69.85	117.89	79.02	196.91	12.49	491.32
10月	157.28	36.86	194.14	60.82	119.86	80.43	200.29	16.14	471.39
11月	150.22	39.25	189.47	66.66	109.57	70.36	179.93	17.01	453.07
12月	172.07	36.86	208.93	73.93	159.75	99.91	259.66	17.47	559.99
1月	154.01	34.51	188.52	61.60	102.49	77.87	180.36	8.91	439.39
2月	131.85	31.56	163.41	53.14	122.38	76.24	198.62	10.48	425.65
3月	164.06	38.28	202.34	82.22	115.32	62.29	177.61	9.29	471.46
合計	1,971.48	465.68	2,437.16	811.31	1,513.55	964.15	2,477.70	164.12	5,890.29

③ 過去7年間の推移 (単位: t)

年度	燃やせる ごみ	燃やせない ごみ	粗大ごみ	小動物	資源ごみ	合計	前年比 (%)
28	46,315.64	1,148.82	1,410.49	24.96	5,857.21	54,757.12	
29	46,104.38	1,152.94	1,458.07	27.38	5,602.50	54,345.27	99.25
30	47,051.66	1,155.92	1,526.28	31.74	5,318.95	55,084.55	101.36
1	49,084.21	1,641.50	2,226.50	30.28	5,261.20	58,243.69	105.74
2	47,584.19	1,398.61	1,921.18	28.82	5,940.45	56,873.25	97.65
3	46,483.32	1,181.40	1,665.00	29.28	6,016.80	55,375.80	97.37
4	45,970.66	1,067.05	1,565.26	27.22	5,890.29	54,520.48	98.46

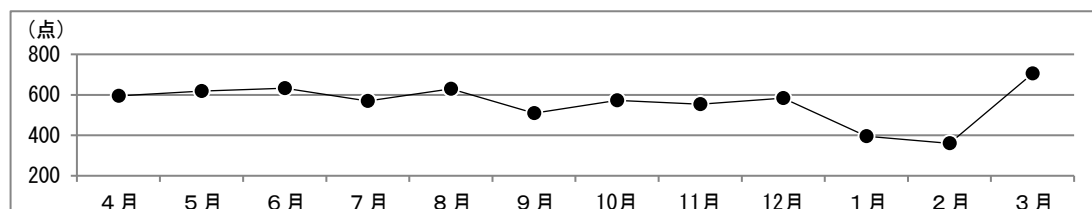


④ 粗大ごみ戸別収集

i 令和4年度

(点)

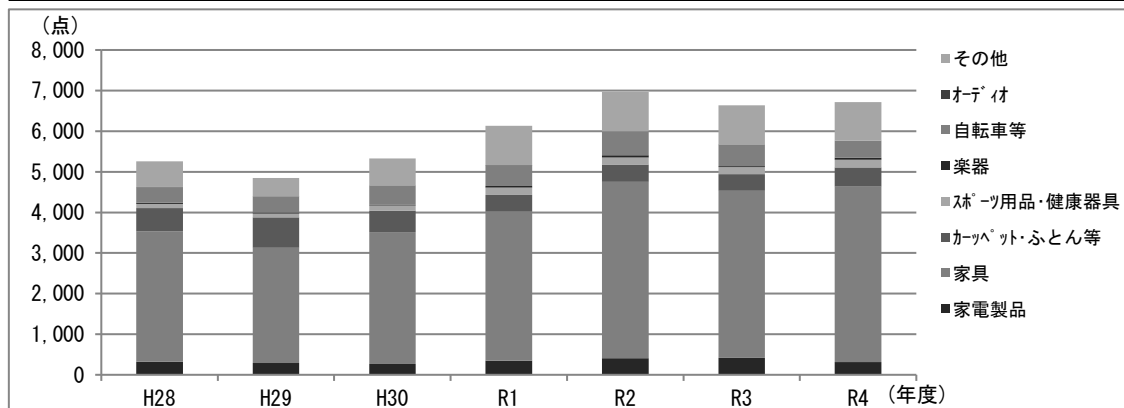
分類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
家電製品	27	26	30	24	21	13	30	26	32	24	30	28	311
家具	384	377	407	335	410	331	385	332	357	250	248	510	4,326
カーペット・ふとん等	30	45	46	46	51	40	45	46	55	21	9	38	472
スポーツ用品・健康器具	13	23	28	13	20	15	13	21	14	10	8	14	192
楽器	3	1	0	4	8	7	8	2	2	3	2	3	43
自転車等	40	49	47	32	31	33	29	36	33	28	27	40	425
オーディオ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	97	97	74	115	89	70	62	90	90	59	36	72	951
合計	594	618	632	569	630	509	572	553	583	395	360	705	6,720
処理手数料 (1点800円)	475,200	494,400	505,600	455,200	504,000	407,200	457,600	442,400	466,400	316,000	288,000	564,000	5,376,000
申込者(人)	272	265	306	280	287	243	262	254	281	205	180	315	3,150
1人当たり 排出点数	2.18	2.33	2.07	2.03	2.20	2.09	2.18	2.18	2.07	1.93	2.00	2.24	2.13



ii 過去7年間の推移

(点)

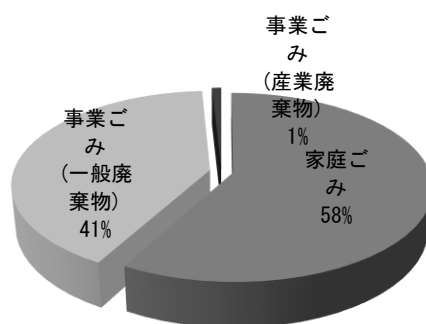
分類	H28		H29		H30		R1		R2		R3		R4	
	点数	(%)	点数	(%)	点数	(%)	点数	(%)	点数	(%)	点数	(%)	点数	(%)
家電製品	319	6.1	290	6.0	270	5.1	344	5.6	410	5.9	414	6.2	311	4.6
家具	3,214	61.1	2,842	58.6	3,245	60.9	3,674	59.9	4,345	62.4	4,115	62.0	4,326	64.4
カーペット・ふとん等	577	11.0	745	15.4	530	10.0	415	6.8	422	6.1	417	6.3	472	7.0
スポーツ用品・健康器具	98	1.9	93	1.9	121	2.3	177	2.9	179	2.6	167	2.5	192	2.9
楽器	30	0.6	26	0.5	20	0.4	44	0.7	53	0.8	27	0.4	43	0.6
自転車等	380	7.2	395	8.1	475	8.9	497	8.1	583	8.4	516	7.8	425	6.3
オーディオ	8	0.2	8	0.2	5	0.1	14	0.2	2	0.0	1	0.0	0	0.0
その他	632	12.0	452	9.3	660	12.3	970	15.8	971	13.9	982	14.8	951	14.2
合計	5,258	100	4,851	100	5,326	100	6,135	100	6,965	100	6,639	100	6,720	100
処理手数料 (1点800円)	3,880,800		4,260,800		4,908,000		4,908,000		5,572,000		5,311,200		5,376,000	
申込者(人)	2,301		2,361		2,446		2,446		3,206		3,192		3,150	
1人当たり 排出点数	2.11		2.26		2.51		2.51		2.17		2.08		2.13	



(2) 排出元別排出量

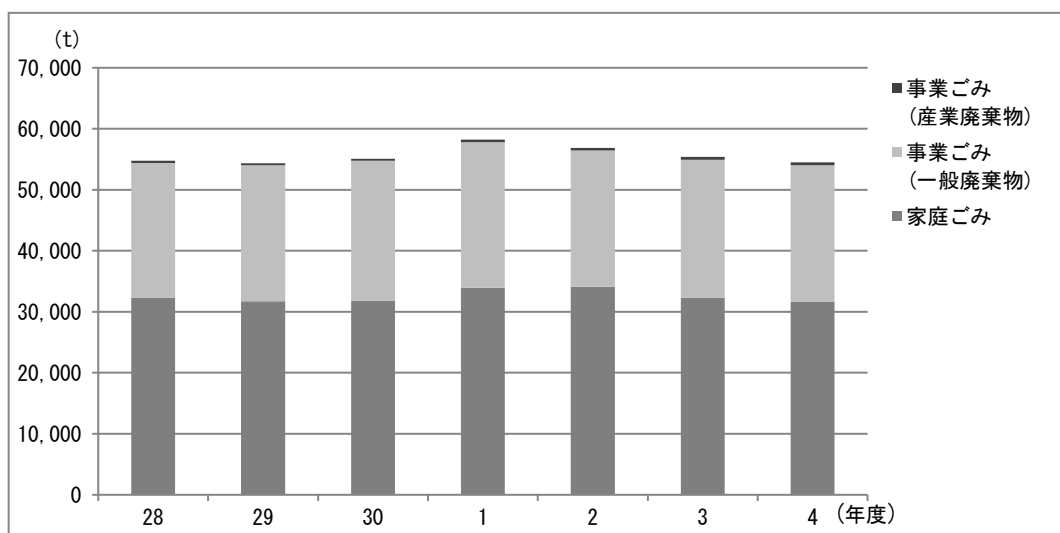
① 令和4年度 (単位：t)

排出元	排出量
家庭ごみ	31,642.36
事業ごみ (一般廃棄物)	22,392.70
事業ごみ (産業廃棄物)	485.42
合 計	54,520.48



② 過去7年間の推移 (単位：t)

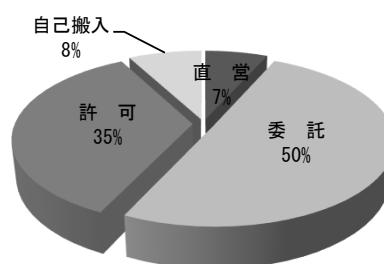
年度	家庭ごみ	事業ごみ (一般廃棄物)	事業ごみ (産業廃棄物)	事業ごみ合計	合 計
28	32,279.79	22,108.01	369.32	22,477.33	54,757.12
29	31,739.48	22,286.03	319.76	22,605.79	54,345.27
30	31,807.21	22,951.40	325.94	23,277.34	55,084.55
1	33,950.10	23,834.99	456.60	24,291.59	58,241.69
2	34,069.11	22,355.80	448.34	22,804.14	56,873.25
3	32,285.66	22,612.86	477.28	23,090.14	55,375.80
4	31,642.36	22,392.70	485.42	22,878.12	54,520.48



(3) 収集・搬入形態別排出量

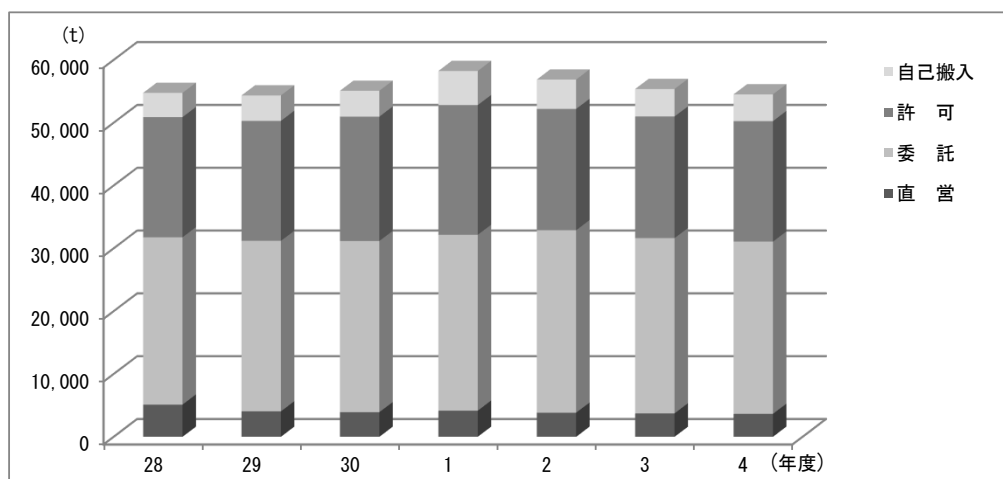
① 令和4年度 (単位：t)

収集・搬入形態	排出量
直 営	3,654.28
委 託	27,424.03
許 可	19,182.92
自己搬入	4,259.25
合 計	54,520.48



② 過去7年間の推移 (単位：t)

年度	直 営	委 託	許 可	自己搬入	合 計
28	5,126.39	26,634.62	19,136.68	3,859.43	54,757.12
29	4,055.59	27,144.83	19,096.17	4,048.68	54,345.27
30	3,918.31	27,255.16	19,797.79	4,113.29	55,084.55
1	4,160.02	28,000.23	20,644.61	5,438.83	58,243.69
2	3,837.99	29,050.40	19,313.39	4,671.47	56,873.25
3	3,732.90	27,901.48	19,362.49	4,378.93	55,375.80
4	3,654.28	27,424.03	19,182.92	4,259.25	54,520.48



(4) 排出割合

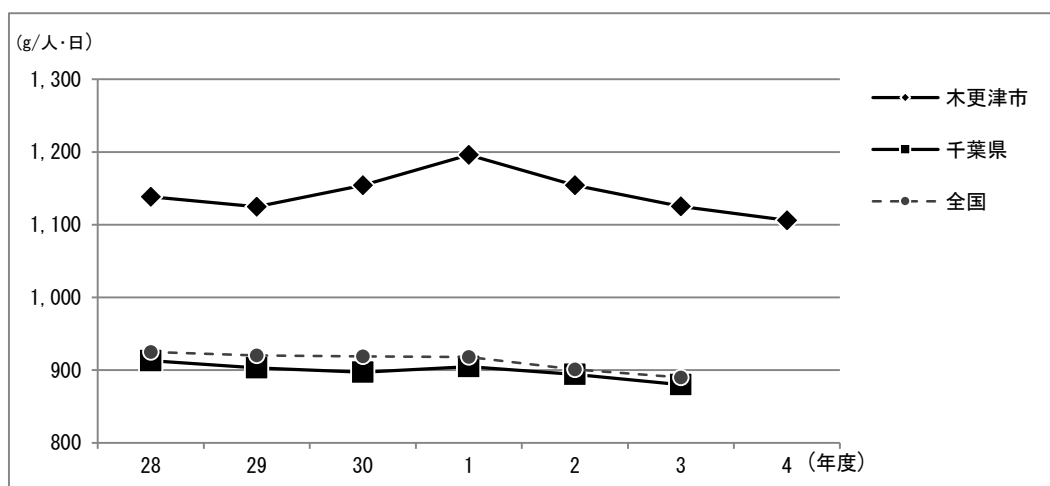
(単位：t)

		直 営	委 託	許 可	自己搬入	合 計
燃やせるごみ	家庭ごみ		22,928.66		1,125.75	24,054.41
	事業ごみ			18,452.66	1,747.62	20,200.28
	汚泥類	1,715.97				1,715.97
燃やせないごみ	家庭ごみ	843.07			183.01	1,026.08
	事業ごみ			14.25	26.72	40.97
粗大ごみ	家庭ごみ		176.55		955.97	1,132.52
	事業ごみ			250.33	182.41	432.74
小動物	家庭ごみ		0.00		4.74	4.74
	事業ごみ		22.48		0.00	22.48
資源ごみ	家庭ごみ	1,095.24	4,296.34		33.03	5,424.61
	事業ごみ			465.68		465.68
合 計		3,654.28	27,424.03	19,182.92	4,259.25	54,520.48

(5) 1人1日当たりの排出量の推移

① 排出総量

年度	ごみの排出量 (t)	資源ごみ集団 回収 (t)	合 計 (t)	本市人口 (人)	1人1日当たりの排出量 (g/人・日)		
						千葉県平均	全国平均
28	54,757.12	1,291.12	56,048.24	134,515	1,138	913	925
29	54,345.27	1,179.27	55,524.54	135,243	1,125	903	920
30	56,873.25	574.61	57,447.86	135,982	1,154	897	919
1	58,243.69	922.99	59,166.68	135,547	1,196	905	918
2	56,873.25	574.61	57,447.86	135,982	1,154	894	901
3	55,375.80	528.48	55,904.28	136,141	1,125	880	890
4	54,520.48	499.82	55,020.30	136,288	1,106		

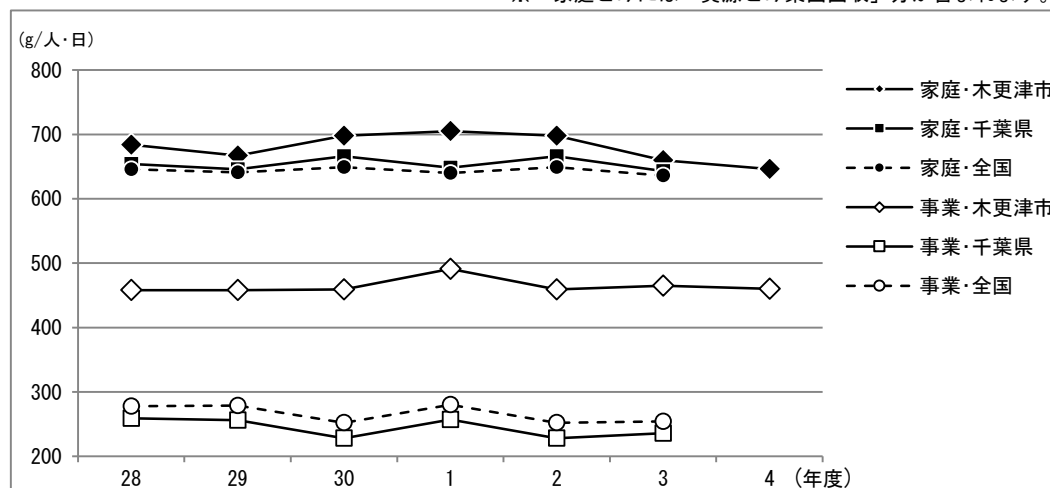


② 排出元別

(g/人・日)

年度	家庭ごみ			事業ごみ			合 計
	千葉県平均	全国平均		千葉県平均	全国平均		
28	684	654	646	458	259	278	1,142
29	667	646	641	458	256	279	1,125
30	698	666	649	459	228	252	1,157
1	705	648	640	491	257	280	1,196
2	698	666	649	459	228	252	1,157
3	660	643	636	465	236	254	1,125
4	646			460			1,106

※ 家庭ごみには「資源ごみ集団回収」分が含まれます。



MEMO

[illegible]

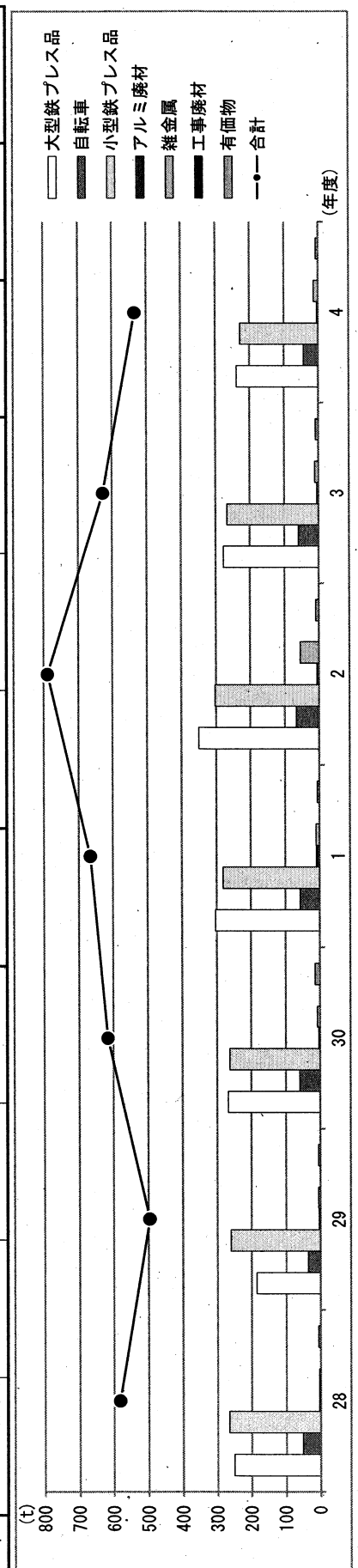
(2) 燃やせないごみ・粗大ごみから選別されたもの

① 令和4年度

月	金 属										有価物	合 計	
	鉄				その他								
	大型鉄プレス品	自転車	小型鉄プレス品	計	アルミ廃材	アルミ廃材	継金属	工事廃材	計				
4月	0.00	0.00	3.66	3.66	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	3.66	0.42	4.08
5月	20.88	0.00	4.47	25.35	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	25.35	0.78	26.13
6月	0.00	0.00	6.80	6.80	0.00	0.00	4.32	0.00	0.00	4.32	11.12	0.18	11.30
7月	27.76	6.83	5.30	39.89	1.38	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	41.27	0.42	41.69
8月	28.37	14.47	66.94	109.78	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	109.78	0.44	110.22
9月	29.53	0.00	15.06	44.59	0.00	0.00	2.21	0.00	0.00	2.21	46.80	0.47	47.27
10月	35.91	0.00	14.20	50.11	0.00	0.00	2.05	0.00	0.00	2.05	52.16	1.20	53.36
11月	0.00	0.00	41.38	41.38	1.07	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	42.45	0.53	42.98
12月	29.60	14.48	16.37	60.45	0.00	0.00	2.97	0.00	0.00	2.97	63.42	0.00	63.42
1月	29.87	0.00	28.06	57.93	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	57.93	1.19	59.12
2月	22.25	7.11	10.49	39.85	0.00	0.00	1.82	0.00	0.00	1.82	41.67	0.00	41.67
3月	14.36	0.00	15.18	29.54	1.39	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	30.93	1.27	32.20
合計	238.53	42.89	227.91	509.33	3.84	0.00	13.37	0.00	0.00	13.37	526.54	6.90	533.44

(2) 過去7年間の推移

過去7年間の推移														(単位: t)
年度	鉄				金 属				小 計		有価物		合 計	
	大型鉄プレス品	自転車	小型鉄プレス品	計	アルミ廃材	その他		計	廃家電等					
						アルミ廃材	工事廃材							
28	250.90	51.96	265.69	588.55	3.82	3.75	0.00	3.75	576.12	6.38	582.50			
29	185.32	35.40	260.59	481.31	3.77	5.66	0.00	5.66	490.74	5.11	495.85			
30	267.56	59.63	262.66	589.85	4.13	7.31	0.00	7.31	601.29	14.35	615.64			
1	303.39	56.91	280.91	641.21	8.97	9.67	0.00	9.67	659.85	5.68	665.53			
2	349.99	66.22	302.92	719.13	5.79	54.75	0.00	54.75	779.67	8.87	788.54			
3	277.63	58.92	266.98	603.53	4.41	10.25	0.00	10.25	618.19	8.50	626.69			
4	238.53	42.89	227.91	509.33	3.84	13.37	0.00	13.37	526.54	6.90	533.44			



(3) 君津地域広域廃棄物処理施設での溶融処理時に発生するもの（スラグ・メタル）

① 令和4年度

月	溶融スラグ		溶融メタル	
	発生量 (t)	売上 (円)	発生量 (t)	売上 (円)
		t単価 10 円		t単価 130 円
4月	199.03	2,189	61.56	8,802
5月	512.59	5,637	86.14	12,317
6月	359.20	3,951	74.74	10,687
7月	473.30	5,206	52.98	7,575
8月	531.56	5,846	71.98	10,292
9月	569.98	6,268	69.85	9,988
10月	428.56	4,713	67.82	9,697
11月	372.43	4,096	55.89	7,991
12月	338.29	3,720	85.88	12,280
1月	238.70	2,625	86.63	12,387
2月	425.93	4,684	56.50	8,079
3月	426.35	4,689	89.87	12,851
合計	4,875.92	53,624	859.84	122,946

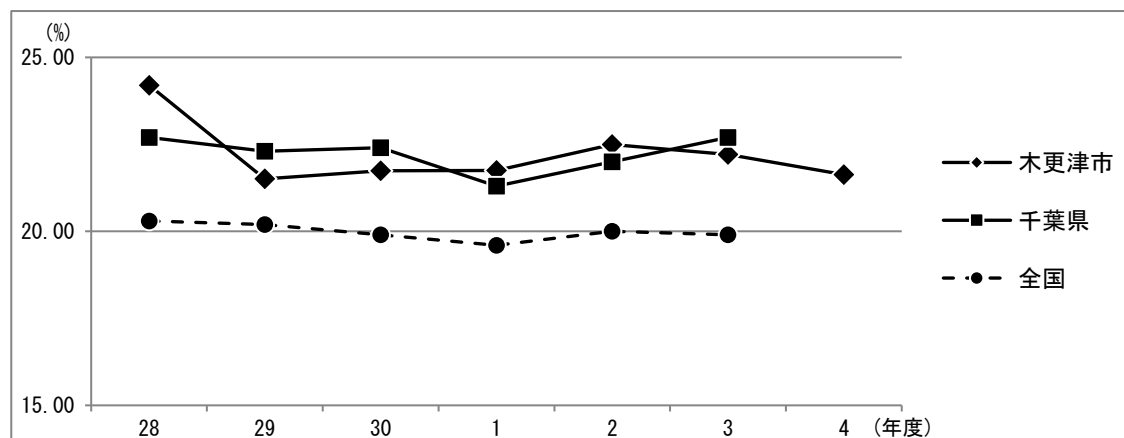
② 過去7年間の推移

年度	溶融スラグ		溶融メタル	
	発生量 (t)	売上 (円)	発生量 (t)	売上 (円)
28	5,861.35	63,297	744.90	40,218
29	4,540.16	49,022	909.79	49,121
30	4,809.88	51,936	1,105.61	59,695
1	5,512.50	60,153	1,249.10	177,082
2	5,163.36	56,787	1,283.12	183,477
3	4,856.34	53,407	1,187.58	169,812
4	4,875.92	53,624	859.84	122,946

(4) 資源化量・リサイクル率

年度	ごみ排出量 (A)	資源ごみ 集団回収 ※ (集)	合計 (t) (B)	資源化量 (t)		リサイクル率			
				(集)を除く (C)	(集)を含む (D)	(集)除く C/A (%)	(集)を含む D/B (%)		
							県平均	全国平均	
28	54,757.12	1,291.12	56,048.24	12,273.37	13,564.49	22.41	24.20	22.70	20.30
29	54,345.27	1,179.27	55,524.54	10,763.30	11,942.57	19.81	21.51	22.30	20.20
30	55,084.55	1,091.66	56,176.21	11,120.66	12,212.32	20.19	21.74	22.40	19.90
1	58,243.69	922.99	59,166.68	11,945.10	12,868.09	20.51	21.75	21.30	19.60
2	56,873.25	574.61	57,447.86	12,350.59	12,925.20	21.72	22.50	22.00	20.00
3	55,375.80	528.48	55,904.28	11,885.88	12,414.36	21.46	22.21	22.70	19.90
4	54,520.48	499.82	55,020.30	11,401.68	11,901.50	20.91	21.63		

※ 資源ごみ集団回収分は全量資源化されています。



4 ごみの減量化・資源化への取り組み

(1) 資源ごみ回収推進助成事業

① 概要

i 目的

市民のリサイクル意識を高めるとともに、資源ごみ回収事業の安定した運営を図るため、資源ごみの回収を行った団体及び引き取りを行った業者の組合に対し、回収量に応じて助成金を交付する。

助成開始年月日：平成5年3月31日

ii 助成額

ア 回収団体に対する助成 有価引渡し量1kgにつき3円（平成16年改定）

イ 引き取り業者の組合に対する助成 有価引渡し量1kgにつき2円（平成17年改定）

iii 資源ごみ回収実施登録団体（令和4年3月31日現在）

団体の種類	子供会	町内会	婦人会	P T A	老人クラブ	青年会	生徒会	その他	合計
団 体 数	26	19	2	12	1	0	6	11	77

iv 資源ごみ引き取り実施登録組合

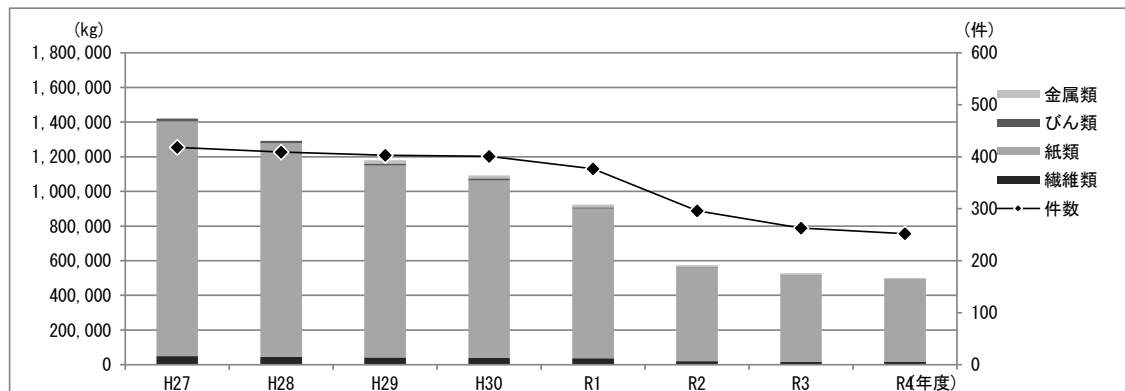
かずさリサイクル協同組合（18業者加盟）

② 令和4年度実績

月	件数	助成金交付額		回収・引き取り量					引き取り金額 (円)
		回収団体 (円)	引き取り業者 (組合) (円)	重 量 (kg)					
				繊維類	紙類	びん類	金属類	合計	
4月	21	109,803	73,202	730	35,160	83	628	36,601	78,655
5月	18	81,720	54,480	940	25,830	98	372	27,240	55,729
6月	23	285,195	190,130	5,430	87,450	1,078	1,107	95,065	189,440
7月	20	89,220	59,480	550	28,650	12	528	29,740	63,020
8月	19	93,180	62,120	210	30,140	30	680	31,060	72,282
9月	21	95,154	63,436	370	30,810	87.4	451	31,718.4	65,508
10月	20	107,313	71,542	830	34,200	114	627	35,771	79,196
11月	21	225,486	150,324	4,830	68,930	677	725	75,162	168,676
12月	25	134,847	89,898	1,000	43,100	167	682	44,949	109,408
1月	17	74,058	49,372	240	24,140	13	293	24,686	56,490
2月	21	102,627	68,418	470	33,000	133	606	34,209	86,957
3月	26	100,845	67,230	320	32,760	129	406	33,615	78,189
合計	252	1,499,448	999,632	15,920	474,170	2621.4	7,105	499,816	1,103,550

③ 過去7年間の推移

年度	件数	助成金交付額		回収・引き取り量					引き取り金額 (円)
		回収団体 (円)	引き取り業者 の組合 (円)	重 量 (kg)					
				繊維類	紙類	びん類	金属類	合計	
H27	418	4,259,118	2,839,412	48,880	1,355,800	15,026	0	1,419,706	3,705,132
H28	409	3,873,356	2,582,238	47,280	1,230,480	13,359	0	1,291,119	4,041,860
H29	403	3,537,792	2,358,528	42,480	1,106,770	12,542	17,473	1,179,265	3,996,686
H30	401	3,274,979	2,183,320	38,320	1,025,360	11,513	16,468	1,091,660	3,075,206
R1	377	2,767,677	1,845,983	37,262	862,710	8,168	14,851	922,992	1,939,131
R2	296	1,723,815	1,148,346	20,970	539,140	3,301	10,762	574,173	633,926
R3	263	1,585,441	1,056,961	16,700	499,550	2,652	9,579	528,481	778,378
R4	252	1,499,448	999,632	15,920	474,170	2,621	7,105	499,816	1,103,550



(2) 生ごみ肥料化容器等購入設置助成事業

① 概要

i 目的

ごみの減量化を促進するため、生ごみ肥料化容器等を購入し設置した者に対し助成金を交付する。

助成開始年月日：生ごみ肥料化容器 昭和61年 6月 1日

機械式生ごみ処理機 平成18年 7月 1日

ii 助成額

ア 生ごみ肥料化容器（コンポスト容器、密閉容器）

コンポスト容器は1世帯2容器まで、密閉容器は1世帯3容器までを限度として、1容器につき購入額（消費税を除く）1/2の額（限度額6千円）を助成する。

イ 機械式生ごみ処理機

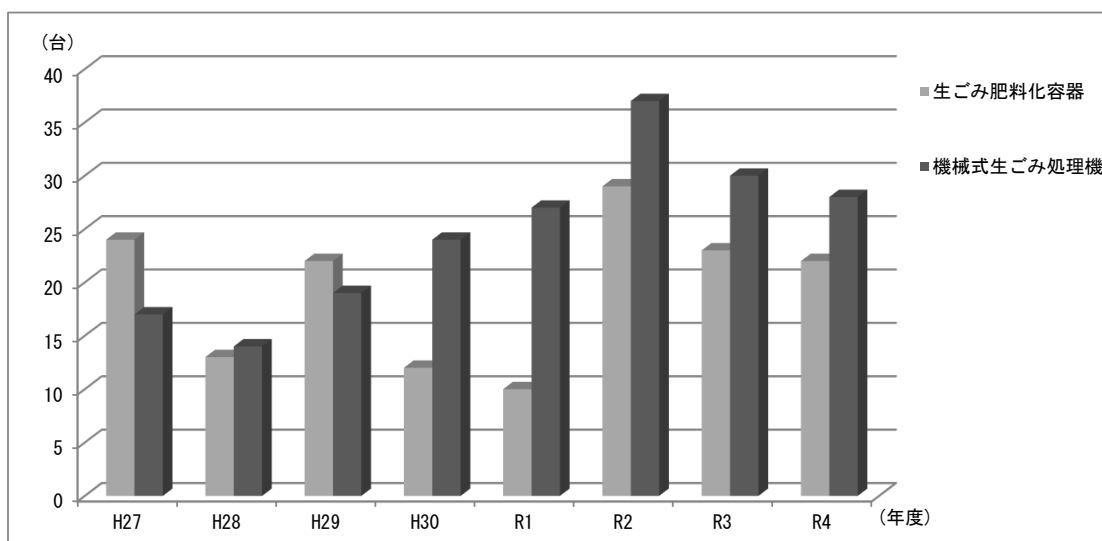
1世帯1機までを限度として、購入額（消費税を除く）の1/2の額（限度額25千円）を助成する。

② 令和4年度実績

月	生ごみ肥料化容器		機械式生ごみ処理機		合 計	
	台数	交付額（円）	台数	交付額（円）	台数	交付額（円）
4月			1	25,000	1	25,000
5月	1	1,200	1	25,000	2	26,200
6月	2	6,000	3	55,500	5	61,500
7月			1	25,000	1	25,000
8月	3	10,500	6	128,700	9	139,200
9月			2	35,600	2	35,600
10月	2	6,100	4	76,100	6	82,200
11月	3	11,200	5	101,900	8	113,100
12月	3	5,500	1	22,600	4	28,100
1月	3	11,900			3	11,900
2月	4	14,200	2	44,900	6	59,100
3月	1	6,000	2	45,200	3	51,200
合計	22	72,600	28	585,500	50	658,100

③ 過去7年間の推移

年度	生ごみ肥料化容器		機械式生ごみ処理機		合 計	
	台数	交付額（円）	台数	交付額（円）	台数	交付額（円）
H27	24	79,700	17	408,000	27	377,000
H28	13	37,800	14	339,200	41	514,000
H29	22	68,100	19	445,900	36	606,900
H30	12	38,800	24	568,100	37	667,700
R1	10	38,300	27	629,400	37	667,700
R2	29	81,600	37	663,500	66	745,100
R3	23	68,400	30	553,900	53	622,300
R4	22	72,600	28	585,500	50	658,100



(3) 小型家電の無料回収

① 概要

i 目的

ごみの減量化を促進するため、家庭から発生する一辺が40cm以下の小型家電の無料回収を行う。

無料回収開始年月日：平成26年4月1日

ii 主な対象品目

情報通信機器、録画記憶装置、音響機器、調理機器、健康・医療機器、利用機器、電動工具、ゲーム機等

iii 回収方法及び処理

平日のみ、クリーンセンターに直接持込での受入。

その後、選別を行い、売渡、または譲渡。

② 令和4年度実績

月	譲渡先：あゆみ会	
	排出量(kg)	金額(円)
4月	420	あゆみ会は、 障害者支援施設のため、 無償で譲渡。
5月	780	
6月	180	
7月	420	
8月	440	
9月	470	
10月	150	
11月	530	
12月	0	
1月	980	
2月	0	
3月	670	
合計	5,040	0



5 家庭ごみの収集・運搬

(1) 収集・運搬方法と中間処理

令和5年4月1日現在

ごみの種類		収集・運搬			クリーンセンターへの 持ち込み料金	中間処理
		方法	回数	体制	料金	
燃やせるごみ		ステーション (指定袋)	週2回	委託	45ℓ袋:45円 30ℓ袋:30円 20ℓ袋:20円	(株)かずさクリーンシステム (KCS:溶融)
	剪定枝	ステーション (指定袋・剪定枝処理券)			剪定枝処理券 1束:40円	
燃やせないごみ		ステーション (指定袋)	月2回	直営	45ℓ袋:45円 30ℓ袋:30円 20ℓ袋:20円	(ごみの種類に 限らず、持ち込 みごみの総重量 による) クリーンセンター(選別・破碎・圧縮) ↓ 残渣:KCS(溶融) 資源物:資源化
粗大ごみ		戸別収集 (予約制)	週1回	委託	1点:800円	
小動物		戸別収集	随時	委託	1体:2,000円	1体:1,000円 KCS:溶融
資源ごみ	びん・かん・ ペットボトル	ステーション (指定袋)	週1回	委託	無料	(株)佐久間木更津リサイクルセ ンター(選別・圧縮・梱包) ↓ 資源化
	容器包装 プラスチック	ステーション (指定袋)	週1回	委託		
	新聞	ステーション (紐で束ねる ※)	月2回	委託		(原則として資 源ごみはステーション 収集のみとして いるが、クリーンセ ンターへ持ち込みが あった場合は、 有料となること を了承していただ いた上で受け 入れ) (株)佐久間 木更津営業所 直接資源化
	雑誌		月2回	委託		
	雑紙		月2回	委託		
	紙類 段ボール		月2回	委託		
	紙箱		月2回	委託		
	紙バック		月4回	委託		
	衣類		月2回	委託		
						(有)ミズサワ 直接資源化

※ 小さい雑紙は紙袋に入れて紐で縛る。シュレッダーごみは透明袋に入れる。

※ 資源ごみは品目ごとにひもで縛る。

(2) 収集運搬の業務委託

年度	契約年月日	燃やせるごみ				燃やせないごみ	粗大ごみ	小動物	びん・かん・ペットボトル	容器包装プラスチック	新聞・雑誌・紙・段ボール・紙箱・紙バック・衣類	年度
\$50	\$50.10.01	南木炭炭焼株式会社	南木炭炭焼株式会社	南木炭炭焼株式会社	南木炭炭焼株式会社	南木炭炭焼株式会社						\$50
		1	1	1	1	1						
	\$51.04.01	1	1	1	1	1						\$51
	\$51.07.01	1	1	1	1	1						
	\$51.10.01	2	2	2	2	2						
	\$52.04.01	2	2	2	2	2						\$52
	\$53.04.01	2	2	2	2	2						\$53
	\$54.04.01	3	3	3	3	3						\$54
	\$55.04.01	3	3	3	3	3						\$55
	\$56.04.01	3	3	3	3	3						\$56
	\$56.07.01	3	3	3	3	3						\$57
	\$57.04.01	3	3	3	3	3						\$58
	\$58.04.01	3	3	3	3	3						\$59
	\$59.04.01	3	3	3	3	3						\$60
	\$60.04.01	3	3	3	3	3						\$61
	\$61.04.01	3	3	3	3	3						\$62
	\$62.04.01	3	3	3	3	3						\$63
	\$63.04.01	3	3	3	3	3						
	\$63.07.01	3	3	3	3	3						
	\$64.04.01	3	3	3	3	3						H1
	\$65.04.01	3	3	3	3	3						H2
	\$66.04.01	3	3	3	3	3						H3
	\$67.04.01	3	3	3	3	3						H4
	\$68.04.01	3	3	3	3	3						H5
	\$69.04.01	3	3	3	3	3						H6
	\$70.04.01	3	3	3	3	3						H7
	\$71.04.01	3	3	3	3	3						H8
	\$72.04.01	3	3	3	3	3						H9
	\$73.04.01	3	3	3	3	3						H10
	\$74.04.01	3	3	3	3	3						H11
	\$75.04.01	3	3	3	3	3						H12
	\$76.04.01	3	3	3	3	3						H13
	\$77.04.01	3	3	3	3	3						H14
	\$78.04.01	3	3	3	3	3						H15
	\$79.04.01	3	3	3	3	3						H16
	\$80.04.01	3	3	3	3	3						H17
	\$81.04.01	3	3	3	3	3						H18
	\$82.04.01	3	3	3	3	3						H19
	\$83.04.01	3	3	3	3	3						H20
	\$84.04.01	3	3	3	3	3						H21
	\$85.04.01	3	3	3	3	3						H22
	\$86.04.01	3	3	3	3	3						H23
	\$87.04.01	3	3	3	3	3						H24
	\$88.04.01	3	3	3	3	3						H25
	\$89.04.01	3	3	3	3	3						H26
	\$90.04.01	3	3	3	3	3						H27
	\$91.04.01	3	3	3	3	3						H28
	\$92.04.01	3	3	3	3	3						H29
	\$93.04.01	3	3	3	3	3						H30
	\$94.04.01	3	3	3	3	3						R1
	\$95.04.01	3	3	3	3	3						R2
	\$96.04.01	3	3	3	3	3						R3
	\$97.04.01	3	3	3	3	3						R4
	\$98.04.01	3	3	3	3	3						R5

各年度の「※」「★」について、同記号は同一契約で併せて委託した業務

6 ごみ処理手数料の改定状況

(単位：円)

ごみの種類	処理方法	単位	改定年月日								
			S49 4/1	S51 4/1	S61 4/1	H4 6/1	H10 4/1	H13 4/1	H16 4/1	H19 10/1	R3 4/1
一般廃棄物	ごみステーション収集 「燃やせるごみ」 「燃やせないごみ」 (指定ごみ袋に賦課)	450袋							45		
		300袋							30		
		200袋							20		
	ごみステーション収集 「剪定枝」 (剪定枝処理券に賦課)	1束 (券1枚)							40		
	大量ごみの戸別収集	1kg	4		10		15				
	粗大ごみの戸別収集	1点						800			
	クリーンセンターへの持ち込み(小動物除く)	20kg迄毎					100			130	200
		20kg以後10kg毎									65
	小動物の戸別収集	1体	300	500		1,000	2,000				
	小動物のクリーンセンターへの持ち込み	1体					1,000				
	クリーンセンターへの持ち込み	1t未満	300	500							
		2t未満	600	1,000							
		3t未満	900	1,500							
		5t未満	1,500	2,500							
		5t以上	2,500	4,000							
		100kg迄毎				300					
		20kg迄毎					150			180	300
		20kg以後10kg毎									90
産業廃棄物	クリーンセンターへの持ち込み	1t未満	500	800							
		2t未満	1,000	1,500							
		3t未満	1,500	2,500							
		5t未満	2,500	4,000							
		5t以上	4,500	6,500							
		100kg迄毎				600					
		20kg迄毎					500				

7 ごみの中間処理

(1) 中間処理施設の概要

① 木更津市クリーンセンター

所在地	木更津市潮浜三丁目1番地	
敷地面積	24,101.90㎡	
建物面積	8,660.126㎡（工場棟 5,762.69㎡）	
開設日	昭和63年4月1日	
区分	粗大ごみ処理施設	焼却施設（平成17年度末で廃止）
処理能力	25t/5h	210t（70t×3炉）/日
形式等	横型回転式破砕機（衝撃剪断併用式）	全連続焼却式流動床焼却炉
設計施工	石川島播磨重工業(株)（株）栗本鐵工所	石川島播磨重工業(株)
工事概要	請負者 石川島播磨重工業(株)	
	工期 昭和60年7月22日～昭和63年2月29日	
	完成日 昭和63年2月29日	
	請負額 4,288,000 千円	
事業費等	土地取得費 117,563,000 円 (内訳) @19,500円/㎡×32,807.28㎡	
	工事費 4,468,739,000 円 (内訳) クリーンセンター建設工事費 4,288,000,000 円 車庫、ストックヤード棟建設工事費 87,296,000 円 その他付帯工事費 93,443,000 円	
	設計等委託料 117,563,000 円	
	各種負担金 67,771,652 円	
	事務費等 85,353,509 円	
	総事業費 5,379,169,121 円	



② 君津地域広域廃棄物処理施設

所在地	木更津市新港 17 番 2
区分	焼却施設
開設日	第 1 工場：平成14年4月1日 第 2 工場：平成18年4月1日
処理能力	450 t / 日（第 1 工場：100t/日 × 2 炉、第 2 工場：125t/日 × 2 炉）
処理方式	直接熔融・資源化システム
受入供給	ピット・アンド・クレーン方式（ダンピングボックス・粗破砕機設置） ごみピット容量 第 1 工場：3,000m ³ 、第 2 工場：3,750m ³
熔融炉	シャフト炉式ガス化熔融炉
熔融物処理	水砕・磁選・ホッパ方式
燃焼設備	旋回燃焼方式
燃焼ガス冷却	廃熱ボイラー方式
灰処理	薬剤処理方式
排ガス処理	ろ過式集じん器、乾式消石灰・吹込方（脱 HCL、脱 SOx、脱ばいじん） 触媒反応塔、触媒反応方式（脱 NOx、脱 ダイオキシン類）
余熱利用	蒸気タービン発電 8,000kW（第 1 工場：3,000kW、第 2 工場：5,000kW）
建築構成	工場 2 棟：鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 5 階、地下 1 階 管理棟：地上 2 階
建物面積	10,185.07m ² （延床面積28,056.38m ² ）
敷地面積	45,234.77m ²
事業主体	(株)かずさクリーンシステム
事業の概要	君津地域広域廃棄物処理事業は、木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市の君津地域 4 市が共同して、各市が実施すべき一般廃棄物の中間処理（焼却・熔融）を、(株)かずさクリーンシステムに委託する事業です。 これからの焼却施設はリサイクルの推進や最終処分量の大幅な軽減を図るために熔融施設の設置や、徹底したダイオキシン対策のために一定規模以上の大型連続炉が望ましいとされています。 このため PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）手法を導入し、4 市と民間会社 3 社が出資する(株)かずさクリーンシステムを事業主体とした本事業を立上げ、平成 14 年 4 月から第 1 工場が稼働し、平成 18 年 4 月からは第 2 工場も稼働しています。

③ (株)佐久間 木更津リサイクルセンター（一般廃棄物処分業許可業者）

所在地	木更津市潮浜二丁目 6 番地 9
区分	中間処理施設（選別・圧縮・梱包）
当初許可	平成9年5月8日
廃棄物の種類	瓶カレット、アルミ缶、スチール缶、ペットボトル、容器包装プラスチック
処理能力	瓶・缶・ペットボトル再資源化プラント 32 t/日 プラスチック製容器包装選別圧縮梱包処理プラント 12 t/日

(2) 君津地域広域廃棄物処理施設での処理量

① 令和4年度

(単位: t)

月	可燃物		不燃残渣	し尿・浄化槽汚泥等			条例産廃		合 計
		うち 破碎3品 (畳、ベッド マット、布団)		し尿・ 浄化槽汚泥	側溝汚泥等	計		うち 下水汚泥	
4月	3,932.05	12.15	83.93	149.09	23.89	172.98	16.10	5.15	4,205.06
5月	4,212.37	17.70	98.19	134.72	81.08	215.80	15.39	5.33	4,541.75
6月	3,788.59	13.88	89.58	104.78	111.57	216.35	15.43	7.37	4,109.95
7月	3,972.84	16.90	79.01	130.88	55.09	185.97	16.12	7.79	4,253.94
8月	4,044.90	15.48	97.35	85.98	60.12	146.10	15.51	6.60	4,303.86
9月	3,824.60	14.18	85.08	113.02	52.84	165.86	18.42	8.00	4,093.96
10月	3,868.47	18.14	92.07	110.09	42.39	152.48	15.13	5.77	4,128.15
11月	3,620.46	16.66	87.67	121.16	33.92	155.08	15.85	4.95	3,879.06
12月	4,078.75	18.08	119.34	142.13	57.88	200.01	22.03	7.16	4,420.13
1月	3,445.69	14.98	87.11	105.05	14.30	119.35	14.08	5.57	3,666.23
2月	3,096.90	13.90	75.70	138.73	18.40	157.13	15.00	5.56	3,344.73
3月	3,737.05	14.70	88.78	161.14	35.82	196.96	17.36	6.10	4,040.15
合計	45,622.67	186.75	1,083.81	1,496.77	587.30	2,084.07	196.42	75.35	48,986.97

② 過去7年間の処理量

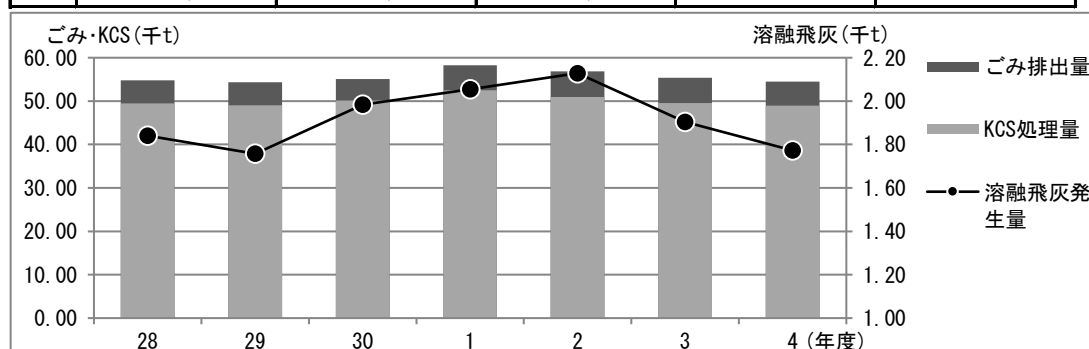
(単位: t)

年度	可燃物		不燃残渣	し尿・浄化槽汚泥等			条例産廃		合 計
		うち 破碎3品 (畳、ベッド マット、布団)		し尿・ 浄化槽汚泥	側溝汚泥等	計		うち 下水汚泥	
28	45,041.54	128.57	1,195.86	1,802.86	1,226.18	3,029.04	174.81	83.82	49,441.25
29	44,758.92	164.07	1,166.61	1,739.05	1,281.31	3,020.36	121.83	41.27	49,067.72
30	45,913.39	220.90	1,152.69	1,598.81	1,334.06	2,932.87	124.26	47.69	50,123.21
1	48,330.57	211.59	1,315.61	1,596.81	1,113.47	2,710.28	143.67	77.78	52,500.13
2	46,473.24	219.85	1,351.78	1,500.51	1,450.61	2,951.12	179.58	72.40	50,955.72
3	46,038.43	192.45	1,128.77	1,477.88	733.20	2,211.08	200.85	78.46	49,579.13
4	45,622.67	186.75	1,083.81	1,496.77	587.30	2,084.07	196.42	75.35	48,986.97

③ 過去7年間の溶融飛灰発生量

(KCS:君津地域広域廃棄物処理施設)

年度	ごみ排出量	KCSでの処理量	溶融飛灰発生量	KCSにおける 減量化率	市内のごみ発生量 に対する減量化率
	A (t)	B (t)	C (t)	C/B*100 (%)	C/A*100 (%)
28	54,757.12	49,441.25	1,841.14	3.72	3.36
29	54,345.27	49,067.72	1,757.32	3.58	3.23
30	55,084.55	50,123.21	1,983.33	3.96	3.60
1	58,243.69	52,500.13	2,055.02	3.91	3.53
2	56,873.25	50,955.72	2,128.60	4.18	3.74
3	55,375.80	49,579.13	1,904.11	3.84	3.44
4	54,520.48	48,986.97	1,772.25	3.62	3.25



8 ごみの最終処分

(1) 溶融飛灰最終処分業務委託

① 令和5年度契約

最終処分業務委託先 (円/ t)	単価【税抜】 (円/ t)	処分見込量 (t)	契約期間	備 考
グリーンフィル小坂㈱	34,100	1,350	R5. 4. 1～R6. 3. 31	
㈱エコス米沢	36,000	680	R5. 4. 1～R6. 3. 31	米沢市環境保全協力金 1,300 円/ t

② 令和4年度実績

月	最終処分業務委託先	処分量・委託料			搬入先自治体協力金		
		単価【税込】 (円/ t)	量 (t)	費用 (円)	単価 (円/ t)	量 (t)	費用 (円)
4月	グリーンフィル小坂㈱	37,510	139.37	5,227,768			
5月	グリーンフィル小坂㈱	37,510	147.40	5,528,974			
6月	グリーンフィル小坂㈱	37,510	159.40	5,979,094			
7月	グリーンフィル小坂㈱	37,510	127.21	4,771,647			
8月	㈱エコス米沢	39,600	174.47	6,909,012	1,300	174	226,200
9月	グリーンフィル小坂㈱	37,510	168.53	6,321,560			
10月	グリーンフィル小坂㈱	37,510	147.62	5,537,226			
11月	㈱エコス米沢	39,600	114.81	4,546,476			
12月	㈱エコス米沢	39,600	169.07	6,695,172			
1月	㈱エコス米沢	39,600	145.11	5,746,356	1,300	428	556,400
2月	グリーンフィル小坂㈱	37,510	107.83	4,044,703			
3月	グリーンフィル小坂㈱	37,510	171.43	6,430,339			
合計			1,772.25	67,738,327			782,600
処分費合計							68,520,927

③ 過去の経緯

年度	最終処分業務委託先	処分量・委託料			搬入先自治体協力金		
		単価【税込み】 (円/ t)	量 (t)	費用 (円)	単価 (円/ t)	量 (t)	費用 (円)
16	大平興産㈱	24,990	1,489.87	37,231,844			
17	大平興産㈱	24,990	1,478.35	36,943,962			
18	大平興産㈱	24,990	673.48	16,830,264			
	袖ヶ浦市	20,000	100.76	2,015,200			
	富津市	20,000	65.51	1,310,200			
	勸業県まちづくり公社	17,024	398.90	6,790,917			
	イー・ステージ ㈱、㈱フジ・コーポレーション	31,500	579.02	18,239,130			
19	イー・ステージ ㈱、㈱フジ・コーポレーション	30,450	1,605.06	48,874,074			
20	グリーンフィル小坂㈱	26,565	1,572.02	41,768,410			
21	大平興産㈱	24,990	718.15	17,946,565			
	グリーンフィル小坂㈱	26,565	673.52	17,892,056			
22	新井総合施設㈱	20,475	856.87	17,544,412			
	グリーンフィル小坂㈱	21,000	507.67	10,661,070			
23	新井総合施設㈱	20,475	810.52	16,595,395			
	大平興産㈱	21,000	541.48	11,371,080			
平成24年 3月～9月							
福島第一原発事故の影響により最終処分先がなくなり、㈱かずさクリーンシステム敷地内テントにて溶融飛灰の仮保管 保管業務委託費用：28,034,875円							
24	㈱エコス米沢 ※	47,040	1,599.56	77,150,000	1,000	1,599.56	1,599,560
25	㈱エコス米沢	47,040	958.33	46,036,840	1,000	957	957,000
	グリーンフィル小坂㈱	32,550	664.59	21,632,404			
26	㈱エコス米沢	48,384	651.94	32,194,463	1,000	651	651,000
	グリーンフィル小坂㈱	33,480	984.70	32,967,753			
27	㈱エコス米沢	46,980	571.61	26,854,236	1,000	571	571,000
	グリーンフィル小坂㈱	33,480	1,126.21	37,708,521			
28	㈱エコス米沢	46,980	613.21	29,420,604	1,000	612	612,000
	グリーンフィル小坂㈱	33,480	1,220.41	40,859,324			
29	㈱エコス米沢	45,900	539.51	24,763,509	1,300	304	395,200
	グリーンフィル小坂㈱	33,480	1,217.81	40,772,275			
30	㈱エコス米沢	43,200	551.62	23,829,984	1,300	551	716,300
	グリーンフィル小坂㈱	33,480	1,431.71	47,933,647			
R1	㈱エコス米沢	38,880	636.67	26,127,236	1,300	636	826,800
	グリーンフィル小坂㈱	①35,208 ②35,860	① 354.52 ②1,063.83	52,300,253			
R2	㈱エコス米沢	39,600	560.40	22,191,840	1,300	559	726,700
	グリーンフィル小坂㈱	35,860	1,568.20	56,235,649			
R3	㈱エコス米沢	39,600	627.47	24,847,812	1,300	626	813,800
	グリーンフィル小坂㈱	37,510	1,276.64	47,886,762			
R4	㈱エコス米沢	39,600	603.46	23,897,016	1,300	602	782,600
	グリーンフィル小坂㈱	37,510	1,168.79	43,841,311			

※ 平成24年度の処分量には前年度からの仮保管分の溶融飛灰が含まれる

(2)スプリング入りベッドマットレス最終処分業務委託

① 令和4年度契約（令和4年度で本事業終了）

最終処分業務委託先 (円/t)	単価【税抜】 (円/枚)	処分見込量 (枚)	契約期間	備 考
みどり産業株式会社	3,600	2,160	R4. 4. 1～R5. 3. 31	

② 令和4年度実績

月	最終処分業務委託先	処分量・委託料		
		単価【税込】 (円/枚)	量 (枚)	費用 (円)
4月	みどり産業株式会社	3,960	150	594,000
5月	みどり産業株式会社	3,960	200	792,000
6月	みどり産業株式会社	3,960	166	657,360
7月	みどり産業株式会社	3,960	155	613,800
8月	みどり産業株式会社	3,960	161	637,560
9月	みどり産業株式会社	3,960	143	566,280
10月	みどり産業株式会社	3,960	161	637,560
11月	みどり産業株式会社	3,960	141	558,360
12月	みどり産業株式会社	3,960	121	479,160
1月	みどり産業株式会社	3,960	176	696,960
2月	みどり産業株式会社	3,960	125	495,000
3月	みどり産業株式会社	3,960	194	768,240
合計			1,893	7,496,280

③ 過去の経緯

年度	最終処分業務委託先	処分量・委託料			備考
		単価 (円/枚)	量 (枚)	費用 (円)	
R2	みどり産業株式会社	4,180	1,763	7,369,340	
R3	みどり産業株式会社	3,960	2,016	7,983,360	

※令和2年度は6月15日から委託開始

9 ごみ処理業務の委託状況

(1) 令和5年4月1日契約締結の委託業務

	委託業務の名称	委託業務の概要	受注者	契約方法
収集・運搬	令和5年度一般廃棄物(可燃ごみ・容器包装プラスチック)収集運搬業務委託	A 燃やせるごみ、容器包装プラスチック、牛乳・給食残さの収集運搬業務	木更津市一般廃棄物協	随意契約
	令和5年度一般廃棄物(びん・かん・ペットボトル)収集運搬業務委託	B びん・かん・ペットボトルの収集運搬業務	木更津市一般廃棄物協	随意契約
	令和5年度一般廃棄物(粗大ごみ等)収集運搬業務委託	C 粗大ごみ、小動物・大型動物の収集運搬業務	木更津市一般廃棄物協	随意契約
	令和5年度一般廃棄物(新聞、雑誌、雑紙及びシュレッター、段ボール、紙バック、紙箱、衣類)収集運搬業務委託	D 新聞、雑誌、雑紙及びシュレッター、段ボール、紙バック、紙箱、衣類の収集運搬業務	かずさリサイクル協	随意契約
中間処理	令和5年度資源ごみ(びん・かん・ペットボトル・容器包装プラスチック)処理処分業務委託	E びん・かん・ペットボトル及び容器包装プラスチックの選別・圧縮・梱包保管業務	㈱佐久間	随意契約
	令和5年度廃棄物中間処理委託	F 廃棄物の溶融処理	㈱かずさクリーンシステム	随意契約
最終処分	令和5年度溶融飛灰最終処分業務委託(その1)	君津地域広域廃棄物処理施設から発生する溶融飛灰の最終処分	グリーンフィル小坂㈱	随意契約
	令和5年度溶融飛灰最終処分業務委託(その2)	君津地域広域廃棄物処理施設から発生する溶融飛灰の最終処分	㈱エコス米沢	随意契約
その他	令和5年度指定ごみ袋配送保管業務委託	指定ごみ袋の保管及び各指定取扱店へ配送業務	木更津市一般廃棄物協	随意契約
	容器包装リサイクル法に規定される分別基準適合物の再商品化業務委託	容器包装リサイクル法に基づく容器包装廃棄物の再商品化	(公財)日本容器包装リサイクル協会	随意契約

(2) 業務体制

令和5年4月1日現在

ごみの種類		収集・運搬				中間処理	
		方法	回数	体制	備 考		
燃やせるごみ		ごみステーション収集	週 2 回	委託	A	溶融処理	F
燃やせないごみ		ごみステーション収集	月 2 回	直営			
粗大ごみ		戸別収集	週 1 回	委託	C		
小動物		戸別収集	随時	委託	C		
資源ごみ 紙類	びん・かん・ペットボトル	ごみステーション収集	週 1 回	委託	B	選別・圧縮・梱包	E
	容器包装プラスチック	ごみステーション収集	週 1 回	委託	A		
	新聞	ごみステーション収集	月 2 回	委託	D		
	雑誌	ごみステーション収集	月 2 回	委託	D		
	雑紙	ごみステーション収集	月 2 回	委託	D		
	段ボール	ごみステーション収集	月 2 回	委託	D		
	紙箱	ごみステーション収集	月 2 回	委託	D		
	紙パック	ごみステーション収集	月 4 回	委託	D		
	衣類	ごみステーション収集	月 2 回	委託	D		

※ アルファベットについては、(1)においてまとめた委託業務の中で、関連するものを示しています。

10 一般廃棄物処理業(ごみ)の許可状況

(1) 一般廃棄物収集運搬業許可業者

① 木更津市内で収集を行う者

(令和5年4月1日現在)

業者名	営業所の所在地	限定条件			車両台数
		廃棄物種類	搬出事業所	収集区域	
(有)アスカ	ほたる野三丁目6番地11			ほたる野地区	3
エルエス工業(株)	東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目2番8-503号	実験動物の死体及び付随汚物			6
(有)長田	八幡台一丁目3番7号				8
(株)金田臨海総合	瓜倉985番地		6事業所	金田地区	3
(有)木更津清掃社	中野143番地				20
木更津リサイクル(株)	潮見六丁目16番3号				9
(株)共進社	岩根四丁目9番19号				7
(有)グリーン	ほたる野四丁目10番地20				3
(有)栗原商店	高砂一丁目9番26号				5
(有)大丸運輸	潮浜二丁目1番地31				3
(有)丸三清運	戸国421番地				5
(有)三重商事	長須賀2398番地の1		イオンタウン木更津朝日店		2
合計 12 者					74

② 木更津市内で収集を行う業者の推移

(各年度4月1日現在)

年度	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4
許可業者数	14	14	16	15	15	15	15	16	14	14	15	15	16	15	15	14	13	13	12	12	12	12	12	12	12	12
許可車両台数	49	50	50	49	56	54	56	57	57	58	62	63	62	60	60	60	59	60	59	61	60	62	63	74	78	74

③ 木更津市外からの運搬のみ

(令和5年4月1日現在)

業者名	営業所の所在地	限定条件			車両台数
		廃棄物種類	搬出事業所	収集区域	
鎌滝運送(有)	市原市平蔵2605番地	家電リサイクル品		市原市域	1
芝崎商事(株)	袖ヶ浦市横田1866番地	家電リサイクル品		袖ヶ浦市域	1
袖ヶ浦興産(株)	袖ヶ浦市蔵波26番地2	家電リサイクル品		袖ヶ浦市域	6
(有)大昌	袖ヶ浦市蔵波台一丁目4番地18	家電リサイクル品		袖ヶ浦市域	2
(有)内山建設	君津市三直1274番地			君津市域	13
(有)栄光商事	君津市三直1287番地			君津市域	3
(有)鈴木建材総業	君津市南子安八丁目22番24号			君津市域	11
(有)ヒロセ	君津市坂田1279番地1			君津市域	5
(有)山田板金工業所	君津市常代五丁目7番11号			君津市域	2
(株)八千代商事	君津市坂田309番地16		日本製鉄㈱東日本製鉄所君津地区構内(君津市域内)、君津市大和田社宅区域		7
(有)ケーアイコーポレーション	君津市人見1232番地1		日本製鉄株式会社東日本製鉄所君津地区構内		5
(有)天笠商事	富津市大堀二丁目18番地6			富津市域	9
(有)クリーンケアフツ	富津市富津1702番地			富津市域	3
サンエルティ(株)	富津市亀沢657番地			富津市域	4
(有)新栄容器	富津市大堀三丁目23番地11			富津市域	4
日本ビル防災(株)	富津市富津49番地13			富津市域	4
富津美掃(株)	富津市富津49番地12			富津市域	4
房総建材工業(株)	富津市下飯野1306番地の4			富津市域	3
吉原商事(株)	富津市湊812番地の1			富津市域	9
(有)大滝商会	富津市新富64番地3			富津市域	10
(有)栄屋	富津市大堀1613番地		新日鐵住金(株)君津製鐵所内に寄港する外航船舶		1
太平興産(株)	富津市関709番地	ばいじん			8
合計 22 者					115

(2) 一般廃棄物処分業許可業者

業者名	事業所の所在地	事業の範囲	廃棄物の種類	営業区域
株式会社サクリンシステム	新港17番2	中間処理 (溶融)	一般廃棄物	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市の4市全域
(株)佐久間 木更津リサイクルセンター	潮浜二丁目6番地9	中間処理 (選別・圧縮・梱包)	一般廃棄物 (瓶カレット、アルミ缶、スチール缶、ペットボトル、容器包装プラスチック)	木更津市全域
(株)東京木工所	木更津市木材港4番地1	中間処理 (破碎)	一般廃棄物 (木くず)	木更津市全域

※ 瓶カレットとは・・・壊れたまたは壊した空き瓶のガラスくず、またはガラス瓶を破碎して球状の粒にしたもの。



11 ごみ処理にかかる経費

(1) 過去7年間の推移

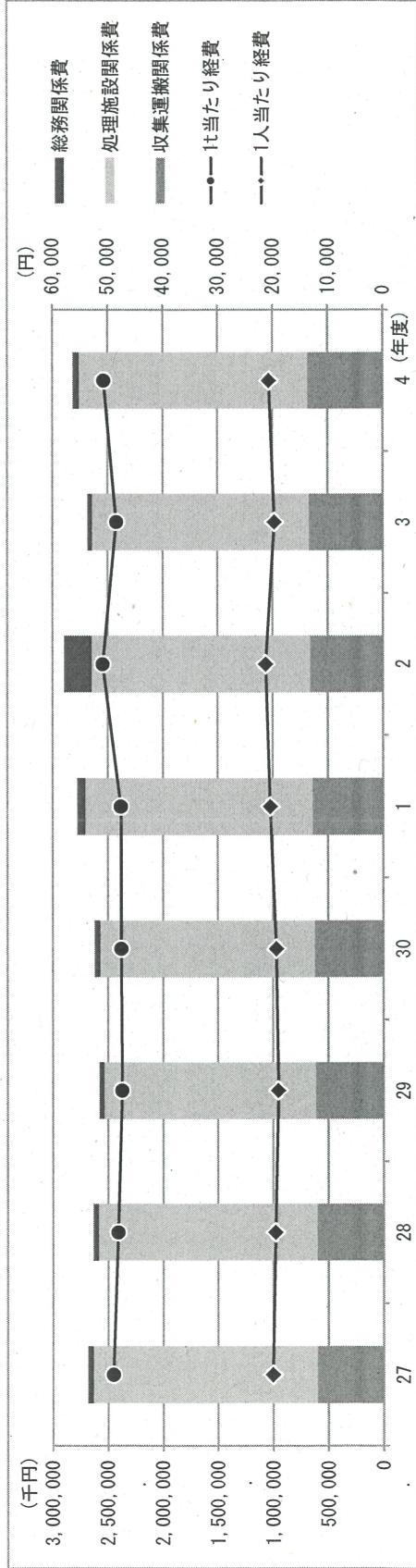
年度	収集運搬 関係費 (千円)	処理施設関係費(千円)			総務関係費 (千円)	合 計(千円)		本市人口 C (人)	ごみの排出量 B (t)	ごみ1人1 当たり経費		
		うち 中間処理 委託費	うち 最終処 分委託費	うち 人件費		A (円)	A/B (円)			A/C (円)		
27	601,480	2,031,850	1,554,874	65,134	48,843	2,682,173	383,060	133,923	54,746.11	48,993	20,028	
28	599,649	1,981,906	1,502,481	70,280	52,265	2,633,820	386,758	134,515	54,757.12	48,100	19,580	
29	614,555	1,915,405	1,428,538	66,181	45,914	2,575,874	394,880	135,243	54,345.27	47,398	19,046	
30	621,820	1,946,906	1,446,697	72,532	51,780	2,620,506	405,654	135,216	55,084.55	47,572	19,380	
1	636,582	2,064,010	1,446,023	76,212	73,143	2,773,735	406,789	135,547	58,243.69	47,623	20,463	
2	659,043	1,983,101	1,453,542	86,577	250,007	2,892,151	366,703	135,982	56,873.25	50,853	21,269	
3	669,975	1,967,186	1,473,003	81,585	41,692	2,678,853	348,103	136,141	55,375.80	48,376	19,677	
4	681,213	2,076,703	1,590,438	76,064	55,765	2,813,681	326,868	136,288	55,520.48	50,678	20,645	

※ 減価償却費を含む

※ 中間処理委託費：君津地域広域廃棄物処理施設における中間処理委託料

※ 最終処分委託費：溶融飛灰、適正処理困難物（スプリング入りマットレス）の最終処分委託料

※ ごみの排出量には資源ごみ集団回収を含まない



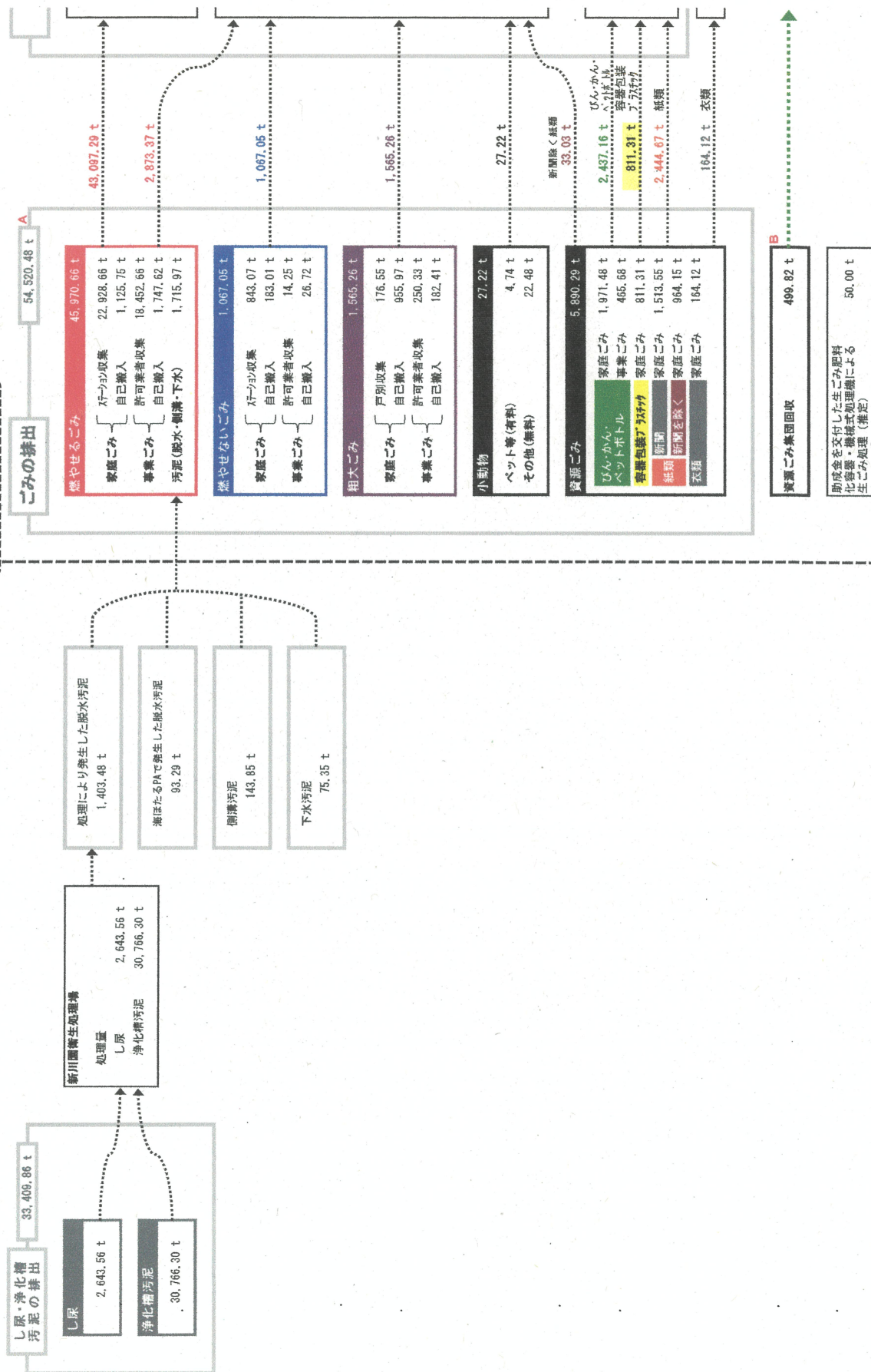
MEMO

[illegible]

第 4 章

～ し尿・浄化槽汚泥処理 ～

1 し尿・浄化槽汚泥処理の流れ（令和4年度）



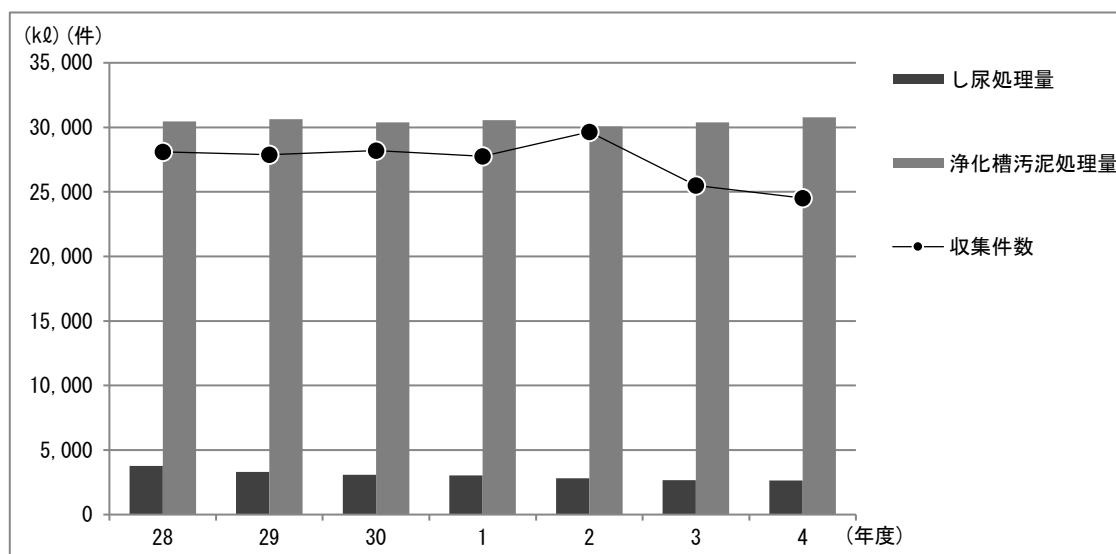
2 し尿・浄化槽汚泥の処理量

(1) 令和4年度

月	収 集 件 数	処 理 施 設 搬入車両数	処 理 量				(kℓ) 合 計
			し尿 新川園衛生 処理場	浄化槽汚泥 新川園衛生 処理場		小計	
				浄化槽汚泥 投入施設			
4 月	1, 958	1, 040	213. 83	2, 510. 86	0. 00	2, 510. 86	2, 724. 69
5 月	1, 939	1, 045	205. 52	2, 498. 01	0. 00	2, 498. 01	2, 703. 53
6 月	2, 249	1, 243	220. 39	2, 894. 12	0. 00	2, 894. 12	3, 114. 51
7 月	2, 065	1, 099	219. 08	2, 558. 38	0. 00	2, 558. 38	2, 777. 46
8 月	2, 114	1, 119	216. 19	2, 798. 00	0. 00	2, 798. 00	3, 014. 19
9 月	1, 878	1, 004	196. 04	2, 288. 71	0. 00	2, 288. 71	2, 484. 75
10月	2, 019	1, 095	211. 49	2, 588. 21	0. 00	2, 588. 21	2, 799. 70
11月	1, 936	1, 049	244. 67	2, 371. 78	0. 00	2, 371. 78	2, 616. 45
12月	2, 509	1, 204	295. 39	2, 681. 79	0. 00	2, 681. 79	2, 977. 18
1 月	1, 756	1, 004	180. 93	2, 344. 25	0. 00	2, 344. 25	2, 525. 18
2 月	1, 876	1, 020	201. 32	2, 417. 21	0. 00	2, 417. 21	2, 618. 53
3 月	2, 222	1, 210	238. 71	2, 814. 98	0. 00	2, 814. 98	3, 053. 69
合計	24, 521	13, 132	2, 643. 56	30, 766. 30	0. 00	30, 766. 30	33, 409. 86

(2) 過去7年間の推移

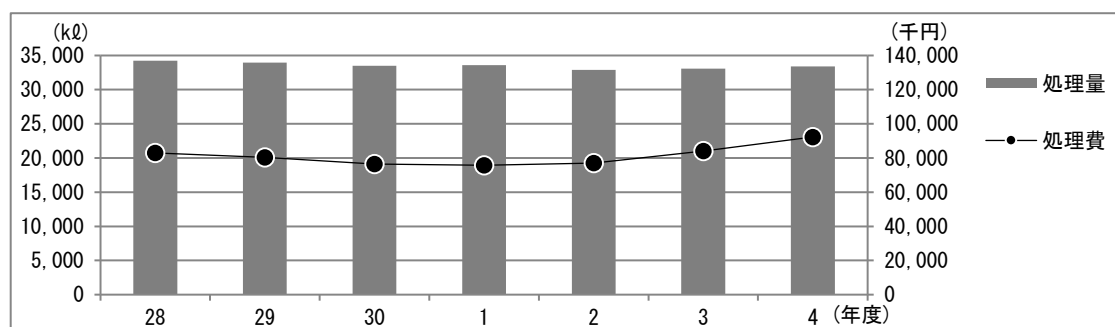
年度	収 集 件 数	処 理 施 設 搬入車両数	処 理 量				(kℓ) 合 計
			し尿	浄化槽汚泥			
			新川園衛生 処理場	新川園衛生 処理場	浄化槽汚泥 投入施設	小 計	
28	28,098	13,807	3,777.53	30,462.66	0.00	30,462.66	34,240.19
29	27,886	13,627	3,298.92	30,586.58	50.00	30,636.58	33,935.50
30	28,195	13,542	3,092.05	30,389.26	0.00	30,389.26	33,481.31
1	27,764	13,400	3,032.29	30,563.45	0.00	30,563.45	33,595.74
2	29,647	13,210	2,801.26	30,070.94	0.00	30,070.94	32,872.20
3	25,509	12,988	2,673.61	30,390.52	0.00	30,390.52	33,064.13
4	24,521	13,132	2,643.56	30,766.30	0.00	30,766.30	33,409.86



3 し尿・浄化槽汚泥の処理費等の推移

(1) 過去7年間の推移

年度	処理量 A (kℓ)	処理費 B (円)	1kg当たりの 処理費 B/A (円)	中間処理施設 での処理手数料 (円/10kg)	処理手数料 収入額 (円)
28	34,240.19	83,003,512	2,424	4.3	14,750,674
29	33,935.50	80,364,407	2,368	4.3	14,551,801
30	33,481.31	76,436,248	2,283	4.3	14,395,239
1	33,595.74	75,729,490	2,254	4.3	14,348,883
2	32,872.20	77,108,649	2,346	4.3	14,083,467
3	33,064.13	84,142,291	2,545	4.3	17,757,835
4	33,409.86	92,293,340	2,762	4.3	14,396,968



4 し尿・浄化槽汚泥の処理手数料等の改定状況

(1) し尿・浄化槽汚泥処理施設での処理手数料

改定年月	処理手数料	1ℓまたは1kg当たりの 処理手数料
昭和37年12月	180 ℓ = 20 円	0.1111 円
昭和45年11月	1,800 ℓ = 200 円	0.1111 円
昭和51年7月	1,800 ℓ = 400 円	0.2222 円
昭和55年4月	1,800 ℓ = 500 円	0.2778 円
平成4年6月	1,800 ℓ = 510 円	0.2833 円
平成10年4月	100 ℓ = 43 円	0.4300 円
平成20年4月	10 kg = 4.3 円	0.4300 円

(2) し尿・浄化槽汚泥の収集運搬料金

(一般廃棄物収集運搬許可業者が収集運搬を請け負う際の料金)

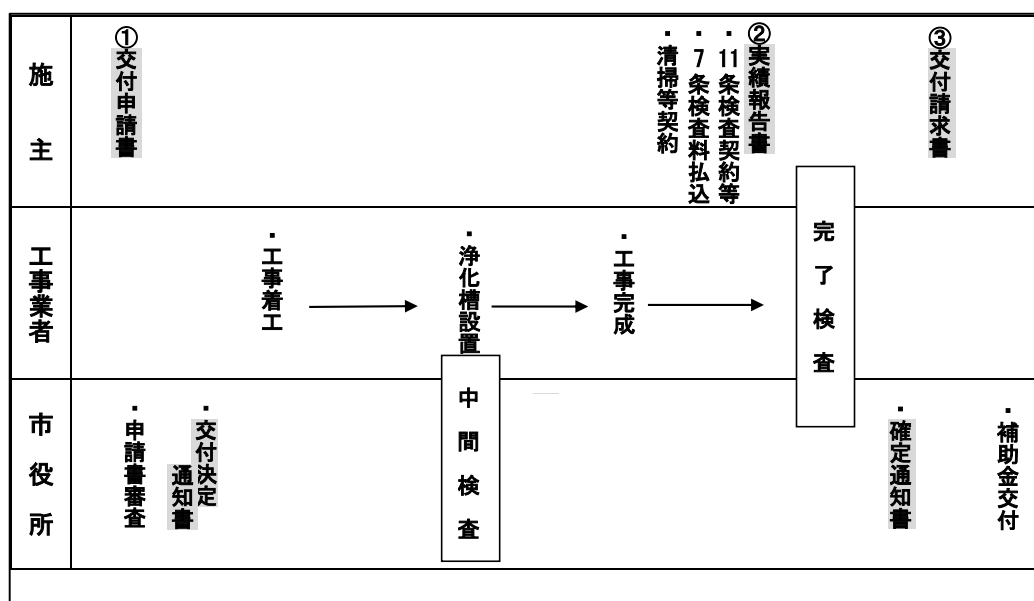
改定年月	料 金	1ℓ当たりの料金
昭和32年4月	36 ℓ = 20 円	0.5556 円
昭和37年12月	事務所等 36 ℓ = 30 円	0.8333 円
	一般 36 ℓ = 55 円	1.5278 円
昭和45年11月	900ℓ以上 1 ℓ = 2.10 円	2.1000 円
	900ℓ未満 1 ℓ = 2.80 円	2.8000 円
昭和49年4月	1 ℓ = 4 円	4.0000 円
昭和50年4月	1 ℓ = 6 円	6.0000 円
昭和55年4月	1,800 ℓ = 12,600 円	7.0000 円
昭和58年7月	1 ℓ = 8 円	8.0000 円
昭和62年4月	1 ℓ = 9 円	9.0000 円
平成3年7月	1 ℓ = 11 円	11.0000 円
平成6年4月	1 ℓ = 13 円	13.0000 円
平成10年4月	1 ℓ = 15.50 円	15.5000 円
平成21年10月	1 ℓ = 18 円	18.0000 円

5 合併処理浄化槽設置事業

(1) 概要（令和4年度）

対 象 者 の 条 件	① 木更津市税を滞納していない人 ② 高度型合併処理浄化槽の設置審査または建築確認を受けた人 ③ 住宅等を借りている場合には、貸主の承諾を得た人
対 象 地 域	下水道事業計画区域を除く木更津市内全域
対 象 建 築 物	一般住宅、共同住宅、下宿、寄宿舍、店舗等併用住宅 (店舗または事業所のみの場合は対象外)
そ の 他 交 付 条 件 お よ び 補 助 金 の 額	① 新規設置 高度型合併処理浄化槽【N10型・P型】のみ対象 (N20型、通常型合併処理浄化槽は補助対象外) 10人槽まで(11人槽以上は補助対象外) 474,000円
	② 単独転換 ・現に使用中の単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に付け替え ・建築物の新築または増・改築等を伴わず付け替え 高度型合併処理浄化槽【N10型・P型】 上限額654,000円 (通常型合併処理浄化槽は補助対象外) (うち、撤去費上乗せ上限額180,000円) 10人槽まで(11人槽以上は補助対象外) 高度型合併処理浄化槽【N20型・P型】 上限額564,000円 (通常型合併処理浄化槽は補助対象外) (うち、撤去費上乗せ上限額180,000円) 10人槽まで(11人槽以上は補助対象外)
	③ 汲取転換 ・現に使用中の汲み取り便所を合併処理浄化槽に付け替え ・建築物の新築または増・改築等を伴わず付け替え 高度型合併処理浄化槽【N10型・P型】 上限額574,000円 (通常型合併処理浄化槽は補助対象外) (うち、撤去費上乗せ上限額100,000円) 10人槽まで(11人槽以上は補助対象外) 高度型合併処理浄化槽【N20型・P型】 上限額484,000円 (通常型合併処理浄化槽は補助対象外) (うち、撤去費上乗せ上限額100,000円) 10人槽まで(11人槽以上は補助対象外)
	・年度内の浄化槽工事で、補助金交付決定通知後に着工すること ・令和5年3月15日までに工事完成すること
申 請 の 受 付 期 間	令和4年4月1日～令和4年12月28日 ただし、予定額(予算の範囲内)に達した時点で受付終了。

(2) 補助金申請から交付までの流れ



(3) 補助金交付実績の推移

(円)

新規設置	区分	令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		補助金額	基数	補助金総額	補助金額	基数	補助金総額	補助金額	基数	補助金総額	補助金額	基数	補助金総額
	5人槽	444,000	20	8,880,000	444,000	20	8,880,000	474,000	21	9,954,000	474,000	22	10,428,000
	6~7人槽	444,000	2	888,000	444,000	3	1,332,000	474,000	1	474,000	474,000	1	474,000
	8~10人槽	444,000	0	0	444,000	0	0	474,000	1	474,000	474,000	1	474,000
	合計		22	9,768,000		23	10,212,000		23	10,902,000		24	11,376,000

転換設置	区分	令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		補助金額	基数	補助金総額	補助金額	基数	補助金総額	補助金額	基数	補助金総額	補助金額	基数	補助金総額
設置補助	5人槽	444,000	1	444,000	444,000	4	1,776,000	384,000	1	384,000	384,000	3	1,152,000
	6~7人槽	444,000	0	0	444,000	1	444,000	384,000	0	0	384,000	0	0
	8~10人槽	444,000	0	0	444,000	0	0	384,000	0	0	384,000	0	0
	計		1	444,000		5	2,220,000		1	384,000		3	1,152,000
転換補助	単独転換	180,000	0	0	180,000	3	540,000	180,000	0	0	180,000	2	360,000
	汲取転換	100,000	1	100,000	100,000	2	200,000	100,000	1	100,000	100,000	1	100,000
	計		1	100,000		5	740,000		1	100,000		3	460,000
	合計		1	544,000		5	2,960,000		1	484,000		3	1,612,000

		令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		基数	補助金総額		基数	補助金総額		基数	補助金総額		基数	補助金総額	
設置補助		23	10,212,000		28	12,432,000		24	11,286,000		27	12,528,000	
転換補助		1	100,000		5	740,000		1	100,000		3	460,000	
補助金合計		23	10,312,000		28	13,172,000		24	11,386,000		27	12,988,000	

補助金負担額		令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度		
		算定式	負担額		算定式	負担額		算定式	負担額		算定式	負担額	
	国	10,212,000/3 -740,000	2,664,000		12,432,000/3 -592,000	3,552,000		11,286,000/3 +888,000	4,650,000		12,528,000/3 -1,144,000	3,032,000	
	県	10,212,000/3 +100,000/2	3,454,000		12,432,000/3 +740,000/2	4,514,000		11,286,000/3 +100,000/2	3,812,000		12,528,000/3 +460,000/2	4,406,000	
	市	10,212,000/3 +100,000/2 -740,000	4,194,000		12,432,000/3 +740,000/2 +592,000	5,106,000		11,286,000/3 +100,000/2 -888,000	2,924,000		12,528,000/3 +460,000/2 +1,144,000	5,550,000	
	合計		10,312,000			13,172,000			11,386,000			12,988,000	

6 し尿処理施設の概要

(1) 新川園衛生処理場

所 在 地		木更津市牛袋 4 6 9 番地の 1		
敷 地 面 積		7,140,43㎡		
建 物 面 積		611.51㎡		
開 設 日		昭和38年4月1日		
処 理 能 力		110 kℓ/日		
処 理 方 式		一次処理：標準脱窒法（混合分解法） 二次処理：無酸素好気法 高度処理：凝集剤添加加圧浮上法		
工 事 概 要	新設	処理能力36kℓ/日の嫌気性消化・散水ろ床法施設建設	請負者	守住工業(株)
			完成日	昭和37年12月31日
			請負額	51,872,000 円
	増設	処理能力100kℓ/日の嫌気性消化・活性汚泥法の施設を増設し、36kℓ/日系列の散水ろ床を沈殿槽に改造し、二次処理は136kℓ/日の曝気槽とした。	請負者	守住工業(株)
			完成日	昭和48年12月25日
			請負額	185,500,000 円
	改造	100kℓ/日の嫌気性消化槽を好気性消化槽に改造し、36kℓ/日系列の嫌気性消化槽の運転を停止し、全体処理能力を80kℓ/日とし、施設で処理できないし尿は海洋投入とした。	請負者	栗田整備(株)
			完成日	昭和60年9月1日
			請負額	70,000,000 円
	増設	脱リン設備を設置	請負者	栗田工業(株)
			完成日	平成8年3月15日
			請負額	348,140,000 円
	改修	各種設備（脱リン設備を除く）の更新・改修	請負者	栗田工業(株)、(株)ミツ鐵構建設、(株)小倉鑿井工業所
			完成日	平成12年3月15日
			請負額	337,680,000 円
設置	全窒素・全りん自動測定器を設置	請負者	昱(株)	
		完成日	平成16年3月22日	
		請負額	5,512,500 円	
一般廃棄物処理施設の変更		平成23年3月8日 処理能力変更：80kℓ/日 ⇒ 110kℓ/日 処理方式変更：好気性消化・活性汚泥法 ⇒ 標準脱窒・無酸素好気・凝集剤添加加圧浮上法 構造設備変更		

7 一般廃棄物処理業(し尿・浄化槽汚泥)、浄化槽清掃業の許可状況

(1) 一般廃棄物収集運搬業許可業者および浄化槽清掃業許可業者

(令和5年4月1日現在)

業者名	営業所の所在地	一般廃棄物収集運搬業			浄化槽清掃業
		し尿	浄化槽汚泥	車両台数	
(有)安藤清掃社	菅生850番地7	○	○	1	○
(株)君津清掃設備工業	菅生175番地2	○ 収集：富来田地区限定	○	5	○
(株)KOUZUKI	万石580番地1	○	○	7	○
(株)ホワイト	新田三丁目5番15号	○	○	14	○
(株)葵商事	畑沢二丁目36番11号		○ 収集：公共施設限定	1	○
(有)君津清掃社	貝渚四丁目16番15号		○	3	○
袖ヶ浦興産(株)	清見台二丁目16番17号		○	4	○
合計 7 者		4	7	35	7



MEMO

[illegible]

第 5 章

～ 参考資料 ～

清掃事業の沿革

年度	一般関係	ごみ処理関係	し尿処理関係
S 2 2	・「汚物掃除手数料条例」制定		
S 3 0	・「木更津市清掃条例」制定（汚物掃除手数料条例は廃止）		
S 3 7	・「新川園衛生処理場条例」制定		・ 処理手数料を180ℓにつき20円と定める
S 3 8			・ 新川園衛生処理場（36kℓ/日）を開設
S 3 9	・「木更津市じん芥処理場条例」制定		
S 4 5			・ 処理手数料を1,800ℓにつき200円に変更
S 4 6		・ 木更津市じん芥焼却場（40 t /8h）を開設（笹子）	
S 4 8			・ 新川園衛生処理場を136kℓ/日に増設
S 4 9	・「木更津市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」制定（木更津市清掃条例、新川園衛生処理場条例及び木更津市じん芥処理場条例は廃止）	・ 木更津市じん芥処理場に新炉（90t/24h）を増設	
S 5 0			
S 5 1		・ 木更津市粗大ごみ処理場（50 t /5h）を開設（上根岸） ・ 処理手数料の改定（小動物、事業系一廃・産廃自己搬入）	・ 処理手数料を1,800ℓにつき400円に変更
S 5 5		・ 木更津市資源ごみ回収推進助成金交付制度発足	・ 処理手数料を1,800ℓにつき500円に変更
S 5 6		・ ごみの分別区分を、可燃ごみ・不燃ごみの2種から、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの3種に変更	
S 6 0		・ 木更津市生ごみ肥料化容器購入設置助成金交付制度発足	・ 新川園衛生処理場の一次処理方式を嫌気性から好気性に改造するとともに処理能力を136kℓから80kℓに変更
S 6 1		・ 処理手数料の改定（特別収集）	
S 6 3		・ 木更津市クリーンセンター（焼却210 t /24h、70t/24h×3炉・粗大ごみ25t/5h）を開設し、じん芥焼却場・粗大ごみ処理場を廃止する。	
H 2		・ 「木更津市ごみ減量化推進協議会」発足	
H 4		・ ごみの分別区分を、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ（びん・かん・ペットボトル・新聞・雑誌・雑紙・段ボール・紙パック）・有害ごみ（使用済乾電池）の5種に変更 ・ 処理手数料の改定（小動物、事業系一廃・産廃） ・ ごみ減量推進地区指導員制度発足 ・ 「ごみカレンダー（5年度分）」を作成し全世帯に配付（以後継続して作成）	・ 処理手数料を1,800ℓにつき510円に変更
H 5	・ 「木更津市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を全部改正し、「木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」を制定	・ 「木更津市ごみ減量化推進協議会」を発展的解消し、新たに「木更津市廃棄物減量等推進審議会」が発足 ・ 「ごみフェア」を開催（以後 H 8～H 1 0に開催）	
H 6			・ 処理手数料を1,800ℓにつき510円に変更
H 1 0		・ 処理手数料の改定（小動物、特別収集、事業系一廃・産廃）、家庭系自己搬入を有料とする	・ 処理手数料を100ℓにつき43円に変更
H 1 1		・ 「リサイクルフェア」を開催（以後継続して開催）	・ 年度末をもって海洋投入を廃止
H 1 2		・ ごみの分別区分を、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみの4種に変更するとともに資源ごみに白色トレイ・紙箱を加える（白色トレイは公民館での拠点回収） ・ 指定ごみ袋制度を開始	・ 浄化槽汚泥投入施設（16kℓ/日）を開設

年度	一般関係	ごみ処理関係	し尿処理関係
H 1 3	・家電リサイクル法施行	・粗大ごみをステーション収集から戸別有料収集に変更 ・資源ごみに衣類を加える	
H 1 4		・君津地域広域廃棄物処理施設 第1工場の稼働に伴い一部可燃ごみの処理委託を開始 ・クリーンセンターの1号焼却炉を停止（休止：8月30日）	
H 1 5		・「ごみ分別ガイドブック」を作成し全世帯に配布	
H 1 6		・可燃ごみ、不燃ごみの専用指定袋に一般廃棄物処理手数料を賦課（併せて剪定枝処理券制度も開始） ・容器包装プラスチックの分別収集を開始	
H 1 7		・クリーンセンターの2・3号焼却炉を停止（休止：3月31日）	
H 1 8	・木更津市生ごみ肥料化容器購入設置助成金交付規則を一部改正（機械式生ごみ処理機を助成対象に加える）	・君津地域広域廃棄物処理施設 第2工場の稼働に伴い可燃ごみの全量処理委託を開始	
H 1 9		・処理手数料の改定（自己搬入、10月1日～）	
H 2 0		・ごみ収集車広告掲載事業を開始	・処理手数料を10kgにつき4.3円に変更
H 2 1		・不燃ごみ収集運搬業務の委託を開始	・新川園衛生処理場及び浄化槽汚泥投入施設維持管理業務の包括的民間委託を開始
H 2 3		・粗大ごみ等（粗大ごみ及び小動物等死骸）収集運搬業務の委託を開始	
H 2 4			
H 2 5	・木更津市廃棄物の減量化・資源化及び適正処理等に関する条例を一部改正（資源ごみの抜き取り禁止を加える）	・「ごみ分別ガイドブック」を作成し全世帯に配布	
H 2 6		・びん・かん・ペットボトルの一部地域の収集運搬業務の委託を開始 ・クリーンセンター内において、家庭で使用済みとなった小型家電の無料回収を開始	
H 2 7	・廃棄物対策課からまち美化推進課に課名変更	・君津地域広域廃棄物処理施設5年延長覚書締結	
H 2 8		・両総通運㈱より生ごみ処理機3台寄贈設置をし運用開始	
H 2 9		・びん・かん・ペットボトルの全部地域の収集運搬業務の委託を開始 ・不燃ごみの全部地域の直営収集開始 ・「ごみ分別ガイドブック」を作成し全世帯に配付	
H 3 0		・一部地域において、びん・かん・ペットボトルの収集曜日を変更 ・次期広域廃棄物処理事業について、6市1町（木更津市・君津市・袖ヶ浦市・富津市・鴨川市・南房総市・鋸南町）で覚書を締結 ・ごみ収集車広告掲載事業を終了	
R 1		・台風第15号及び第19号に伴う災害廃棄物を処理 ・次期広域廃棄物処理事業について、優先交渉権者を選定	
R 2		・「ごみ分別ガイドブック」を作成し全世帯に配布 ・次期広域廃棄物処理施設の建設地決定	
R 3			
R 4	・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行	・ペットボトルの水平リサイクルの開始 ・段ボール収集運搬業務の委託を開始 ・次期広域廃棄物処理事業の環境影響評価手続き完了	

○木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例

平成 5 年 9 月 25 日 条例第 21 号

改正

平成 8 年 3 月 29 日 条例第 4 号	平成 9 年 12 月 20 日 条例第 24 号
平成 12 年 3 月 25 日 条例第 3 号	平成 12 年 12 月 20 日 条例第 45 号
平成 13 年 3 月 1 日 条例第 3 号	平成 15 年 7 月 1 日 条例第 23 号
平成 15 年 12 月 19 日 条例第 35 号	平成 19 年 3 月 19 日 条例第 13 号
平成 20 年 2 月 28 日 条例第 3 号	平成 20 年 3 月 22 日 条例第 19 号
平成 21 年 3 月 24 日 条例第 10 号	平成 24 年 12 月 19 日 条例第 42 号
平成 31 年 3 月 21 日 条例第 16 号	令和 2 年 6 月 17 日 条例第 28 号

木更津市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 49 年木更津市条例第 8 号）の全部を改正する。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）
- 第 2 章 廃棄物の減量化及び資源化の推進（第 6 条—第 12 条）
- 第 3 章 廃棄物の適正処理（第 13 条—第 20 条）
- 第 4 章 市民の参加及び協力（第 21 条—第 27 条）
- 第 5 章 地域の清潔の保持（第 28 条—第 30 条）
- 第 6 章 手数料等（第 31 条—第 36 条）
- 第 7 章 技術管理者（第 37 条）
- 第 8 章 雑則（第 38 条—第 40 条）
- 第 9 章 罰則（第 41 条・第 42 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、廃棄物の発生の抑制、再生利用の促進及び適正な処理の確保並びに地域の清潔の保持を推進するために必要な事項を定めることにより、資源の有効な利用、快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって良好な都市環境の形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 減量化 廃棄物の発生を抑制することをいう。
- （2） 資源化 活用されなければ不要である物又は廃棄物を再び使用し、原材料として利用し、熱源として利用すること等をいう。
- （3） 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- （4） 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- （5） 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

（市の責務）

第 3 条 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の減量化、資源化の推進及び適正な処理の確保並びに地域の清潔の保持に努めなければならない。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、計画の策定、施設の整備、市民の参加及び協力の推進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市は、前 2 項に規定する責務を果たすため、必要と認められる情報の収集、調査研究等に努めなければならない。

（事業者の責務）

第 4 条 事業者は、その事業を行うに当たっては、廃棄物の減量化及び資源化に努めるとともに、事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、廃棄物の減量化、資源化の推進及び適正な処理の確保並びに地域の清潔の保持に関し、市の施策に積極的に協力しなければならない。

（市民の責務）

第 5 条 市民は、廃棄物の分別排出の遵守、自己処分等により、廃棄物の減量化、資源化の推進及び適正な処理の確保並びに地域の清潔の保持を図るとともに、その実施に当たっては、相互に協力するよう努めなければならない。

2 市民は、廃棄物の減量化、資源化の推進及び適正な処理の確保並びに地域の清潔の保持に関し、市の施策に積極的に協力しなければならない。

第 2 章 廃棄物の減量化及び資源化の推進

(市の廃棄物の減量)

第6条 市は、その業務の遂行に当たっては、廃棄物の減量化及び再生利用を推進するとともに、廃棄物の処理に際して廃棄物の再生利用の促進に努めなければならない。

(事業者の廃棄物の減量)

第7条 事業者は、その事業活動に際して、使い捨ての製品等の使用をなるべく抑制するとともに、再生品を使用し、再生利用することができる廃棄物（以下「再生利用可能廃棄物」という。）を分別すること等により、廃棄物の減量化及び再生利用の促進に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工及び販売等に際して、使い捨ての製品、容器等の製造及び販売をなるべく抑制するとともに、製品等の包装の簡素化を図ること等により、廃棄物の減量化に努めなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工及び販売等に際して、容易に再生利用することができる製品の開発、再生利用可能廃棄物の回収体制の整備及び再生品の原材料としての廃棄物の利用の促進等により、廃棄物の再生利用の促進に努めなければならない。

(市民の廃棄物の減量)

第8条 市民は、使い捨ての製品及び容器等の使用をなるべく抑制し、包装が簡素な製品、再生品及び容易に再生利用することができる製品を積極的に購入すること等により、廃棄物の減量化及び再生利用に努めなければならない。

2 市民は、販売業者に返却することができる再生利用可能廃棄物を販売業者に返却し、市民が行う再生利用可能廃棄物の集団回収に協力するよう努めるとともに、市が行う再生利用可能廃棄物の分別収集等に協力しなければならない。

(事業用大規模建築物の所有者の減量義務)

第9条 事業の用に供する大規模な建築物で規則で定めるもの（以下「事業用大規模建築物」という。）の所有者は、当該建築物から排出される事業系廃棄物の再生利用をすること等により、事業系廃棄物の減量に努めなければならない。

(減量化及び資源化計画)

第10条 事業用大規模建築物の所有者は、毎年1回、規則で定めるところにより、事業系廃棄物の種類、発生量の見込み、再生利用の方策に関する事項等を定めた事業系廃棄物の減量化及び資源化に関する計画を作成し、市長に届け出なければならない。

2 事業用大規模建築物の所有者は、前項に規定する計画に従って、事業系廃棄物の減量に努めなければならない。

(事業用大規模建築物の占有者の協力義務)

第11条 事業用大規模建築物の占有者は、事業系廃棄物の発生を抑制すること、事業系廃棄物の再生利用をすること等により、当該建築物の所有者が行う事業系廃棄物の減量化及び資源化に協力しなければならない。

(改善勧告及び公表)

第12条 市長は、事業用大規模建築物の所有者が第9条又は第10条の規定に違反していると認めるときは、当該所有者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定により勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第3章 廃棄物の適正処理

(一般廃棄物処理計画)

第13条 市は、法第6条第1項の規定により定める一般廃棄物処理計画に基づき、一般廃棄物の処理等を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市長は、前項に規定する一般廃棄物処理計画に基づく毎年度の事業について実施計画を定め、毎年度初めにこれを告示するものとする。

3 前項に規定する実施計画に重要な変更が生じたときは、その都度告示するものとする。

(一般廃棄物の自己処理の基準)

第14条 土地又は建物の占有者（占有者がない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、自ら一般廃棄物の運搬又は処分等を行うときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条又は第4条の2に定める基準に従わなければならない。

(土地占有者等の義務)

第14条の2 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の家庭系廃棄物であって、生活環境の保全上支障のない方法で処分することができるものについては、自ら処分するよう努めなければならない。

2 土地又は建物の占有者は、自ら処分することができない家庭系廃棄物については、一般廃棄物処理計画に従ってごみの分別を行い、市長が指定するごみ袋（以下「指定ごみ袋」という。）に収納して所定の収集場所及び日時に搬出する等、市が行う収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

3 前項の規定により家庭系廃棄物を所定の収集場所に搬出する者は、当該廃棄物が飛散し、流出し、及び悪臭が発生しないようにするとともに、当該収集場所を常に清潔に保たなければならない。

(収集又は運搬の禁止等)

第14条の3 市長又は市長が指定する者以外の者は、一般廃棄物処理計画で定めるところにより設置された家庭系廃棄物を排出すべき場所に排出された再利用の対象となる物として市長が指定するものについては、これらを収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反して市長が指定する物を収集し、又は運搬している者に対し、当該収集又は運搬を中止して当該収集又は運搬をしている物を原状に回復すること及び当該収集又は運搬をしてはならないことを命ずることができる。

- 3 市長は、第1項の規定に違反して市長が指定する物を収集し、又は運搬した者に対し、当該収集又は運搬をした物を原状に回復すること及び当該収集又は運搬をしてはならないことを命ずることができる。

(一般廃棄物の臨時処理の届出)

第15条 土地又は建物の占有者は、臨時に一般廃棄物の処理を受けようとする場合、又は動物の死体を自ら処分することが困難な場合は、速やかに市長に届け出し、その指示に従わなければならない。

(事業系一般廃棄物の処分)

第16条 市は、処分が可能な範囲内において、事業系一般廃棄物の受入れを行うものとする。

- 2 前項の規定により、事業系一般廃棄物の処分を市に依頼しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その指示に従わなければならない。

(産業廃棄物の処分)

第17条 法第11条第2項の規定により市が処分する産業廃棄物は、一般廃棄物とあわせて処分することができ、かつ、一般廃棄物の処分に支障のない範囲内で市長が定め、毎年度初めに告示するものとする。

- 2 前項に規定する産業廃棄物について処分を市に依頼しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その指示に従わなければならない。

(受入拒否)

第18条 市長は、第12条第2項の規定による公表の後においても、なお同条第1項の規定による勧告に従わない者、又は第16条第2項若しくは前条第2項の規定による指示に従わない者に対し、事業系廃棄物の受入れを拒否することができる。

(適正処理困難物の指定等)

第19条 市長は、廃棄物となった場合に適正な処理が困難な一般廃棄物となる製品及び容器等を適正処理困難物として指定することができる。

- 2 市長は、適正処理困難物の製造、加工及び販売等を行う事業者に対し、その回収その他適正処理困難物の処理に必要な協力を要請することができる。

(排出禁止物)

第20条 土地又は建物の占有者は、市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げるものを排出してはならない。

- (1) 有害性物質を含むもの
- (2) 著しく悪臭を発するもの
- (3) 危険性のあるもの
- (4) 容積又は重量の著しく大きいもの
- (5) 前各号に定めるもののほか、市が行う処理に著しい支障をおよぼすもの

第4章 市民の参加及び協力

(相互協力)

第21条 市、事業者及び市民は、廃棄物の減量化、資源化の推進及び適正な処理の確保並びに地域の清潔の保持に当たっては、相互に協力し、及び連携しなければならない。

(啓発活動)

第22条 市長は、廃棄物の減量化、資源化の推進及び適正な処理の確保並びに地域の清潔の保持に関する市民の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(木更津市廃棄物減量等推進審議会)

第23条 一般廃棄物の減量化、資源化及びその適正処理の推進に関する事項、その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査及び審議するため、木更津市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の組織)

第24条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 市民の代表者
- (4) 事業者の代表者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期等)

第25条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前条及び前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第26条及び第27条 削除

第5章 地域の清潔の保持

(公共の場所の清潔の保持等)

第28条 何人も、公園、広場、道路、河川及び港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

- 2 前項に規定する公共の場所の管理者は、当該公共の場所の清潔を保持し、みだりに廃棄物が捨てられない環境づくりに努めなければならない。

第29条 削除

(土地の管理)

第30条 土地を所有し、占有し、又は管理する者は、その所有し、占有し、又は管理する土地にみだりに廃棄物が捨てられることのないよう必要な措置を講じなければならない。

第6章 手数料等

(一般廃棄物処理手数料の額及び徴収方法)

第31条 市長は、一般廃棄物の処理に関し、土地若しくは建物の占有者又は搬入者（市の委託を受けて収集及び運搬した一般廃棄物を搬入するものを除く。）から手数料を徴収する。

2 前項に規定する手数料及びその徴収方法は、別表第1に掲げる額及び方法によるものとする。この場合において、算定した手数料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者及び市長が特に認めた事業者が市長が指示する場所へ搬入する場合の手数料の徴収方法にあっては、1月ごとに納入通知書の方法により徴収することができる。

(手数料の減免)

第32条 市長は、災害その他特別の事情があると認めるときは、前条に規定する手数料を減額又は免除することができる。

(産業廃棄物の処分費用)

第33条 法第13条第2項の規定により、市が行う産業廃棄物の処分に関し徴収する費用の額は、別表第2のとおりとする。

2 産業廃棄物の処分費用の徴収は、搬入の際に現金又は納入通知書若しくは廃棄物処理券によるものとする。

(浄化槽清掃業の許可の期間の更新)

第34条 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可の期間は2年とし、当該期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失う。

(許可証の交付)

第35条 市長は、次の各号に掲げる許可を申請した者に対し、その許可をしたときは、許可証を交付するものとする。

(1) 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可

(2) 法第7条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許可

(3) 法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可

(4) 浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可

2 前項の規定により許可証の交付を受けた者は、許可証を破損し又は亡失したときは、再交付を受けなければならない。

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請手数料)

第36条 次の各号に掲げる許可又は許可証の再交付を受けようとする者は、申請の際、当該各号に掲げる手数料を納付しなければならない。

(1) 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可 1件につき 10,000円

(2) 法第7条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許可 1件につき 10,000円

(3) 法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可 1件につき 10,000円

(4) 浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可 1件につき 10,000円

(5) 条例第35条第2項の規定による許可証の再交付 1件につき 6,000円

第7章 技術管理者

(技術管理者の資格)

第37条 法第21条第3項の条例で定める技術管理者の資格は、次のとおりとする。

(1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。）

(2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者

(4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専

門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

第8章 雑則

（立入調査等）

第38条 市長は、法第19条第1項に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、土地又は建物の占有者、事業者その他必要と認める者が占有し、所有し、又は管理する土地又は建物に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（木更津市行政手続条例の適用除外）

第39条 第14条の3第2項及び第3項の規定による命令については、木更津市行政手続条例（平成9年木更津市条例第2号）第3章の規定は、適用しない。

（委任）

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第9章 罰則

（罰則）

第41条 第14条の3第2項又は第3項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第42条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成6年1月1日から施行する。ただし、第23条から第27条までの規定は、平成5年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の木更津市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定に基づいてなされた手続き、許可、その他の行為は、この条例中これに相当する規定がある場合には、この条例の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

（木更津市証紙条例の一部改正）

- 3 木更津市証紙条例（昭和39年木更津市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「木更津市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和49年木更津市条例第8号）」を「木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年木更津市条例第21号）」に改める。

附 則（平成8年3月29日条例第4号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成8年10月1日から施行する。

附 則（平成9年12月20日条例第24号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月25日条例第3号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 3 この条例の施行前に申請された事務に係る手数料は、改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月20日条例第45号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月1日条例第3号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年7月1日条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年木更津市条例第21号）第31条第2項及び別表第1の規定は、平成16年4月1日以後に収集し、又は搬入する一般廃棄物の処理に関する手数料について適用し、同日前に収集し、又は搬入する一般廃棄物の処理に関する手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成15年12月19日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月19日条例第13号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第17条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に搬入する一般廃棄物の処理に関する手数料について適用し、施行日前に搬入した一般廃棄物の処理に関する手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成20年2月28日条例第3号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第34条の規定によりなされた浄化槽清掃業の許可の申請及び許可に係る許可の期間については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月22日条例第19号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第31条第2項及び別表第1の規定は、平成20年4月1日以後に搬入する一般廃棄物の処理に関する手数料について適用し、同日前に搬入する一般廃棄物の処理に関する手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月24日条例第10号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和40年木更津市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第3中ごみ減量推進地区指導員の項を削る。

附 則（平成24年12月19日条例第42号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月21日条例第16号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月17日条例第28号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例別表第1の規定は、令和3年4月1日以後に搬入する一般廃棄物の処理に関する手数料について適用し、同日前に搬入する一般廃棄物の処理に関する手数料については、なお従前の例による。

別表第 1 (第31条)

種別	取扱区分	手数料の額	徴収の方法
し尿及び浄化槽汚泥類	市長が指示する場所へ搬入するとき	10キログラムまでごとに 4.3円	納入通知書
動物の死体(犬、猫等の小動物の死体)	市が収集、運搬及び処分するとき	1体につき 2,000円	収集の際に現金
	市長が指示する場所へ搬入するとき	1体につき 1,000円	搬入の際に現金
その他の一般廃棄物	臨時に市が収集、運搬及び処分するとき	1キログラムまでごとに 15円	収集の際に現金
	粗大ごみを市が戸別に収集、運搬及び処分するとき	1点につき 800円	収集の際に現金又は一般廃棄物処理券(粗大ごみ処理券)
	燃やせるごみ又は燃やせないごみを指定ごみ袋(燃やせるごみ用又は燃やせないごみ用)に収納し、一般廃棄物処理計画所定の収集場所に搬出するとき	指定ごみ袋小袋(20リットル相当)1枚につき 20円	指定ごみ袋
		指定ごみ袋中袋(30リットル相当)1枚につき 30円	
		指定ごみ袋大袋(45リットル相当)1枚につき 45円	
	燃やせるごみ又は燃やせないごみを市長が指定していた旧ごみ袋(燃やせるごみ用又は燃やせないごみ用)に収納し、手数料納付済証を貼付して、一般廃棄物処理計画所定の収集場所に搬出するとき	手数料納付済証20リットル用1枚につき 15円	手数料納付済証
		手数料納付済証30リットル用1枚につき 25円	
		手数料納付済証45リットル用1枚につき 40円	
	せん定枝を一般廃棄物処理計画所定の収集場所に搬出するとき	一般廃棄物処理券(せん定枝処理券)1枚につき 40円	一般廃棄物処理券(せん定枝処理券)
	事業活動によらないもので、市長が指示する場所へ搬入するとき	20キログラムまで 200円 20キログラムを超える分については10キログラムまでごとに65円	搬入の際に現金
	事業者又は一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が市長が指示する場所へ搬入するとき	20キログラムまで 300円 20キログラムを超える分については10キログラムまでごとに90円	搬入の際に現金又は納入通知書若しくは廃棄物処理券

備考 事業者又は一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が市長が指示する場所へ搬入するときの一般廃棄物で、第17条第1項で定める産業廃棄物が混在して搬入された場合の手料は、上記にかかわらず第33条の規定を適用する。

別表第 2 (第33条)

種別	取扱区分	費用
産業廃棄物	第17条第1項の規定により市長が定めた産業廃棄物を、市長の指示する場所へ搬入するとき	20キログラムまでごとに 500円

○木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則

平成 5 年 9 月 30 日規則第 37 号

改正

平成10年 3 月31日規則第 9 号	平成11年 3 月31日規則第20号
平成12年 3 月31日規則第58号	平成12年12月28日規則第99号
平成13年 3 月30日規則第37号	平成13年11月16日規則第58号
平成14年 3 月19日規則第10号	平成15年10月14日規則第49号
平成15年12月10日規則第55号	平成17年 3 月 7 日規則第 5 号
平成17年 3 月31日規則第14号	平成20年12月 1 日規則第40号
平成21年 3 月18日規則第 4 号	平成24年12月19日規則第72号
平成27年12月15日規則第60号	

木更津市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和49年木更津市規則第26号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成 5 年木更津市条例第 21 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（事業用大規模建築物）

第 2 条 条例第 9 条に規定する事業用の大規模建築物（以下「事業用大規模建築物」という。）は、次のとおりとする。

- （1）大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 2 条第 2 項に規定する大規模小売店舗
- （2）前号に定めるもののほか、事業の用に供する部分の延べ床面積が3,000平方メートル以上（同一敷地内に 2 以上の建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。以下同じ。）がある場合にあっては、それぞれの建築物の事業の用に供する部分の延べ床面積の合計が3,000平方メートル以上）の建築物

（減量化及び資源化計画書）

第 3 条 条例第10条第 1 項に規定する届け出は、減量化及び資源化計画書（別記第 1 号様式）により、毎年 5 月 31 日までに市長に提出しなければならない。

（大規模建築物の所有者への勧告）

第 4 条 条例第12条第 1 項の規定による勧告は、勧告書（別記第 2 号様式）により行うものとする。

（条例第14条の 3 第 1 項の市長が指定する者）

第 4 条の 2 条例第14条の 3 第 1 項の市長が指定する者は、次のとおりとする。

- （1）市と一般廃棄物の収集及び運搬に係る業務の委託契約を締結している者
- （2）前号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

（条例第14条の 3 第 1 項の市長が指定する物）

第 4 条の 3 条例第14条の 3 第 1 項の市長が指定する再利用の対象となる物は、びん、缶、ペットボトル、容器包装プラスチック、古紙、布類及び不燃ごみとする。

（収集又は運搬の禁止命令）

第 4 条の 4 条例第14条の 3 第 2 項の規定による命令は、収集・運搬禁止等命令書（別記第 2 号様式の 2）により行うものとする。

2 条例第14条の 3 第 3 項の規定による命令は、収集・運搬禁止等命令書（別記第 2 号様式の 3）により行うものとする。

（廃棄物処理の届出等）

第 5 条 条例第15条の規定により臨時に一般廃棄物の処理を受けようとする場合の届出は、家庭系廃棄物臨時処理願（別記第 3 号様式）を市長に提出するものとする。

2 条例第16条第 2 項及び条例第17条第 2 項の規定により、事業活動に伴って生じた廃棄物の処分を受けようとする場合の申請は、事業系廃棄物処分申請書（別記第 4 号様式）を市長に提出するものとする。

3 市長は、前 2 項の届出又は申請に対し、処理施設等の管理上必要があると認めるときは、廃棄物の搬入等について制限し、又は条件を付することができるものとする。

（廃棄物処理券等）

第 6 条 条例第33条第 2 項及び条例別表第 1 に規定する廃棄物処理券は、別記第 5 号様式によるものとする。

2 条例別表第 1 に規定する一般廃棄物処理券（粗大ごみ処理券）は、別記第 5 号様式の 2 によるものとする。

3 条例別表第 1 に規定する指定ごみ袋は、別記第 5 号様式の 3 によるものとする。

4 条例別表第 1 に規定する手数料納付済証は、別記第 5 号様式の 4 によるものとする。

5 条例別表第 1 に規定する一般廃棄物処理券（せん定枝処理券）は、別記第 5 号様式の 5 によるものとする。

（廃棄物処理券等の交付）

第 6 条の 2 市長は、条例第31条の規定による一般廃棄物処理手数料（前条に規定する廃棄物処理券等に係るものに限る。以下この条において同じ。）又は条例第33条に規定する産業廃棄物処分費用（前条第 1 項に規定する廃棄物処理券に係るものに限る。以下この条において同じ。）をあらかじめ納付した者に廃棄物処理券等を交付する。

2 条例第33条第 2 項及び条例別表第 1 に規定する廃棄物処理券並びに条例別表第 1 に規定する一般廃棄物処理券（粗大ごみ処理券）並びに手数料納付済証の交付は、それぞれ 1 枚を単位として行うものとする。

- 3 条例別表第1に規定する指定ごみ袋の交付は、10枚を単位として行うものとする。
- 4 条例別表第1に規定する一般廃棄物処理券（せん定枝処理券）の交付は、5枚を単位として行うものとする。
（一般廃棄物処理手数料等の還付）
- 第6条の3** 既納の一般廃棄物処理手数料又は産業廃棄物処分費用は還付しない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。
- 2 前項の規定により一般廃棄物処理手数料又は産業廃棄物処分費用の還付を受けようとする者は、廃棄物処理手数料（処分費用）還付請求書（別記第5号様式の6）に還付を受けようとする廃棄物処理券、一般廃棄物処理券（粗大ごみ処理券）、指定ごみ袋、手数料納付済証又は一般廃棄物処理券（せん定枝処理券）を添えて市長に提出しなければならない。
（手数料の減免）
- 第7条** 条例第32条の規定により手数料の減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減額・免除申請書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは実情を調査し、その結果を一般廃棄物処理手数料減額・免除可否決定通知書（別記第7号様式）により、申請者に通知しなければならない。
（一般廃棄物収集運搬業等の許可申請）
- 第8条** 次の各号に掲げる許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業許可申請書（別記第8号様式。以下「許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。
 - （1） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業
 - （2） 法第7条第6項の規定による一般廃棄物処分業
 - （3） 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定による浄化槽清掃業
- 2 前項各号に掲げる許可を受けたものは、その更新を受けようとするときは、許可の期間が終了する日の30日前から20日前までの間に、許可申請書を市長に提出しなければならない。
（一般廃棄物収集運搬業等の許可基準）
- 第9条** 一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業若しくは浄化槽清掃業の許可の基準は、法第7条第5項又は同条第10項若しくは浄化槽法第36条に掲げるもののほか、次に掲げるとおりとする。
 - （1） 当該許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）が本市に住所を有する者（法人にあっては、本市に事務所又は営業所を有する者）であること。ただし、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に定める特定家庭用機器廃棄物を本市に所在する同法第17条に定める指定引取場所への運搬を業として行おうとする者、君津市、富津市又は袖ヶ浦市の一般廃棄物収集運搬業の許可を有し、当該許可により収集を行うことができる区域から収集した一般廃棄物を君津地区広域廃棄物処理施設へ運搬することを業として行おうとする者及び市長が特に必要と認めた者についてはこの限りでない。
 - （2） 申請者自ら当該業務を実施するものであること。
（事業の範囲の変更許可申請）
- 第10条** 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業又は同条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許可を受けた者（以下「一般廃棄物処理業者」という。）は、法第7条の2第1項の規定による事業の範囲の変更の許可を受けようとするときは、事業範囲変更許可申請書（別記第9号様式）を市長に提出しなければならない。
- 2 前条の規定は、事業の範囲の変更に係る前項の許可について準用する。
（許可証の交付等）
- 第11条** 条例第35条第1項の規定により交付する許可証は、一般廃棄物処理業にあっては別記第10号様式（その1）、浄化槽清掃業にあっては別記第10号様式（その2）によるものとする。
- 2 条例第35条第2項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、遅滞なく許可証再交付申請書（別記第11号様式）を市長に提出しなければならない。
- 3 許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 4 許可証の再交付があったときは、再交付に係る従前の許可証は、その効力を失うものとする。
（事業の廃止等の届出）
- 第12条** 一般廃棄物処理業者は、法第7条の2第3項の規定により当該事業の全部若しくは一部を廃止したため届出をしようとするときは、一般廃棄物処理業廃止届（別記第12号様式）を市長に提出しなければならない。
- 2 浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可を受けた者（以下「浄化槽清掃業者」という。）は、浄化槽法第38条の規定により廃業等の届出をしようとするときは、浄化槽清掃業廃止届（別記第13号様式）を市長に提出しなければならない。
- 3 一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者は、当該業務の全部若しくは一部を休止したときは、当該休止の日から10日以内に一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業休止届（別記第14号様式）を市長に提出しなければならない。
（許可申請事項等の変更の届出）
- 第13条** 一般廃棄物処理業者は、法第7条の2第3項の規定により住所及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第2条の6第1項に定める事項を変更したため届出をしようとするときは、許可申請事項等変更届（別記第15号様式）を市長に提出しなければならない。
- 2 浄化槽清掃業者は、浄化槽法第37条の規定により許可申請書及びその添付書類に記載した事項を変更したため届出をしようとするときは、許可申請事項等変更届（別記第15号様式）を市長に提出しなければならない。
（許可の取消し等）
- 第14条** 市長は、法第7条の3若しくは法第7条の4又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、許可取消書（別記第16号様式）又は業務停止命令書（別記第17号様式）に

より行うものとする。

- 2 前項の規定は、条例に違反する行為をしたときの処分について準用する。

(許可証の返納)

第15条 一般廃棄物処理業者若しくは浄化槽清掃業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を返納しなければならない。

- (1) 許可の期間が満了したとき。
- (2) 事業の全部を休止し、又は廃止したとき。
- (3) 前条の規定により許可の取消し若しくは事業の全部の休止又は停止を命ぜられたとき。
- (4) 新たな許可証が交付されたとき。

- 2 前項第2号の規定による許可証の返納は、一般廃棄物処理業者若しくは浄化槽清掃業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める者が行うものとする。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その役員であった者
- (3) 法人が破産により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合 その清算人

- 3 第1項第2号又は第3号の規定による事業の全部の休止又は停止の場合における返納は、当該休止又は停止の期間中とする。

(実績報告)

第16条 一般廃棄物処理業者（収集運搬業者及び処分業者）及び浄化槽清掃業者は毎月の業務の実績について、翌月の5日までに次の各号に掲げる実績報告書により、市長に報告しなければならない。

- (1) 一般廃棄物処理業者のうちごみ収集運搬業者の実績報告は、一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務実績報告書（別記第18号様式（その1））によること。
- (2) 一般廃棄物処理業者のうち一般廃棄物処分業者の実績報告は、一般廃棄物処分業務実績報告書（別記第18号様式（その2））によること。
- (3) 一般廃棄物処理業者のうちし尿処理業者及び浄化槽清掃業者の実績報告は、一般廃棄物（し尿）処理業務実績報告書（別記第19号様式）によること。

(身分証明書)

第17条 条例第38条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記第20号様式）とする。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年1月1日から施行する。

(経過規定)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の木更津市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定に基づいてなされた手続き、許可、その他の行為は、この規則中これに相当する規定がある場合には、この規則の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則（平成10年3月31日規則第9号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

(経過規定)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則の規定に基づいてなされた手続き、許可、その他の行為は、改正後の規則中これに相当する規定がある場合には、この規則の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則（平成11年3月31日規則第20号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則第16条の規定は、平成11年4月1日以後の業務にかかる業務完了報告から適用し、平成10年度分までの業務報告については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月31日規則第58号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月28日規則第99号）

この規則は、平成13年3月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日規則第37号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年11月16日規則第58号）

この規則は、平成13年11月16日から施行する。

附 則（平成14年3月19日規則第10号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年10月14日規則第49号）

この規則は、平成16年3月1日から施行する。

附 則（平成15年12月10日規則第55号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年 3 月 7 日規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年 3 月31日規則第14号）

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年12月 1 日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年 3 月18日規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月19日規則第72号）

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年12月15日規則第60号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

別記

第 1 号様式（第 3 条）

第 2 号様式（第 4 条）

第 2 号様式の 2（第 4 条の 4 第 1 項）

第 2 号様式の 3（第 4 条の 4 第 2 項）

第 3 号様式（第 5 条第 1 項）

第 4 号様式（第 5 条第 2 項）

第 5 号様式（第 6 条第 1 項）

第 5 号様式の 2（第 6 条第 2 項）

第 5 号様式の 3（その 1）（第 6 条第 3 項）

第 5 号様式の 3（その 2）（第 6 条第 3 項）

第 5 号様式の 4（第 6 条第 4 項）

第 5 号様式の 5（第 6 条第 5 項）

第 5 号様式の 6（第 6 条の 3 第 2 項）

第 6 号様式（第 7 条第 1 項）

第 7 号様式（第 7 条第 2 項）

第 8 号様式（第 8 条第 1 項）

第 9 号様式（第10条第 1 項）

第10号様式（その 1）（第11条第 1 項）

第10号様式（その 2）（第11条第 1 項）

第11号様式（第11条第 2 項）

第12号様式（第12条第 1 項）

第13号様式（第12条第 2 項）

第14号様式（第12条第 3 項）

第15号様式（第13条第 1 項）

第16号様式（第14条第 1 項）

第17号様式（第14条第 1 項）

第18号様式（第16条）

第19号様式（第16条）

第20号様式（第17条）

○木更津市廃棄物減量等推進審議会運営規則

平成5年9月30日規則第38号

改正

平成7年3月9日規則第11号

平成22年3月30日規則第10号

平成27年3月21日規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第25条の規定により、木更津市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

5 会長及び副会長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第3条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者)

第4条 会長が必要があると認めた場合は、関係者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により審議会に説明のため出席した関係者は、意見を述べることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、環境部まち美化推進課で行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成5年10月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する規則の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する規則（昭和57年木更津市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の一号を加える。

(35) 木更津市廃棄物減量等推進審議会委員

附 則（平成7年3月9日規則第11号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日規則第10号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月21日規則第9号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

○木更津市資源ごみ回収推進助成金交付規則

平成5年3月31日規則第21号

改正

平成6年3月28日規則第11号	平成8年3月5日規則第4号
平成9年5月21日規則第16号	平成14年3月7日規則第9号
平成16年3月19日規則第9号	平成17年3月4日規則第4号
平成19年3月1日規則第2号	

(目的)

第1条 この規則は、市民のリサイクル意識を高めるとともに、資源ごみ回収事業の安定した運営を図るため、資源ごみの回収を行う団体及び資源ごみの引取りを行う組合に対し予算の範囲内において助成金を交付することにより、ごみの減量化及び資源化を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 資源ごみ 繊維類、紙類、ビン類及び金属類等で再生利用できる有価物をいう。
- (2) 団体 市内にある町内会、自治会、婦人会、老人クラブ、PTA等で資源ごみの回収を行う団体をいう。
- (3) 組合 再生利用できる物の引取りを業とする者が設立した組合をいう。
- (4) 組合員 前号に規定する組合の構成員をいう。

(助成対象)

第3条 助成金の対象は、自ら資源ごみの回収を実施した団体及び団体より資源ごみの引取りをした組合とする。

(助成種目等)

第4条 助成の対象となる種目、内容及び助成額は、別表のとおりとする。

(登録等)

第5条 助成を受けようとする団体及び組合は、あらかじめ次の各号に定める書類により市長に届け出をし登録を受けなければならない。

- (1) 団体 資源ごみ回収実施登録届出書（別記第1号様式）
- (2) 組合 資源ごみ引取実施登録届出書（別記第2号様式）

2 前項第1号の規定により登録を受けた団体が回収を中止又は団体を廃止するときは、速やかに資源ごみ回収中止（廃止）届出書（別記第3号様式）により市長に届け出なければならない。

3 第1項第2号の規定により登録を受けた組合が引取りを中止又は組合を廃止するときは、速やかに資源ごみ引取中止（廃止）届出書（別記第4号様式）により市長に届け出なければならない。

(助成金の交付申請)

第6条 前条第1項第1号の規定により登録を受けた団体が、助成金の交付を受けようとするときは、資源ごみを組合員に引き渡した証拠となる帳票の写しを添付し、原則として資源ごみを引き渡した日の属する月の翌月10日までに資源ごみ回収推進助成金交付申請書（別記第5号様式）により市長に申請しなければならない。

2 前条第1項第2号の規定により登録を受けた組合が、助成金の交付を受けようとするときは、各組合員が回収した資源ごみの実績をとりまとめ、次の各号に定める回収期間に応じてそれぞれ当該各号に定める期日までに資源回収事業育成助成金交付申請書（別記第6号様式）により市長に申請しなければならない。

- (1) 4月から6月まで 7月10日
- (2) 7月から9月まで 10月10日
- (3) 10月から12月まで 1月10日
- (4) 1月から3月まで 3月31日

(助成金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、これを審査し、助成金を交付することが適当と認めたときは、資源ごみ回収推進助成金交付決定通知書（別記第7号様式）又は資源回収事業育成助成金交付決定通知書（別記第8号様式）により、申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第8条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者が、助成金の請求をしようとするときは、資源ごみ回収推進助成金交付請求書（別記第9号様式）又は資源回収事業育成助成金交付請求書（別記第10号様式）を市長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第9条 市長は、虚偽の申請又はその他不正手段により助成金の交付を受けた組合又は団体があるときは、概に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(報告)

第10条 市長は、助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要と認めるときは、団体及び組合に対して報告させ、又は帳簿その他の物件を調査し、若しくは関係者に説明を求めることができる。

(理由の提示)

第11条 市長は、第9条の規定により助成金の全部又は一部を返還させようとするとき又は、第10条の規定により報告、調査及び説明を求めようとするときは、団体又は組合に対して、その理由を示すものとする。
(指導)

第12条 市長は、ごみの減量化及び資源化を推進するため団体及び組合に対して必要と認めるときは指導をすることができる。
(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月28日規則第11号)

(施行期日)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の木更津市資源ごみ回収推進助成金交付規則は、平成6年4月1日以後の資源ごみ回収から適用し、施行日前の資源ごみ回収については、なお従前の例による。

附 則 (平成8年3月5日規則第4号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年5月21日規則第16号)

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月7日規則第9号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月19日規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の木更津市資源ごみ回収推進助成金交付規則(平成5年木更津市規則第21号)は、平成16年4月1日以後に引き渡した資源ごみに対する助成から適用し、平成16年3月31日以前に引き渡した資源ごみに対する助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年3月4日規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別記第2号様式の改正規定は、平成17年3月7日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の木更津市資源ごみ回収推進助成金交付規則(平成5年木更津市規則第21号)は、平成17年4月1日以後に引き渡した資源ごみに対する助成から適用し、平成17年3月31日以前に引き渡した資源ごみに対する助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年3月1日規則第2号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。(後略)

(様式に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表 (第4条)

種目	内容	助成額
団体の総量に対する助成	組合員に有価で引き渡した総量について助成する。	重量1 kgにつき 3円
組合の総量に対する助成	団体より有価で引き取った総量に対して助成する。	重量1 kgにつき 2円

備考 この表により算定した助成額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

○木更津市生ごみ肥料化容器等購入設置助成金交付規則

平成 6 年 8 月 24 日規則第 37 号

改正

平成 8 年 3 月 5 日規則第 5 号
平成 12 年 3 月 29 日規則第 24 号
平成 19 年 3 月 1 日規則第 2 号

平成 9 年 5 月 21 日規則第 17 号
平成 18 年 6 月 30 日規則第 26 号
平成 27 年 12 月 15 日規則第 61 号

(目的)

第 1 条 この規則は、ごみの減量を促進するため、生ごみ肥料化容器等を購入し、設置した者に対し、予算の範囲内においてその費用の一部を助成することにより、生ごみの減量化と生活環境の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において「生ごみ肥料化容器等」とは、次の各号に掲げる容器等をいう。

(1) コンポスト容器 土中の有用微生物群の活動を利用し、厨芥類等の生ごみを分解させて、その容量を減少させ、又は堆肥化させる容器

(2) 密閉容器 有用微生物群の活動を利用し、厨芥類等の生ごみを発酵させて、その容量を減少させ、又は堆肥化させる容器

(3) 機械式生ごみ処理機 発酵、乾燥等の方法により厨芥類等の生ごみの容量を減少させ、又は堆肥化させる機械

(助成金額)

第 3 条 助成金の額は、生ごみ肥料化容器等 1 基につき購入額（消費税額及び地方消費税額を除く。）の 2 分の 1 の額（100 円未満の端数は切り捨て）とし、生ごみ肥料化容器等 1 基あたりの助成金の限度額は、次の各号に掲げる生ごみ肥料化容器等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) コンポスト容器 6,000 円

(2) 密閉容器 6,000 円

(3) 機械式生ごみ処理機 25,000 円

(助成対象数)

第 4 条 助成対象となる生ごみ肥料化容器等の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) コンポスト容器 1 世帯（同居世帯は同一世帯とする。以下同じ。）につき 2 基までを助成する。

(2) 密閉容器 1 世帯につき 3 基までを助成する。

(3) 機械式生ごみ処理機 1 世帯につき 1 基を助成する。

2 コンポスト容器については購入後 2 年、密閉容器については購入後 2 年、機械式生ごみ処理機については購入後 5 年を経過したときは、再び助成対象とすることができる。

(助成金の交付要件)

第 5 条 助成金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件に該当しなければならない。

(1) 本市に住所を有し、居住している個人

(2) 市税に滞納がないこと。

(3) 市が指定した販売業者から購入すること。

(助成金の交付申請)

第 6 条 助成金の交付を受けようとする者は、生ごみ肥料化容器等購入設置助成金交付申請書（別記第 1 号様式）に必要な書類を添付し、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定により申請を行うときは、原則として生ごみ肥料化容器等を購入した日から起算して 1 年を経過する日までに申請しなければならない。

(助成金の交付決定)

第 7 条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、これを審査し、助成金を交付することが適当と認めたときは、生ごみ肥料化容器等購入設置助成金交付決定通知書（別記第 2 号様式）により、申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第 8 条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者が助成金の請求をしようとするときは、生ごみ肥料化容器等購入設置助成金交付請求書（別記第 3 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により請求を受けたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

3 助成金の交付は、申請者が指定する金融機関の口座へ振り込むことにより行うものとする。

(助成金の返還)

第 9 条 市長は、虚偽の申請又はその他不正手段により助成金の交付を受けた者があるときは、助成金の交付の決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

2 前項の助成金の交付の決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させようとするときは、

その者に対して理由を示すものとする。

(販売業者の指定)

第10条 生ごみ肥料化容器等の販売指定を受けようとする者で、次の各号に掲げる要件に該当する場合は、生ごみ肥料化容器等販売指定申請書(別記第4号様式)により、市長に申請することができる。

- (1) 市内に事業所があること。
- (2) 助成金交付事業の趣旨を理解し、本市に協力できること。
- (3) 市税の滞納がないこと。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、生ごみ肥料化容器等販売指定、却下通知書(別記第5号様式)により申請者に通知するものとする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成6年9月1日から施行する。

附 則(平成8年3月5日規則第5号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年5月21日規則第17号)

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則(平成12年3月29日規則第24号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の木更津市生ごみ肥料化容器購入設置助成金交付規則は、平成12年4月1日以降の生ごみ肥料化容器購入から適用し、施行日前の生ごみ肥料化容器購入については、なお、従前の例による。

附 則(平成18年6月30日規則第26号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の木更津市生ごみ肥料化容器等購入設置助成金交付規則は、平成18年7月1日以後に購入した生ごみ肥料化容器等に対する助成から適用し、同日前に購入した生ごみ肥料化容器等に対する助成については、なお、従前の例による。

3 この規則の施行の際現に改正前の木更津市生ごみ肥料化容器購入設置助成金交付規則の規定により調製された帳票は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成19年3月1日規則第2号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。(後略)

(様式に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成27年12月15日規則第61号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別記

第1号様式(第6条第1項)

第2号様式(第7条)

第3号様式(第8条第1項)

第4号様式(第10条第1項)

第5号様式(第10条)

改正

平成4年3月27日告示第29号	平成5年3月23日告示第34号
平成9年6月2日告示第125号	平成10年5月26日告示第110号
平成13年3月5日告示第41号	平成15年3月6日告示第36号
平成16年1月28日告示第21号	平成17年4月1日告示第79号
平成19年3月30日告示第74号	平成20年3月31日告示第78号
平成21年3月6日告示第49号	平成23年3月10日告示第53号
平成24年2月22日告示第37号	平成25年3月21日告示第65号
平成27年3月30日告示第87号	平成27年12月9日告示第316号
令和3年3月30日告示第70号	

木更津市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、合併処理浄化槽の普及を図るため、設置に要する経費について、予算の範囲内において、木更津市補助金等交付規則（昭和45年木更津市規則第21号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、合併処理浄化槽を設置する者に対し補助金を交付する。
(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 合併処理浄化槽 処理対象人員が10人以下のし尿及び生活雑排水を合併して処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBOD20mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有するものであり、かつ、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省浄化槽対策室長通知。以下「国庫補助指針」という。）に適合する機能を有するもの及び処理対象人員が10人を超えるし尿及び生活雑排水を合併して処理する浄化槽であって、BOD除去率90%以上、放流水のBOD20mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。
- (3) 高度型合併処理浄化槽 前号に定める合併処理浄化槽のうち、次のいずれかの機能を有するものをいう。
 - ア 窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の合併処理浄化槽 放流水の総窒素濃度が20mg/ℓ以下又は総磷濃度が1mg/ℓ以下の機能を有するもの
 - イ 窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の合併処理浄化槽 放流水の総窒素濃度が10mg/ℓ以下又は総磷濃度が1mg/ℓ以下の機能を有するもの
- (4) 単独処理浄化槽 平成13年3月31日以前に設置された便所と連結してし尿を処理し、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流するための設備又は施設であって、同法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により定められた計画に従って市が設置したし尿処理施設以外のものをいう。
- (5) 新規 建築物の新築又は増改築等に伴い、合併処理浄化槽を設置する場合をいう。
- (6) 単独転換 建築物の新築又は増改築等を伴わず、現に使用中の単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に付け替える場合をいう。
- (7) 汲取転換 建築物の新築又は増改築等を伴わず、現に使用中の汲取り便槽を合併処理浄化槽に付け替える場合をいう。

(補助対象施設)

第3条 補助金の交付の対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、処理対象人員10人以下の高度型合併処理浄化槽とする。ただし、新規については、前条第1項第3号イの高度型合併処理浄化槽に限る。

2 補助対象施設は、補助金の交付決定を受ける年度中に設置工事を開始し、当該年度の3月15日までに当該工事を完了するものとする。
(補助対象建築物)

第4条 補助金の交付の対象となる建築物は、建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準（昭和44年建設省告示第3184号）表1に掲げる住宅、共同住宅、下宿・寄宿舎及び店舗等併用住宅とする。

(補助対象地域)

第5条 補助金の対象となる地域（以下「補助対象地域」という。）は、市内全域とする。ただし、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域は、補助対象地域から除くものとする。

(補助対象者)

第6条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象地域において、補助対象施設を設置する者とする。ただし、次の各号の一に該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項の規定による設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認を受けずに、合併処理浄化槽を設置する者
 - (2) 住宅等を借りている場合にあっては、貸主の承認がとれない者
 - (3) 市税を滞納している者
- 2 前項の規定にかかわらず、不動産業者等（以下「建売業者」という。）が販売する目的で合併処理浄化槽付一戸建て住宅を建築する場合における補助対象者は、当該建売業者から当該住宅を取得する者（以下「取得者」という。）とする。この場合において、取得者は、速やかに住宅取得届出書（別記第1号様式）にその取得を証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象施設の設置に要する経費に相当する額とし、新規の場合は、474,000円を限度とする。

- 2 単独転換の場合の補助金の額は、窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の合併処理浄化槽で、放流水の総窒素濃度が10mg/ℓ以下又は総磷濃度が1mg/ℓ以下の機能を有するもの場合は、654,000円を限度とし、窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の合併処理浄化槽で、放流水の総窒素濃度が20mg/ℓ又は総磷濃度が1mg/ℓ以下の機能を有するもの場合は、564,000円を限度とする。
- 3 汲取転換の場合の補助金の額は、窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の合併処理浄化槽で、放流水の総窒素濃度が10mg/ℓ以下又は総磷濃度が1mg/ℓ以下の機能を有するもの場合は、574,000円を限度とし、窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の合併処理浄化槽で、放流水の総窒素濃度が20mg/ℓ又は総磷濃度が1mg/ℓ以下の機能を有するもの場合は、484,000円を限度とする。

(交付の申請)

第8条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとする者は、木更津市合併処理浄化槽設置事業補助金交付申請書（別記第2号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 合併処理浄化槽設置工事請負契約書の写し
- (2) 工事見積書の写し

- (3) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
 - (4) 合併処理浄化槽の構造図
 - (5) 当該浄化槽が国庫補助指針に適合していることを示す書類（登録証の写し及び管理票。）
 - (6) 小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づいて登録されていることを証する書類（保証登録証）
 - (7) 配置配管図及び排水系統図並びに現場案内図
 - (8) 工程表
 - (9) 浄化槽設備士免状の写し及び特別講習会終了証書の写し（ただし、昭和63年度以降に浄化槽設備士免状を取得した者は除く。）
 - (10) 住宅等を借りている者は、貸主の承諾書
 - (11) 市税の滞納がないことを証する書類（市税を課税されていない場合は、これを証する書類）
 - (12) その他市長が必要と認める書類
- 2 第6条第2項の規定による補助対象者は、補助金の交付の申請を建売業者に委任することができる。
（決定の通知）
- 第9条** 規則第6条の規定による決定の通知は、木更津市合併処理浄化槽設置事業補助金交付決定（申請却下）通知書（別記第3号様式）によるものとする。
（変更等の承認申請）
- 第10条** 前条の規定により補助金の交付を受けた者は、事業内容を変更又は中止をしようとするときは、木更津市合併処理浄化槽設置事業変更承認申請書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の変更又は中止を承認したときは、木更津市合併処理浄化槽設置事業変更承認通知書（別記第5号様式）により通知するものとする。
（実績報告）
- 第11条** 規則第12条の規定により実績報告をしようとする者は、補助事業完了後1カ月以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに、木更津市合併処理浄化槽設置事業実績報告書（別記第6号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 工事写真
 - (2) 合併処理浄化槽設置工事費支払い領収書の写し
 - (3) 浄化槽の保守点検を委託により実施する場合にあっては、浄化槽法第11条第1項の水質に関する検査（以下「11条検査」という。）に係る公益社団法人千葉県浄化槽検査センターの千葉県浄化槽一括契約制度要綱に基づく一括契約書の写し
 - (4) 浄化槽の保守点検を浄化槽管理者自ら実施する場合にあっては、11条検査の受検を契約したことを証する書類
 - (5) 浄化槽施工結果報告書
 - (6) 浄化槽法第7条に規定する検査に係る費用を納付したことを証する書類
 - (7) 浄化槽法第10条に規定する義務を遵守することを誓約する書類
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- （額の確定通知）
- 第12条** 規則第14条の規定による通知は、木更津市合併処理浄化槽設置事業補助金確定通知書（別記第7号様式）によるものとする。
（交付の請求）
- 第13条** 規則第15条の規定により補助金の交付を受けようとする者は、木更津市合併処理浄化槽設置事業補助金交付請求書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。
（決定の取消通知）
- 第14条** 規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、木更津市合併処理浄化槽設置事業補助金交付決定取消通知書（別記第9号様式）によるものとする。
（補助金の返還）
- 第15条** 規則第18条第1項又は第2項の規定による補助金の返還命令は、木更津市合併処理浄化槽設置事業補助金返還命令書（別記第10号様式）によるものとする。
（維持管理）
- 第16条** 補助対象者は、補助金の交付を受けて整備した合併処理浄化槽の機能が正常に稼働するよう適正な維持管理に努めなければならない。
（状況の確認）
- 第17条** 市長は、補助事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置工事の状況を確認することができる。
（理由の提示）
- 第18条** 市長は、第14条の規定による交付決定の全部又は一部の取消通知、第15条の規定による補助金の返還命令をしようとするときは、補助対象者に対してその理由を示すものとする。
（委任）
- 第19条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。
- 附 則**
この告示は、平成3年4月1日から施行する。
- 附 則**（平成4年3月27日告示第29号）
この告示は、平成4年4月1日から施行する。
- 附 則**（平成5年3月23日告示第34号）
（施行期日）
- 1 この告示は、平成5年4月1日から施行する。
（経過規定）
 - 2 平成5年5月31日以前に事業が完了し、かつ、第10条の規定による実績報告が提出された者の補助金の交付については、改正後の要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 附 則**（平成9年6月2日告示第125号）
この告示は、平成9年10月1日から施行する。
- 附 則**（平成10年5月26日告示第110号）
この告示は、公示の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。
- 附 則**（平成13年3月5日告示第41号）
（施行期日）
- 1 この告示は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に第11条の規定による実績報告が提出された者の補助金の交付については、改正後の要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成15年 3 月 6 日告示第36号)

この告示は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成16年 1 月28日告示第21号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に第11条の規定による実績報告が提出された者の補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年 4 月 1 日告示第79号)

この告示は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成19年 3 月30日告示第74号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に第11条の規定による実績報告が提出された者の補助金の交付については、改正後の要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成20年 3 月31日告示第78号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に第11条の規定による実績報告が提出された者の補助金の交付については、改正後の要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成21年 3 月 6 日告示第49号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に第11条の規定による実績報告が提出された者の補助金の交付については、改正後の要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成23年 3 月10日告示第53号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に第11条の規定による実績報告が提出された者の補助金の交付については、改正後の要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成24年 2 月22日告示第37号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に第11条の規定による実績報告が提出された者の補助金の交付については、改正後の要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成25年 3 月21日告示第65号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に第11条の規定による実績報告が提出された者の補助金の交付については、改正後の要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成27年 3 月30日告示第87号)

この要綱は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成27年12月 9 日告示第316号)

この告示は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月30日告示第70号)

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

木更津市告示第 1 2 1 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律 1 3 7 号）第 6 条第 1 項の規定により、令和 5 年度一般廃棄物処理実施計画を定めたので、木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成 5 年木更津市条例第 2 1 号。以下「条例」という。）第 1 3 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

木更津市長 渡 辺 芳 邦

一般廃棄物処理実施計画

I 総括

1 基本方針

(1) ごみ処理

- ア ごみの減量化・資源化の推進
- イ ごみの適正処理と効率化の推進
- ウ 市民協働による取組みの推進

(2) し尿及び浄化槽汚泥処理

- ア 生活排水処理施設の整備と普及
- イ し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進

2 計画の期間及び計画区域

(1) 計画期間

この一般廃棄物処理実施計画（以下「計画」という。）の期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までとする。

(2) 計画区域

計画区域は木更津市全域とする。

ただし、広域廃棄物処理事業に係る基本協定に基づき、君津市、富津市及び袖ヶ浦市で発生する一般廃棄物を、君津地域広域廃棄物処理施設で処理する。

Ⅱ 処理計画

1 ごみ処理実施計画

(1) 廃棄物の種類・発生見込み量

廃棄物の種類	発生見込量
燃やせるごみ	45,120 t／年
燃やせないごみ	900 t／年
粗大ごみ	1,410 t／年
資源ごみ	5,744 t／年
計	53,174 t／年

(2) ごみの減量化・資源化の推進

ア 家庭系ごみの減量化・資源化の推進

- (ア) リサイクルフェアの開催や積極的な情報発信を行うとともに、施設見学会や講演会、出前講座の開催等について検討し、減量化・資源化への意識啓発を推進する。
- (イ) 資源ごみ集団回収助成金を交付し、資源ごみ集団回収活動を支援する。
- (ウ) 生ごみ肥料化容器（肥料化容器・機械式処理機）の購入設置に対して助成金を交付し、生ごみの減量化を推進する。
- (エ) レジ袋の減量、食品ロスの削減等、一人の消費者としてできる取組を啓発する。
- (オ) 指定ごみ袋制度、ごみ有料化、粗大ごみの有料戸別収集制度を継続して実施する。
- (カ) 使用済み小型家電、小型電子機器等の収集を実施し、それらに含まれる貴金属やレアメタル等の資源の有効利用や廃棄物の適正処理を図ることで循環型社会の形成を推進する。

イ 事業系ごみの減量化・資源化の推進

- (ア) 事業所に対して、ごみの減量化・資源化を周知徹底するとともに、排出や分別、資源化、家庭系ごみへの混入抑制等についての指導を強化する。
- (イ) 多排出事業所に対して「事業系廃棄物の減量化及び資源化に関する計画」の提出

を求め、適正な処理と減量化・資源化目標の達成について指導する。

- (ウ) 事業系ごみ搬入車両の展開・開被検査の実施、事業系ごみ処理手数料適正化の検討等により、事業系ごみの減量化・資源化を進める。

ウ ごみ減量化・資源化のためのシステム整備

- (ア) 食品トレイ、紙パック、廃食油、プリンタートナー、充電式電池など、事業者による自主回収ルートを活用するとともに、このルートが市民に活用されるよう、情報提供を行う。
- (イ) 君津地域広域廃棄物処理施設から発生する溶融スラグ・溶融メタルについて、市の公共工事での利用促進を図る。
- (ウ) せん定枝の堆肥化など、新たな品目の資源化について検討を進める。

(3) ごみの適正処理と効率化の推進

ア 適正な収集・運搬の推進

- (ア) 収集作業の効率化や安全の確保を図るため、ごみ出しのルール遵守やマナー向上等の普及啓発や指導を行う。
- (イ) より効率的な収集運搬体制について検討を行う。
- (ウ) 収集運搬委託車両及び事業系ごみ搬入車両の展開・開被検査を実施し、不適正搬入の防止と適正な収集運搬を推進する。
- (エ) 利用者の管理となっているごみステーションについて、必要な調整を行うとともに、ごみステーション台帳のシステム化による効率化等を図る。

イ 収集運搬計画

一般廃棄物の種類 及び分別の区分		収集運 搬主体	計画 収集量	収集 回数	収集方法	搬入先
家 庭 系	燃やせるごみ	委託 業者	22,400t	週2回	指定ごみ袋に 入れ、所定の 集積所に分別	君津地域広域 廃棄物処理施 設
	燃やせないご み	市直営	700t	月2回	排出されたも のを指定曜日 に収集	木更津市クリ ーンセンター
	粗大ごみ	委託 業者	140t	電話予約による戸別収集		
資 源 ご み	容器包装プ ラスチック	委託 業者	790t	週1回	指定ごみ袋に入 れ、所定の集積	(株)佐久間木更 津リサイクル センター
	びん・か ん・ペット ボトル	委託 業者	1,930t	週1回	所に分別排出さ れたものを指定 曜日に収集	
	雑誌	委託 業者	2,400t	月2回	所定の集積所に 分別排出された ものを指定曜日 に収集	(株)佐久間木更 津営業所
	雑紙	委託 業者		月2回		
	段ボール	委託 業者		月2回		
	紙箱	委託 業者		月2回		

		紙パック	委託業者		月 4 回		
		新聞	委託業者		月 2 回		
		衣類	委託業者	150t	月 2 回		
		小型家電	市直営	4t	随時	自己搬入	木更津市
		自己搬入ごみ	市直営	2, 120t	随時		クリーンセンター
事業系	燃やせるごみ		直接搬入 又は許可業者	21, 600t	随時		木更津市クリーンセンター 又は君津地域広域廃棄物処理施設
	燃やせないごみ			40t			木更津市クリーンセンター
	粗大ごみ			410t			
	資源ごみ			470t			(株)佐久間木更津リサイクルセンター

ウ 中間処理計画

(ア) 市内から発生する廃棄物

施設名	処理内容	搬入する廃棄物の種類	処理見込量	処理主体
木更津市クリーンセンター	破碎処理	不燃ごみ 粗大ごみ	9 0 0 t 1, 4 1 0 t	市 直営

君津地域広域廃棄物処理施設	焼却（ガス化溶融）処理	可燃物 不燃残渣 汚泥類等	46,161 t 1,129 t 2,289 t	委託
(株)佐久間木更津リサイクルセンター	選別・圧縮・梱包	びん・かん・ペットボトル 容器包装プラスチック	2,400 t 790 t	委託
(財)日本容器包装リサイクル協会	再商品化	びん・ペットボトル・容器包装プラスチック	1,348 t	委託
エム・エム・プラスチック(株)	マテリアルリサイクル	容器包装プラスチック	7 t	委託
遠東石塚グリーンペット(株)	再商品化	ペットボトル	400 t	売却

(イ) 市区域外から発生する廃棄物

施設名	処理内容	搬入する廃棄物の種類	処理見込量
君津地域広域廃棄物処理	焼却（溶融）処理	君津市、富津市及び袖ヶ浦市の一般廃棄物	57,748 t

エ 最終処分計画

処分方法	処分物	処分見込量	処理主体	委託先
------	-----	-------	------	-----

埋立処分	溶融飛灰	1, 350 t / 年	委託	グリーンフィル小坂(株) (秋田県鹿角郡小坂町)
		680 t / 年	委託	(株)エコス米沢 (山形県米沢市)

オ その他適正なごみ処理の推進

- (ア) 適正処理困難物や家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）に基づくリサイクル品目、パソコン（一辺が 40cm 以上のもの）などの市が収集・処理しないごみについて、処理方法や処理が可能な民間事業者等の情報提供を積極的に行う。
- (イ) 事業所から排出される産業廃棄物のうち、一般廃棄物と併せて処分することができ、かつ、一般廃棄物の処分に支障がないと認めたもの（条例指定産業廃棄物）については、品目・数量等を制限して受け入れ、適正に処理する。
- (ウ) 資源ごみの抜き取り行為対策や不法投棄対策を進めるとともに、在宅医療に伴う医療系廃棄物、災害廃棄物、海岸漂着物等についても、仕組み・体制等の検討を行う。

カ ごみ処理施設の適正な維持管理

- (ア) 設備機器の保全や日常の運転管理を適切に行い、安定した処理を進める。
- (イ) 平成 17 年度末で廃止されたクリーンセンター焼却施設や老朽化が進んでいる粗大ごみ処理施設など、今後のクリーンセンター施設全体の利用計画について検討を行う。

キ ごみ処理の効率化の推進

- (ア) 現在直営で収集しているごみの段階的な民間委託移行を検討する。
- (イ) 一般廃棄物会計基準導入の検討や、各業務の改善・見直しを推進する。

(4) 市民協働による取組みの推進

ア 市民参加による減量化・資源化の推進

- (ア) ごみ減量やリサイクルに自主的に取り組んでいる団体・グループ等の活動を紹介するなどの支援を行う。
- (イ) リサイクルフェアを開催する。
- (ウ) 木更津市廃棄物減量等推進審議会を設置するとともに、市民の声を聞く機会を積極的に作る。

イ 事業者との連携

- (ア) 事業者による自主回収ルートを活用するとともに、このルートが市民に活用されるよう、情報提供を行う。
- (イ) マイバッグ持参の呼びかけ、簡易包装の実施、資源物の自主回収など、自らがごみ減量化・資源化に取り組むよう、事業者に対して要請する。
- (ウ) 排出事業者や収集運搬業者等との意見交換の実施など、事業者の意見を聞く機会を積極的に作る。

ウ 情報共有の推進

- (ア) ごみ出しカレンダーやごみ分別ガイドブック、広報きさらづ、木更津市ホームページ等の媒体により、新しくて充実した情報提供を行う。
- (イ) ごみ分別ガイドブックの内容に変更が生じた場合は速やかに修正、変更、追加など見直し、周知する。
- (ウ) 中間処理施設・再商品化施設の見学会やごみの分別などについて、出前講座等の開催を検討する。

2 し尿及び浄化槽汚泥処理実施計画

(1) 廃棄物の種類・発生見込み

廃棄物の種類	発生見込量

し尿	2, 8 0 0 k l / 年
浄化槽汚泥	3 0, 3 0 0 k l / 年
計	3 3, 1 0 0 k l / 年

(2) 生活排水処理施設の整備と普及

ア 合併処理浄化槽の普及・促進

公共下水道区域外における合併処理浄化槽の設置に対して補助金を交付し、設置を促進する。

イ 浄化槽適正管理の普及啓発

合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽については、設置者の責任のもとで適正な維持管理が行われるよう、定期的な保守点検・清掃や法定検査の実施等について、普及啓発を図る。

(3) し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進

ア 収集運搬計画

廃棄物の種類	収集運搬主体	計画収集量	搬入先
し尿 浄化槽汚泥 計	許可業者	2, 8 0 0 k l / 年 3 0, 3 0 0 k l / 年 3 3, 1 0 0 k l / 年	木更津市新川園衛生処理場

イ 中間処理計画

施設名	搬入する廃棄物の種類	処理見込量	処理主体
木更津市新川園衛生処理場	し尿 浄化槽汚泥 計	2, 8 0 0 k l / 年 3 0, 3 0 0 k l / 年 3 3, 1 0 0 k l / 年	委託

君津地域広域廃 棄物処理施設	し尿浄化槽脱 水汚泥	1, 400 t／年	委託
-------------------	---------------	------------	----

ウ 最終処分計画

処分方法	処分物	処分見込量	処理 主体	委託先
埋立処分	溶融飛灰	38 t／年	委託	グリーンフィル小坂(株) (秋田県鹿角郡小坂町)
		19 t／年	委託	(株)エコス米沢 (山形県米沢市)

エ し尿処理施設の適正な維持管理

- (ア) 新川園衛生処理場は、老朽化が著しいことから、適正な維持管理と計画的な補修・改修を行う。
- (イ) 新川園衛生処理場は、引き続き包括的民間委託による運転管理を行う。
- (オ) 新川園衛生処理場の老朽化を考慮し、木更津下水処理場への機能移転に向け、関係法令及び事業進行計画を都市整備部下水道推進室と協議し、整理する。

3 適正処理困難物

条例第19条第1項で定める適正処理困難物は次のとおりとする。

石、砂、砂利、土、灰、石膏ボード、外壁材、屋根材、断熱材、コンクリート製品・コンクリートくず、レンガ、タイル、瓦、アスファルト、プレハブ、その他建築・建設廃材に類するもの、浴槽、給湯器、湯沸かし器、電器温水器、太陽熱温水器、ソーラーシステム、ボイラー、オイル・廃油、ガソリン・混合ガソリン、灯油、揮発油、ペンキ・塗料類、灰、プロパンガスボンベ、農薬、劇薬、在宅医療廃棄物（感染性のあるもの）、温度計（水銀を使用しているもの）、体温計（水銀を使用しているもの）、血圧計（水銀を使用しているもの）、二輪車（オートバイ・バイク・ミニバイク）、自動

車・二輪車用部品、ホイール、タイヤ、消火器、充電式電池、ボタン電池、バッテリー、リチウムイオン電池、ボウリングの球、サーフボード、FRP（繊維強化プラスチック）製品、ピアノ、耐火金庫、農林漁業用機械・器具など

4 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業

(1) 許可方針

一般廃棄物処理業許可については、事業系一般廃棄物の排出量が著しく増加し、本計画の実施に支障をきたすおそれがある場合を除き、次の一般廃棄物処理業許可業者以外には、新たな許可はしないものとする。

ただし、廃棄物の広域的な処理やリサイクルを促進する観点から必要と認めた場合はこの限りではない。

(2) 一般廃棄物処理業許可業者

業種	廃棄物の種類	業者名	所在地	備考
収集運搬業	ごみ	(有)アスカ	木更津市はたる野3-6-11	地区限定
		エルエス工業(株)	東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-2-8-503	廃棄物種類 限定
		(有)長田	木更津市八幡台 1-3-7	
		(株)金田臨海総合	木更津市瓜倉 985	地区限定 事業所限定
		(有)木更津清掃社	木更津市中野 143	
		木更津リサイクル(株)	木更津市潮見 6-16-3	

		(株)共進社	木更津市岩根 4-9-19	
		(有)グリーン	木更津市ほたる野 4-10-20	
		(有)栗原商店	木更津市高砂 1-9-26	
		(有)大丸運輸	木更津市潮浜 2-1-31	
		(有)丸三清運	木更津市戸国 421	
		(有)三重商事	木更津市長須賀 2398-1	事業所限定
	し尿及び 浄化槽 汚泥	(有)安藤清掃社	木更津市菅生 850-7	
		(株)君津清掃設備工業	袖ヶ浦市横田 3954	地区限定
		(株)KOUZUKI	木更津市万石 580-1	
		(株)ホワイト	木更津市新田 3-5-15	
	浄化槽 汚泥	(株)葵商事	木更津市畑沢 3-7-5	施設限定
		(有)君津清掃社	君津市中野 1-26-34	
		袖ヶ浦興産(株)	袖ヶ浦市蔵波 26-2	
処分業	ごみ	(株)かずさクリーンシステム	木更津市新港 17-2	中間処理 (溶融)
		(株)佐久間	木更津市潮浜 2-6-9	中間処理 (選別・圧縮・梱包)
		(株)東京木工所	木更津市木材港 4-1	中間処理 (破碎)
運搬業	ごみ	(有)内山建設	君津市三直 1274	市外から、

		(有)栄光商事	君津市三直 1287	本市に所在している家電リサイクル法に基づく指定引取場所や、君津地域広域廃棄物処理施設への廃棄物の搬入に係る許可
		(有)ケーアイコーポレーション	木更津市港南台 1-41-4	
		(有)鈴木建材総業	君津市三直 1268	
		(有)ヒロセ	君津市坂田 1279-1	
		(株)八千代商事	君津市坂田 309-16	
		(有)山田板金工業所	君津市常代 5-7-11	
		(有)天笠商事	富津市大堀 2-18-6	
		(有)大滝商会	富津市新富 64-3	
		(有)クリーンケアフツ	富津市大堀 2043-3	
		(有)栄屋	富津市大堀 1613	
		サンエルティ(株)	富津市亀沢 657	
		(有)新栄容器	富津市大堀 3-23-11	
		日本ビル防災(株)	富津市富津 49-13	
		富津美掃(株)	富津市富津 49-12	
		房総建材工業(株)	富津市下飯野 1306-4	
		吉原商事(株)	富津市湊 812-1	
		大平興産(株)	東京都千代田区内幸町 2-2-2	君津地域広域廃棄物処理施設から発生する溶融飛灰を市

				外へ運搬する。
		芝崎商事(株)	袖ヶ浦市横田 1866	市外から、本市に所在している家電リサイクル法に基づく指定引取場所への廃棄物の搬入に係る許可
		袖ヶ浦興産(株)	袖ヶ浦市蔵波 26-2	
		(有)大昌	袖ヶ浦市蔵波台 1-4-18	
		鎌滝運送(有)	市原市平蔵 2605	

(3) 浄化槽清掃業許可業者

業者名	所在地
(有)安藤清掃社	木更津市菅生 850-7
(株)君津清掃設備工業	袖ヶ浦市横田 3954
(株)K O U Z U K I	木更津市万石 580-1
(株)ホワイト	木更津市新田 3-5-15
(株)葵商事	木更津市畑沢 3-7-5
(有)君津清掃社	君津市中野 1-26-34

袖ヶ浦興産(株)	袖ヶ浦市蔵波 26-2
----------	-------------

5 関連施設の概要

施 設 名	木更津市クリーンセンター（粗大ごみ処理施設）
所 在 地	木更津市潮浜三丁目 1 番地
廃 棄 物 の 種 類	不燃ごみ・粗大ごみ
処理方法及び処理能力	横型回転式破砕機（衝撃剪断併用式） 25 t / 5 時間

施 設 名	君津地域広域廃棄物処理施設
所 在 地	木更津市新港 17 番 2
廃 棄 物 の 種 類	可燃ごみ・不燃ごみ・し尿処理施設脱水汚泥・焼却残渣
処理方法及び処理能力	焼却（ガス化溶融） 450 t / 日 (100 t / 日 × 2 炉、125 t / 日 × 2 炉)

施 設 名	(株)佐久間木更津リサイクルセンター
所 在 地	木更津市潮浜二丁目 6 番地 9
廃 棄 物 の 種 類	びん・かん・ペットボトル・その他プラスチック製容器 包装
処理方法及び処理能力	選別・圧縮・梱包 44 t / 日

施 設 名	木更津市新川園衛生処理場
所 在 地	木更津市牛袋 469 番地の 1
廃 棄 物 の 種 類	し尿・浄化槽汚泥

処理方法及び処理能力	一次処理 標準脱窒法（混合分解法） 二次処理 無酸素好気法 高度処理 凝集剤添加加圧浮上法 110k l／日
-------------------	--

木更津市告示第 1 2 2 号

木更津市廃棄物の減量化、資源化 及び適正処理等に関する条例（平成 5 年木更津市条例第 2 1 号）第 1 7 条第 1 項の規定により、令和 5 年度に本市が処分する産業廃棄物について次のとおり告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市が処分する産業廃棄物

1 処分する産業廃棄物の範囲

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 1 1 条第 2 項の規定により市が処分する産業廃棄物は、一般廃棄物と併せて処分することができ、かつ、一般廃棄物の処分に支障がないと認めたものとする。

2 処分する産業廃棄物の種類

市が処分する産業廃棄物は次の種類とし、いずれも毒性又は感染性の汚染物が付着したもの又はその恐れがあるものを除くものとする。

（1）紙くず

（2）木くず（長さ 8 0 センチメートル、太さ 1 5 センチメートル以内のものに限る。）

（3）繊維くず

（4）金属くず（2 0 0 リットル缶程度までの空き缶、スチール机、トタン及び農業用等の一輪車程度に限る。）

（5）ガラスくず及び陶磁器くず（空きびん、窓ガラス程度のものに限る。）

（6）汚泥（下水道処理施設及び道路側溝から発生する汚泥類に限る。）

（7）廃プラスチック類（廃タイヤは除く。）

（8）動物性残渣

3 搬入できる事業者

市内の事業者で、木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則（平成 5 年木更津市規則第 3 7 号）第 5 条第 2 項の規定により市長に申請し、その承認を受けた者とする。

4 搬入の制限

- (1) 市の指定する施設に搬入できる量は、1日につき概ね500キログラム以内とし、一般廃棄物と分別し搬入することとする。
- (2) 市が行う一般廃棄物の処分に支障を及ぼすと認めた場合は、前項の承認を取り消すことができる。



ORGANIC CITY
KISARAZU

未来につながるまち

令和5年度版 木更津市清掃事業概要

木更津市環境部資源循環推進課

〒292-0838 千葉県木更津市潮浜三丁目1番地

Tel : 0438-36-1133

Fax : 0438-36-5374

e-mail : clean@city.kisarazu.lg.jp